国史跡

高島藩主諏訪家墓所

上原賴岳寺高島藩初代藩主廟所調査報告書

2017.3

茅野市教育委員会

国史跡 高島藩主諏訪家墓所 上原賴岳寺高島藩初代藩主廟所調査報告書 茅野市教育委員会

国史跡

高島藩主諏訪家墓所

上原賴岳寺高島藩初代藩主廟所調査報告書

2017.3

茅 野 市 教 育 委 員 会

序

茅野市は、八ヶ岳の豊かな自然に恵まれ、国特別史跡尖石石器時代遺跡をはじめ、国史跡上之段石器時代遺跡、国史跡駒形遺跡など縄文時代の遺跡が数多くあります。また、棚畑遺跡出土の国宝「土偶」（縄文のビーナス）や中ッ原遺跡出土の国宝「土偶」（仮面の女神）の国指定文化財があり、「縄文の都」とも称されるほど縄文文化が栄えたところです。

今回、江戸時代頼岳寺に作られた高島藩主諏訪家墓所が国史跡に指定されたことは、当市の歴史の重層性を語る上に大変重要なことです。

諏訪氏は諏訪大社の神職や諏訪の領主として古代以来の系譜をもち、諏訪大社前宮や高島藩主諏訪家墓所の所在する頼岳寺の位置する上原は、諏訪氏の所領として多くの歴史を育んできた場所です。特に上原は、室町時代には上原城が諏訪氏の拠点となり、戦国時代には武田信玄との攻防の歴史を経て、一時諏訪地域の政治の中心を担うなど、歴史的背景の深い場所です。

このような深い歴史を持つ茅野市上原頼岳寺にある高島藩初代藩主とその父母である高島藩主諏訪家墓所の調査が一昨年より行われ、このたび学術調査報告書が刊行の運びとなりました。この歴史遺産を後世に遺し伝え保護することは当然ながら、今後、地域の宝として活かしていくことを、所有者の頼岳寺様とも諮ってまいりたいと考えております。

廟所の調査にご助力をいただきました関係者のみなさまに感謝申し上げるとともに、本書が中世から近世にかけての諏訪の歴史を解明するための一助となりますことを祈念申し上げます。

平成二九年三月

茅野市教育長　山田　利幸

例言

一　本書は長野県茅野市ちの字柿木平一五七四番一と一七五四番ロの一部に所在する、高島藩主諏訪家墓所の調査報告書である。

二　調査は平成二七年度および二八年度の国宝重要文化財等保存整備費補助金「市内遺跡発掘調査等事業」により実施した。

三　調査のうち、頼岳寺墓所詳細地形測量については株式会社嶺水茅野支店に、廟所内石造物測量については石造文化財調査研究所に、御廟所の建築調査作図については有限会社下倉設計にそれぞれ業務を委託した。

四　本書の執筆は、茅野市教育委員会職員のほか、石造文化財調査研究所の各氏にお願いした。文責については、文末に記した。編集は小林深志が行った。

五　本文中にある「諏訪家譜」「藩譜私集」は、昭和十年～十二年諏訪教育会『諏訪史料叢書』巻二十二～二十四、廿七による。

六　報告書使用写真のうち、諏訪市貞松院殿墓地・江音寺千野家墓所については、諏訪市教育委員会より提供を受けた。

七　調査・報告書作成にあたり、左記の方にご指導・ご教示を得た。記して感謝申し上げる。（敬称略・順不同）

文化庁記念物課　佐藤正知　三宅克広　浅野啓介
長野県教育委員会　平林　彰　櫻井秀雄　柳澤　亮
諏訪市教育委員会　高見俊樹　亀割　均　田中　総　関沢佳久　児玉利一
少林山賴岳寺住職　岸田栽華　臨江山温泉寺　瑞雲山江音寺
諏訪忠則　下倉孝繁　中井　均　吉田ゆり子　坂詰秀一　松原典明　河西克造　磯野治司
増井有真　金子浩之　豊田徹士　中野光将　山川公見子　柳川英司

目次

序
例言
第一章　調査に至る経緯……1
第一節　茅野上原の地理的・歴史的環境……1
第二節　調査に至る経過……3
第三節　調査の対象……3
第二章　調査の概要……4
第一節　詳細地形測量と構造物配置図作成……4
第二節　御霊屋測量調査……4
第三節　御霊屋内の調査……13
一　実測調査の方法……13
二　頼岳院（頼水）の調査……14
三　永明院（父頼忠）の調査……21
四　理昌院の調査……22
第四節　廟所内の調査……23
一　御霊屋前奉献石灯籠の調査……23
二　御霊屋前墓石の調査……26
第五節　廟所周辺の調査……28
一　頼岳寺境内墓所の石造物……28
二　諏訪市貞松院の石造物……31
第六節　周辺の調査……31
第三章　考察……36
第一節　頼忠・理昌院廟について……36
第二節　頼水廟について……38
第三節　温泉寺の鉄塔について……40
第五節　御霊屋前の奉献石灯籠の配置について……44
まとめ……46
写真図版

第一章　調査に至る経緯

第一節　茅野上原の地理的・歴史的環境

茅野市は長野県南東部の諏訪地域に位置する。諏訪地域の地勢は、北側が諏訪湖（七五九m）を中心とする「湖盆」と呼ばれる平地、南側が八ヶ岳火山列・蓼科山・霧ヶ峰山塊とその麓に発達した台地・扇状地・谷などからなる山地に大別される。この平地と山地に跨り、諏訪地域の南東部、二六五八・八八平方キロメートルを占めるのが茅野市域である。

茅野市は、東を主峰赤岳（二八九九m）に連なる二〇〇〇m台の山からなる八ヶ岳火山列と蓼科山（二五三〇m）北を車山（一九二五m）から西へ続く霧ヶ峰高原の山塊、西を赤石山脈の北に続く守屋・入笠山塊（守屋山一六五〇m）を市境とし、北西端部が諏訪湖盆と接する風光明媚な高原都市である。市域の三方を囲む山なみの麓には、湧水や小河川による浸食や堆積などの作用によっていくつもの台地や扇状地が形成され、これらの高まりに点々と集落が営まれている。山麓が開析され、これにより生じた大量の土砂は、市内を流れる上川と宮川の一級河川によって諏訪湖方面へ運ばれ、市域の北西部に諏訪湖盆へ続く沖積段丘面および沖積低地を形成する。こうして形作られた標高にして八〇〇m前後の平地一帯に現茅野市街地が広がっている。

以上に記した市域の地形は、守屋山・入笠山塊の東の裾を西縁とする糸魚川―静岡構造線の断層活動と、その後に生じた隆起や火山活動によって形成されたものである。約二三〇〇万年前に始まったとされる糸魚川―静岡構造線の活動で、その東側の地域は広く大きく陥没した。この広大な落ち込みが「フォッサ・マグナ（大地溝帯）」と呼ばれるものである。ここに日本海と太平洋から海水が流入し、砂や泥が厚く覆うとともに海底火山に伴って噴出した岩石が堆積した。やがてこれらの堆積物が隆起し、守屋山が生まれることとなる。約二五〇万年前になると、フォッサ・マグナの各地で火山活動がさかんとなり、約一三〇万年前から約一万年前までに霧ヶ峰・車山山塊や八ヶ岳火山列が形成されていく。この過程の中で本州最大の黒曜石原産地（冷山、星ヶ台、星ヶ塔、星糞峠、和田峠など）が生成したとされる。これらの火山活動と並行して、約一〇〇万年前からフォッサ・マグナの西縁付近で断層活動が進行し、約三〇万年前に現在の諏訪盆地と諏訪湖が形成されたといわれている。このように市域の地形は、糸魚川―静岡構造線の活動以降のさまざま大地の動きによって、長い年月をかけて形づくられたものである。

こうして形成された変化に富んだ地形が、多様で豊かな山や川の幸を育み、また地形の形成過程において利器の材料に最適な黒曜石を身近な場所にもたらすこととなった。このような自然環境が備わった茅野市域は、特に自然界への依存度の高い縄文時代の人々にとって、生活を営む上で最適な場所であった。これを裏づけるように、茅野市内には特別史跡尖石遺跡、史跡上之段遺跡・駒形遺跡をはじめ、二〇〇箇所以上もの縄文時代の遺跡が八ヶ岳火山列、蓼科山、霧ヶ峰山塊、入笠山・守屋山塊の麓を中心に残されている。

高島藩主諏訪家墓所は、茅野市上原の諏訪市境に所在する。諏訪湖周と八ヶ岳山麓を画するように張り出した、霧ヶ峰山塊より続く永明寺山の山麓は、諏訪湖の対岸に筑摩へ通ずる塩尻峠、八ヶ岳山麓の先に甲州、上川と宮川を挟んだ対岸に伊那高遠へ通じる杖突峠を望むことができ、これらを結ぶ交通の要の地でもある。こうしたことから縄文時代以来今日まで、継続して集落が営まれたばかりでなく、山麓には古墳が多く築造されるなど、対岸の諏訪神社周辺の地と並んで、茅野市の歴史を語るには欠かせない地域となっている。

特に、中世から戦国時代にかけて、山腹には上原城と居館が築かれ、眼下の沖積地には上原城下町が栄え、また、城下町には上原五山といわれる寺院も建立されていたといわれ、諏訪地方の中でも政治の中心地であった。

諏訪惣領家の諏訪頼重が天文十三年（一五四四）に武田信玄に滅ぼされた後も、始め武田氏の城代板垣信方がこの上原の地で諏訪を統治したが、その後上諏訪茶臼山に高島城を築き、政治の中心や城下町も上諏訪に移る。その頃は上原もまだ古町として多少の賑わいはあったようである。

天正十年（一五八二）、武田氏が滅ぶと諏訪の地は織田信長によって河尻鎮吉の所領となり弓削重蔵が城代として諏訪に入る。その二ヶ月後、本能寺の変により信長が殺されると、千野昌房等が直ちに織田方を追い、頼忠を頭首に迎えた。

甲斐・信濃は、北条と徳川によって領地の奪い合いとなり、諏訪家は当初北条方に付いていたが、後に徳川方となり諏訪領は安堵される。このころは、すでに山城の時代ではなく、平城の時代であったため、上原城や茶臼山の高島城ではなく、現諏訪市中洲にあった下金子城を修築し居城とした。

天正十八年（一五九〇）豊臣秀吉による北条征伐により徳川家康が関東地方に移封となると、譜代となっていた諏訪家も関東地方に移ることになり、諏訪には豊臣家の武将である日根野高吉が領主として入る。日根野は下金子城を破却し、現在の高島城を築城する。

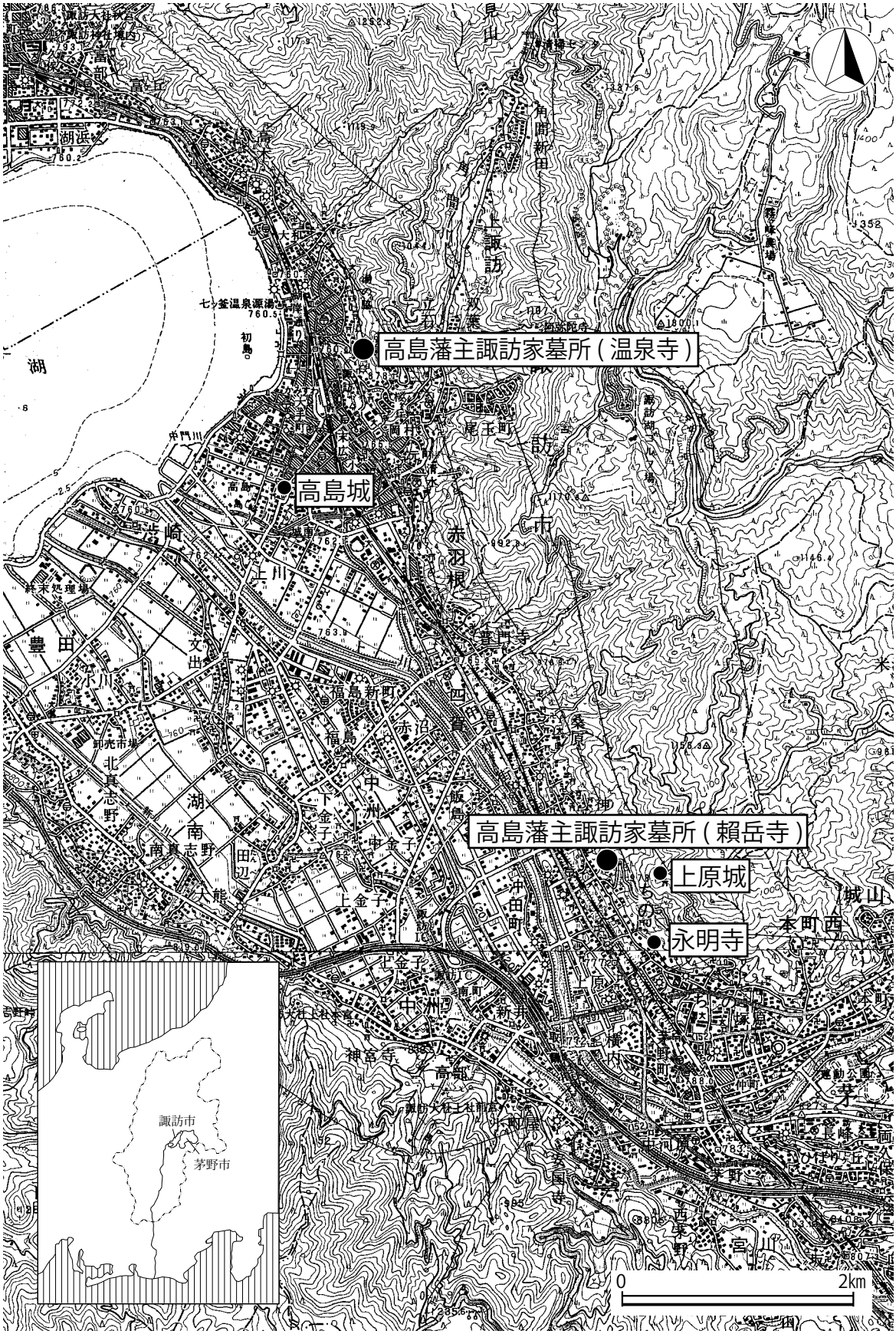

第1図　高島藩主諏訪家墓所の位置

慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦いが終わると、徳川家康に従い関東に移り上州へ移封されていた諏訪頼水が高島藩初代藩主として帰封する。居城は日根野氏が築城した高島城にそのまま入る。

このように、政治の中心はすでに上諏訪に移って長かったため、かつての諏訪氏の拠点であった上原の地は荒廃したままの状態であった。慶長十（一六〇五）年、父頼忠が亡くなると、頼水は古来より諏訪氏の拠点であり、諏訪氏の菩提寺である上原の永明寺に葬る。その後も頼水は、領国内の復興に力を注いだため寺の復興が遅れ、さらに諸事情もあって廃れたてしまう。また、寛永七年（一六三〇）何らかの事情で永明寺を破却する。そして、新たに頼岳寺を寛永八年（一六三一）に開基し、父頼忠と母理昌院を改葬した。頼岳寺は諏訪の曹洞宗の本寺で、開山は上州惣社の白井雙林寺から大通関徹和尚を迎え行われた。本堂の裏手に頼水の父頼忠、母の廟とともに頼水の廟がある。頼岳寺のすぐ南西には頼水の弟で二之丸家家老の初代となった諏訪頼雄が母理昌院殿の位牌所として建てた理昌院がある。諏訪に帰封後三〇年も経過した後である。

初代藩主である頼水もこの頼岳寺に葬られるが、すでに政治の中心は上諏訪の高島城に移り、城下町も発展してきていたためもあってか、新たに温泉寺を開基し諏訪家菩提寺とし、二代目以降の藩主はそちらに葬られることとなる。

第二節　調査に至る経過

頼岳寺は、安政六年（一八五九）四月の火災により本堂を焼失し、御霊屋も失ったが、ただちに再建されている。頼岳寺は明治三四年（一九〇一）にも火災により本堂を失っているが、御霊屋の記載はないことから、御霊屋は安政六年建立のままと考えられる。

廟所およびその周辺は、諏訪史談会により御霊屋内の石廟、宝篋印塔、五輪塔さらに家臣団を含めた墓石について配置や銘など現地調査が行われ、昭和二九年に『諏訪史蹟要項』（孔版）として刊行されている。しかし、石塔類の図はスケッチであり、墓石の配置図も見取り図であるなど、学術的な資料としては不十分なものであった。

茅野市教育委員会では、御霊屋を囲む廟所を「諏訪氏頼岳寺廟所」として昭和四七年十二月二六日付で茅野市史跡に指定しているが、これまで学術調査を行ったことはなかった。

そこで、廟所周辺の詳細地形測量・墓地内石塔類などの構造物配置図作成、御霊屋の建物測量調査、さらに御霊屋内の石廟、宝篋印塔、五輪塔の実測調査を行い、記録を後世にとどめることとした。

このような中、平成二七年一一月、矢島数由氏の御遺族から多量の資料の寄贈を受けた。矢島氏は、明治二七年に永明村（現茅野市ちの）の旧家に生まれ、家業の農業に従事しながら測量師の免許を取得している。矢島氏は、昭和六年にちの横内の下蟹河原遺跡において古墳時代初頭の住居址の調査を行い、詳細な記録を残し、その成果は地元の考古学者藤森栄一によって報告されている。また、後に尖石考古館初代館長となる宮坂英弐氏と長らく尖石遺跡他の調査に従事し、詳細な遺構実測図や遺構分布図などを残している。こうした成果は報告書『尖石』で用いられ、その後の尖石遺跡の集落研究に大いに活かされることとなった。こうした経過もあって、遺品の寄贈を受けたものであるが、寄贈された資料の中には、考古学関係以外の資料も多く残されていた。

その中に、諏訪地域内の墓石や石塔の実測図なども残されており、今回の調査対象である頼岳寺廟所内の石造物も含まれていることが判明した。そこで、今回の調査に合わせ、これらの資料も参考にして検討を行うこととした。

第三節　調査の対象

墓所は、少林山頼岳寺本堂の北側にあり、永明寺山の山麓を切土と盛土によって数段の平坦面を作り出している。

廟所は、頼岳寺本堂左脇に設置された石階段の参道を上がった正面に位置しており、御霊屋が設置されている。この御霊屋は三室に区分され、参道を上りつめた正面が御霊屋左端で、高島藩初代藩主諏訪頼水の安山岩製廟が祀られている。そして頼水の右にその父母がそれぞれ部屋として区分され、宝篋印塔と五輪塔を一対とする組み合わせによって祀られている。それぞれの部屋の正面扉上部に扁額が掲げられている。扁額にはそれぞれの院号、頼水は「頼岳院」、頼水の父である諏訪頼忠は「永明院」、母は「理昌院」が刻まれている。また、頼水の部屋の壁には三代藩主忠晴の書による墓誌が掲げられている。廟所内、御霊屋の前には子や家臣によって石灯籠六基が奉献されている。また、御霊屋前右側に、自然石を用いた墓石が一基認められた。

頼岳寺の墓所は広く、廟所周辺には高島藩二の丸家や大祝、家臣団の墓所が広がっている。既に墓参するもののない古い墓に交じり、現在まで継続して営まれている新しい墓も見受けられる。

今回調査の対象としたのは、左記のとおりである。

詳細地形測量と断面図は、御霊屋を中心に斜面上部に向かって右側の賴岳寺の本堂と、斜面上の新しく造成された墓地、左側の急傾斜となって民家となる間に挟まれた、古い造成の痕跡を残す範囲とした。

御霊屋は、建物の正面図、背面図と右側面図、平面の間取り図に加え、建築構造のわかる木組み図を作成した。

石塔類の調査は、御霊屋内の賴水石廟とその内部、永明院と理昌院の宝篋印塔と五輪塔、御霊屋前の廟所内石灯籠六基であるが、必要に応じて墓地内の旧家臣の石造物の実測を行った。また、参考資料として、貞松院石廟などもこれに加えた。

二代藩主以降の墓のある諏訪市温泉寺については、諏訪市教育委員会による調査と報告がなされているので、省略した。

第二章　調査の概要

第一節　詳細地形測量と構造物配置図作成

詳細地形測量は、平成二七年度に行った。測量の範囲は、御霊屋を中心に斜面上部に向かって右側の賴岳寺の本堂と、斜面上に新しく造成された墓地、左側の急傾斜となって民家となる間に挟まれた、古い造成の痕跡を残す範囲とし、今後、廟所の整備・修復が行われた後も地物や地形の改変に伴う修正更新が容易に行えるように、公共座標系を採用した。また、史跡指定予定地は二筆に分かれた土地のそれぞれ一部であることから、範囲の外周に外周杭を設置し、座標値を観測した。また、御廟所内をくまなく三次元計測するために、補助基準点を84点設置し、座標地を観測した。三次元計測は、四級基準点及び補助基準点から三次元レーザースキャナーにより、地物および地形の三次元点群データを計測し、各点で取得した点群データを公共座標系により統合し、樹木の枝葉、草等の不要点を排除したうえで、平面等高線図、構造物配置図、樹木植生図、エレベーション図の作成を行った。

また、御霊屋の正面・側面・背面立面図の作成も三次元レーザースキャナーを用いて作成したが、木組み図の作成は困難であるので、平成二八年度に別に委託事業とし、これを作成した。

第二節　御霊屋測量調査

御霊屋は初代藩主賴水の石廟、その父賴忠、母理昌院の宝篋印塔と五輪塔を覆う建物で二代藩主忠恒が建立したとされるが、建立年代は不明である。

後述するが、御霊屋内の賴水の廟に、高島藩三代藩主忠晴の記した墓誌が掲げられている。これによれば、延宝七年（一六七九）五月、忠晴が、諏訪賴忠（永明寺殿光山宗湖大居士）、その妻（理昌院殿玉栄貞珠大姉）、諏訪賴水（賴岳寺殿昊窓映林大居士）の祠廟を建立したとなっているが、忠恒が建立した賴水の廟を修理するにあたって、曾祖父母の賴岳院と理昌院の墓を併せて建立したものと考えられる。

「安政六年賴岳寺焼失之書留」によると、安政六年（一八五九）四月一六日午の下刻に賴岳寺内木部屋東隅から出火し、土蔵屋根伝いに火が広がり、唐裡、本堂、鐘楼、廻廊、開山堂、廟所に類焼した様子が書かれている。

また「明治二八年七月　曹洞宗少林山賴岳寺由緒」によれば、安政六年四月一六日火災に遇い堂宇を焼失したが、同年一二月までに庫裡が再建されていることがわかる。また、御霊屋は規模（竪四間三尺六寸横二間五寸此坪数九坪六合）、安政六年再建と書かれている。

賴岳寺は明治三四年（一九〇一）にも火災により本堂を失っているが、御霊屋についての記載はないことから、現存する御霊屋は、「明治二八年七月　曹洞宗少林山賴岳寺由緒」に記載されている規模等から見て安政六年に再建されたものと考えられる。

建地は桁行四間半（八・一九ｍ）、梁間（奥行き）二間（三・六四ｍ）の木造平屋建である。基礎は独立玉石据付に土台を乗せている。外壁は竪羽目板張りで、ベニガラを塗ってある。

平面は一院九尺（二・七三ｍ）角の三院建続（賴岳院、永明院、理昌院）の一棟造りである。床は土間（敷地地盤と同じ）。壁は竪羽目板張り、天井は棹縁、羽目板張りである。

正面の扉は三室それぞれにあり、両開きの唐戸を置き、持ち出し三尺（〇・九一ｍ）の祭壇を設け、持出し柱下に角型加工化粧踏み石を使用している。現在は蝶番によって開閉をするようになっているが、吊元の上下に軸摺の穴が開けられており、扉にも廻転軸を切断した痕跡が残されている。

屋根は平成二二年に修理されたものである。軒は一重軒の疎垂木、隅に反り付の和瓦を葺いている。平入の入母屋造である。流れ面はたるみ付き三つ母屋千鳥破風と妻壁に木連格子壁板張り。飾り棟は熨斗瓦七段積で、両端に盛足付き経の鬼瓦を取り付けてある。隅木の先端には飾り金物が付く。

（小林深志）

第2図　頼岳寺廟所周辺地形図及び構造物配置図

基準点及び史跡指定範囲外周点座標リスト

測　点	X	Y
301	1230.808	-32051.971
302	1209.195	-32072.187
303	1119.360	-32219.988
304	1056.318	-32239.083
401	1193.635	-32091.469
402	1179.355	-32120.236
403	1159.933	-32131.009
404	1151.089	-32153.878
405	1142.905	-32175.871
外周1	1168.870	-32111.371
外周2	1180.093	-32123.054
外周3	1171.834	-32131.679
外周4	1168.089	-32128.257
外周5	1165.324	-32131.409
外周6	1163.331	-32130.077
外周7	1166.105	-32126.150
外周8	1161.383	-32121.489
外周9	1162.315	-32117.277

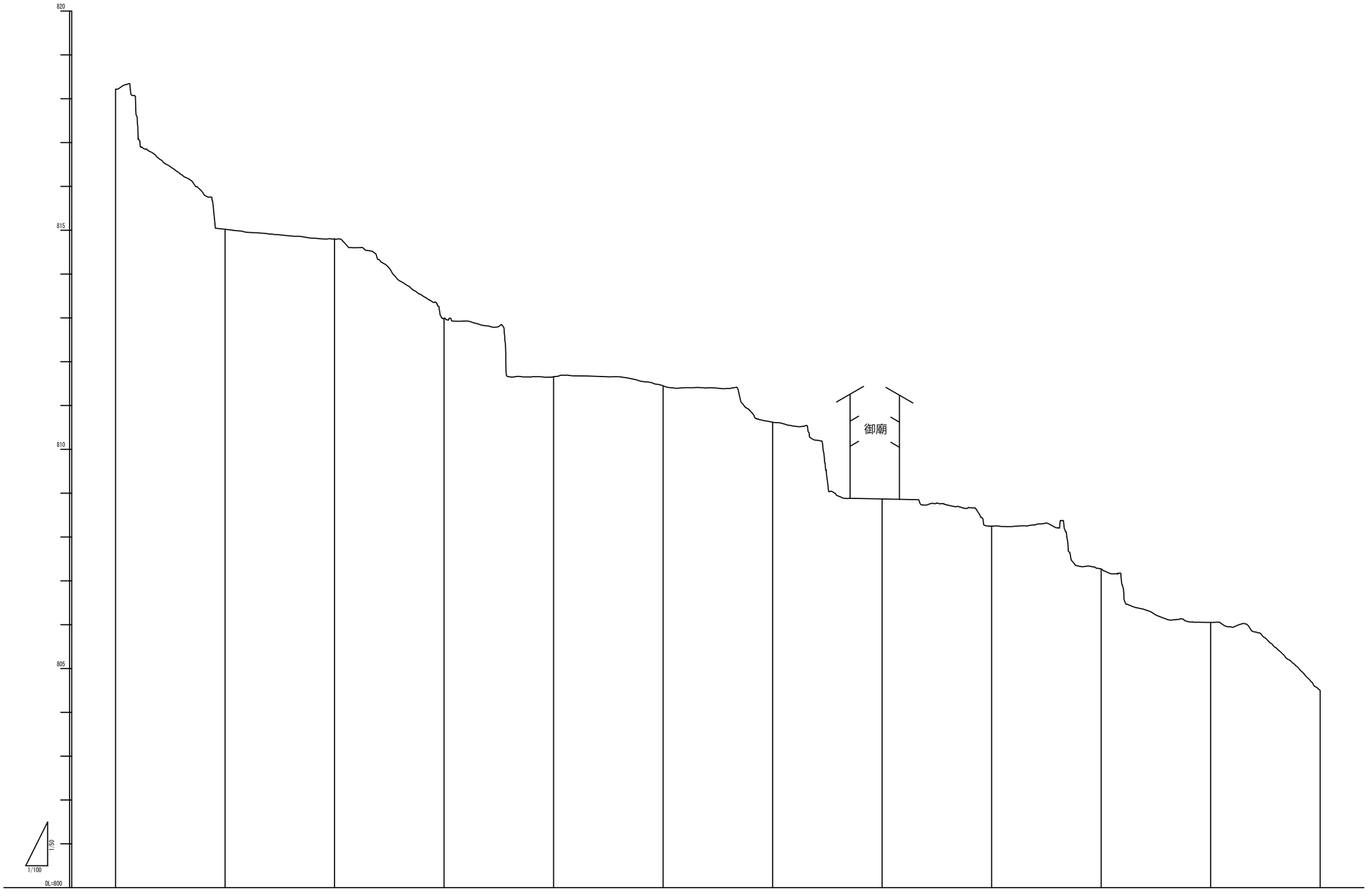

地盤高	818.217	815.022	814.802	812.986	811.657	811.450	810.619	808.869	808.250	807.271	806.052	804.499
追距	-35.000	-30.000	-25.000	-20.000	-15.000	-10.000	-5.000	0.000	5.000	10.000	15.000	20.000
単距	0.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	0.201	5.000
測点名	-35m	-30m	-25m	-20m	-15m	-10m	-5m	BP(0m)	5m	10m	15m	20m

第3図　エレベーション図№1

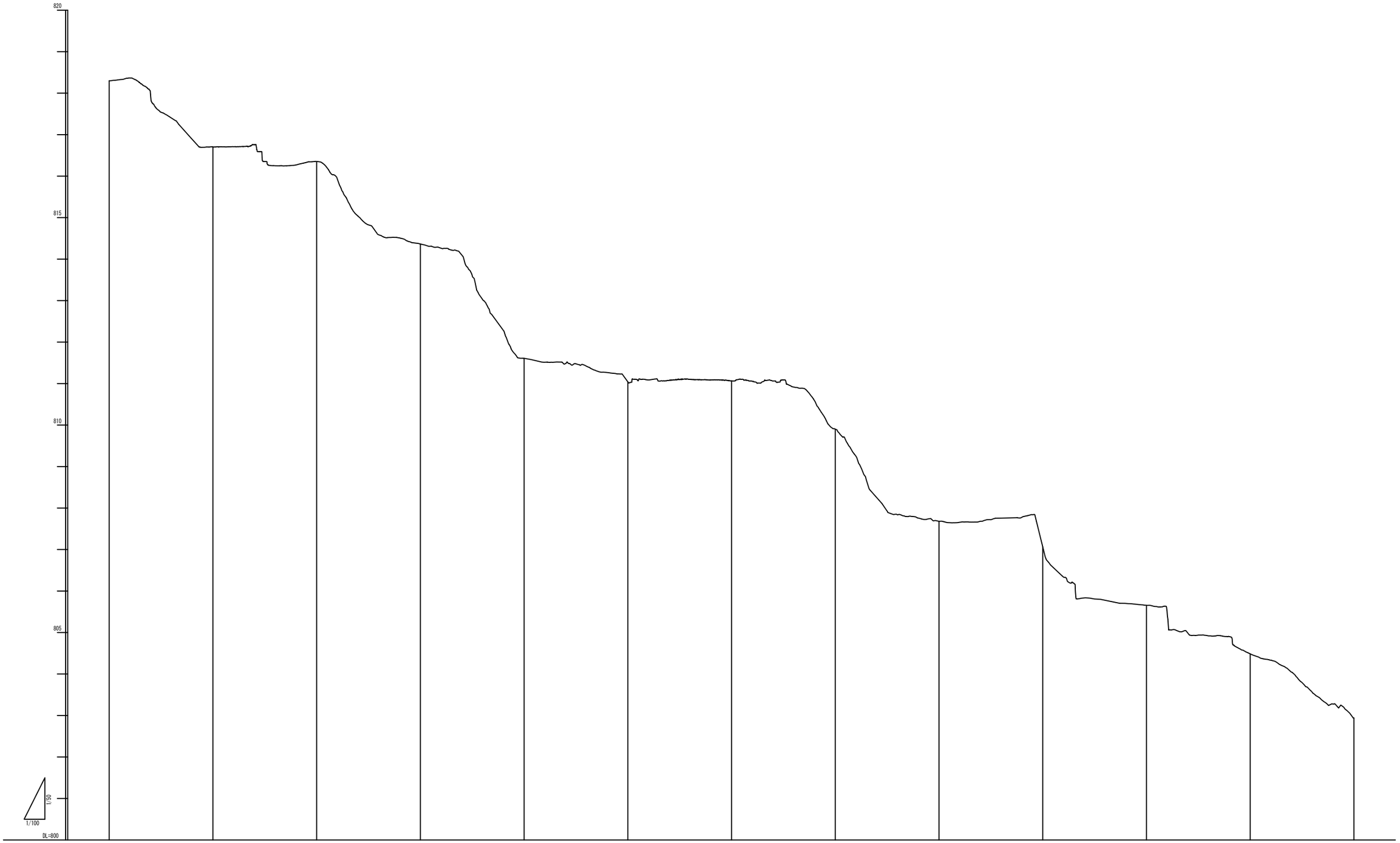

地盤高	818.299	816.704	816.353	814.363	811.610	811.042	811.066	809.902	807.681	807.066	805.657	804.486	802.941
追跡	-5.000	0.000	5.000	10.000	15.000	20.000	25.000	30.000	35.000	40.000	45.000	50.000	55.000
単跡	0.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	5.000	1.664
測点名	-5m	BP(0m)	5m	10m	15m	20m	25m	30m	35m	40m	45m	50m	55m

第4図　エレベーション図№2

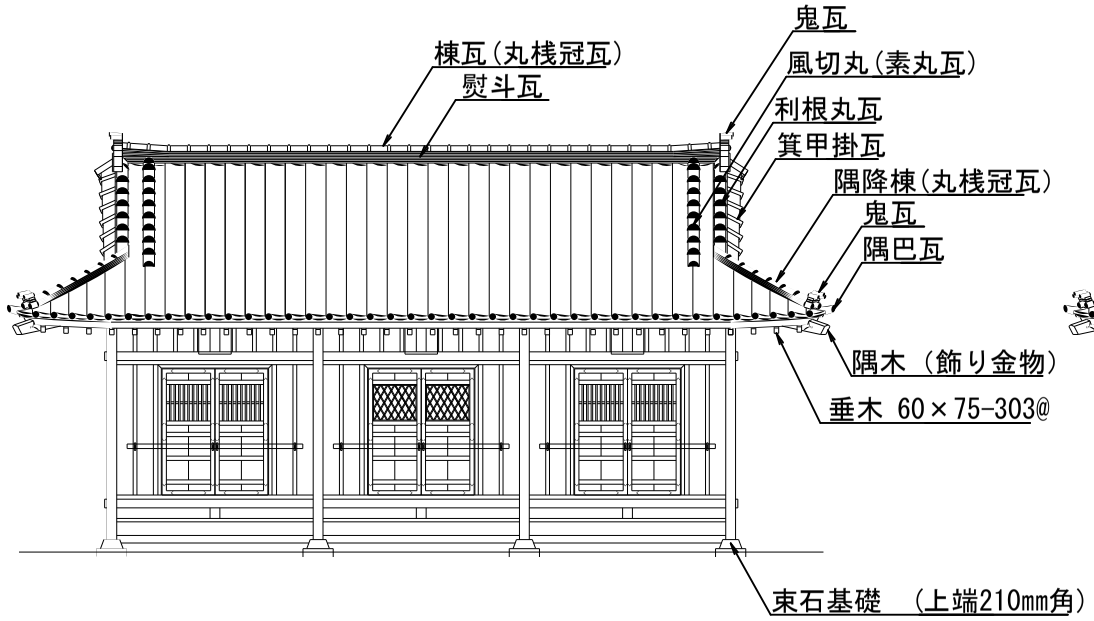

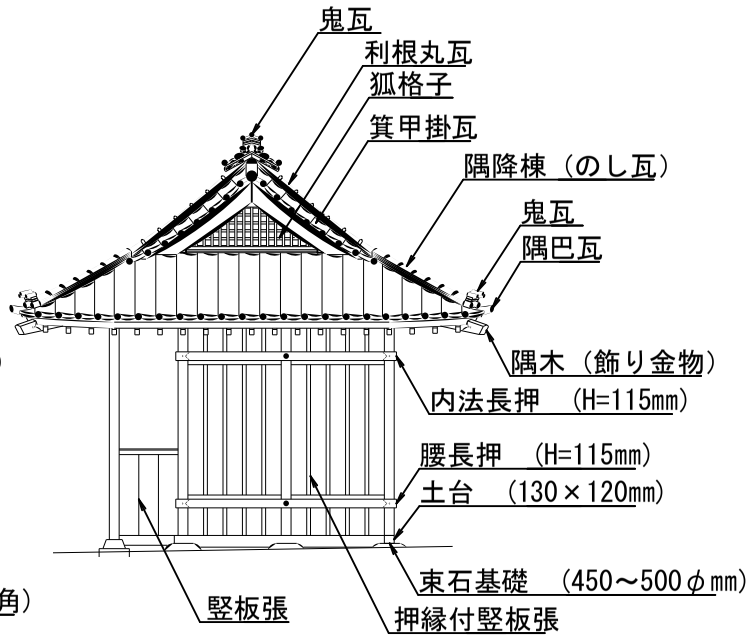

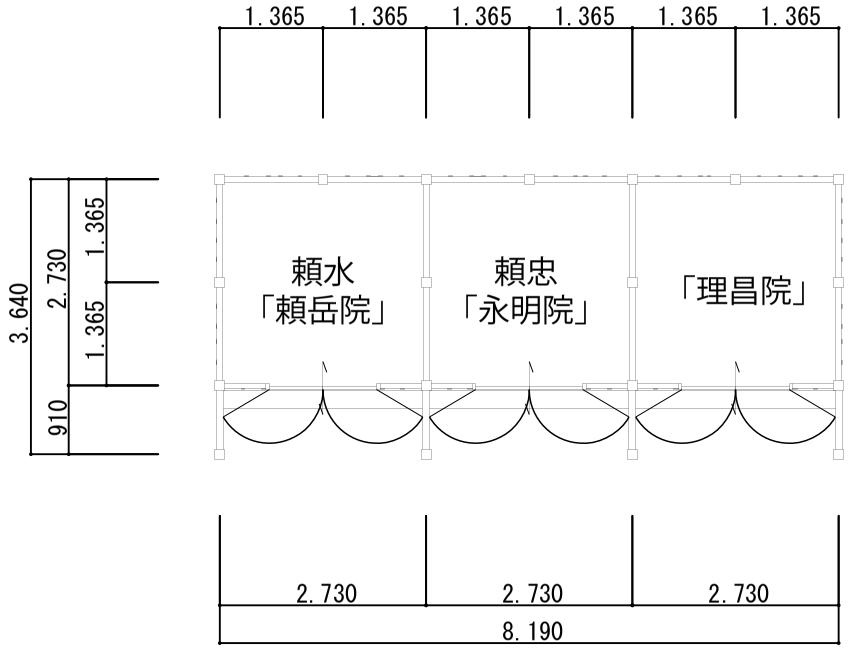

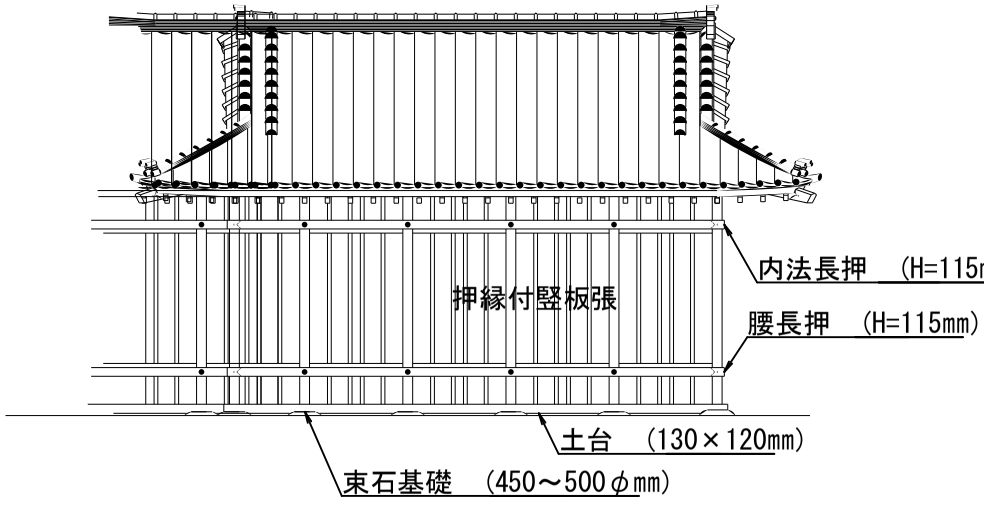

0 10m

第５図 頼岳寺御霊屋実測図

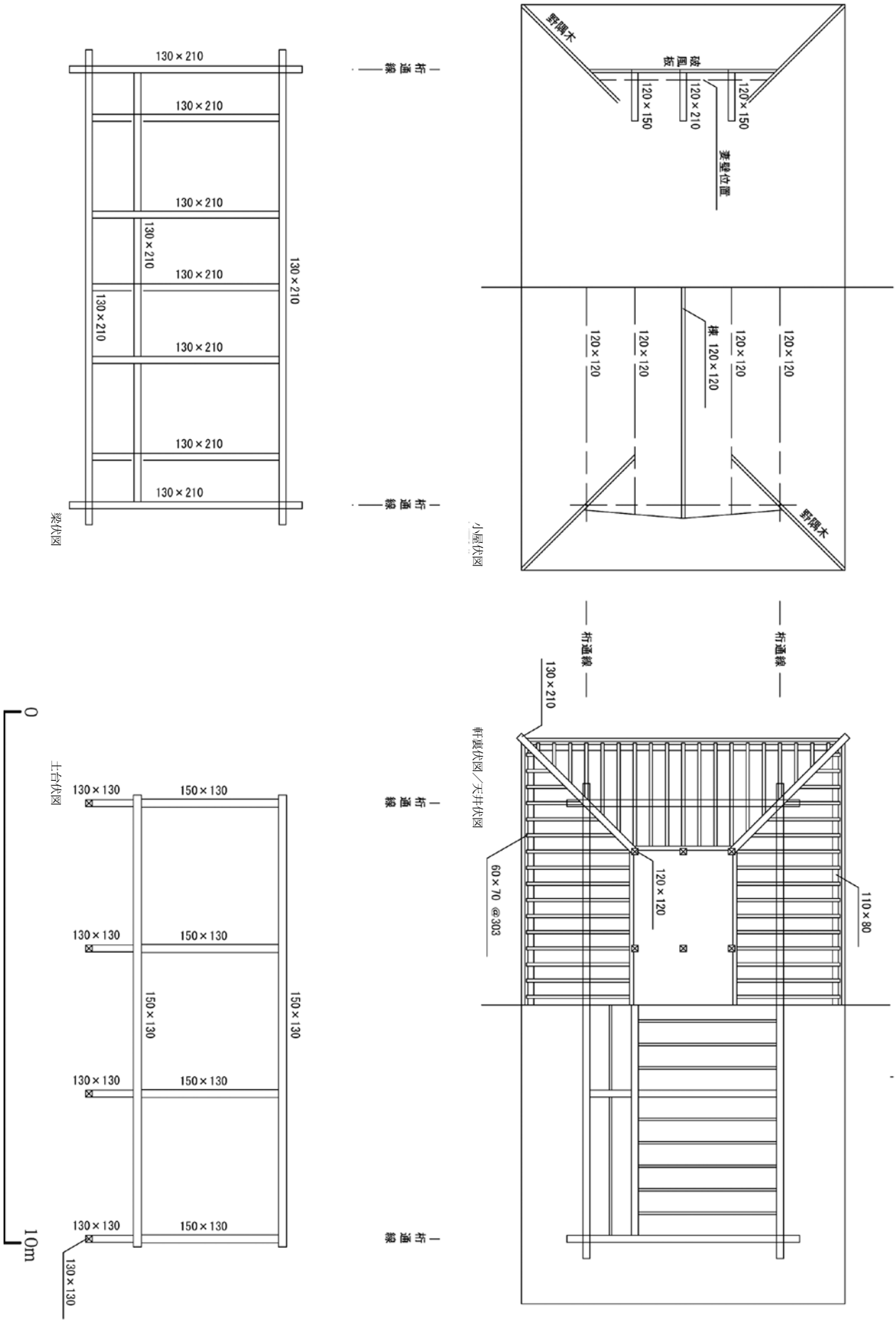

第６図　賴岳寺御霊屋伏図

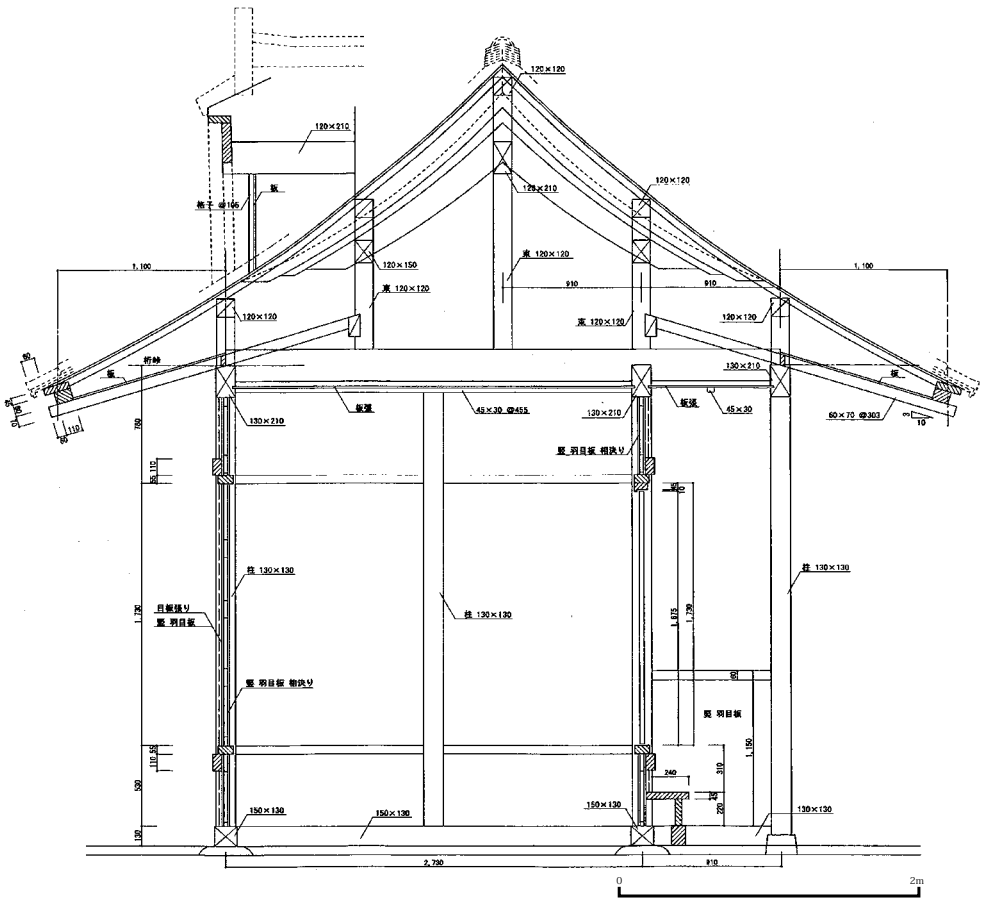

第７図　賴岳寺御霊屋木組図

第三節　御霊屋内の調査

石造物の調査は、その知識や実測方法に習熟したものが行う必要があり、この業務を委託により行った。

一　実測調査の方法

①　賴岳院（賴水）の実測調査

曹洞宗少林山賴岳寺に所在する高島藩初代賴水の安山岩製廟の実測調査は、規模が大きい石造物であったために実測図作成には苦慮した。そのために部材ごとによる実測を実施し、図面上で復元的に組み合わせる方法を採用した。

図は、正面図、側面図を基本として作成し、断面に関しては確認が得られた部分は実線で示し、不可能な部分に関しては想定部分や復元部分として点線で示した。

安山岩製の廟は、御霊屋内にあったためか壁面などに製作時と思われるノミの痕跡が明瞭に観察できる部分も多々あったが、経年劣化による欠損部分も若干あった。実測に際しては製作時の歪みや部材に本来有した窪み部分などは、凹凸などの詳細な実測は行得なかった。また、欠損部分などは復元として点線で表現した。したがって、現況を示す図というよりは、現況の状態も含めて図示した復元図として見ていただきたい。劣化位置や破損部分などの詳細が必要な個所は部分的な写真で示した。そして廟本体の構造のうち宝形造りの屋根の頂部に載る露盤と宝珠部分は、御霊屋の天井が露盤部分以上を覆っているために、下からの目視以外の詳細な観察はできなかったため実測も不可能であった。そこでこの部分に関しては、諏訪市の貞松院に所在する正室の廟の実測を行い、その図から復元的に賴水廟に合わせて図示した。

②　永明院および理昌院塔の実測調査

御霊屋は、賴水の石廟に向かって右側に永明院殿が祀られ、その右に理昌院が祀られている。御霊屋内の個々の部屋には基礎を据え、その上に五輪塔と宝篋印塔を一対として祀っている。

永明院廟は賴水廟の右に位置しており、基礎の上には向かって左に宝篋印塔、右に五輪塔が据えてあった。

理昌院廟は、永明院廟の右に位置している。永明院廟の基台より低い基台の上には向かって左に五輪塔、右に宝篋印塔が祀られており、五輪塔と宝篋印塔の据える位置関係が永明院廟とは正反対の祀り方であった。

実測調査は、塔ごとに行った。銘文や文様部分は採拓を行い、細部の表現の不足する

部分は写真撮影によってこれを補った。

③ 賴水廟前奉献石灯籠六基の実測調査

賴水廟の正面には奉献されたと思われる石灯籠が六基存在している。

実測調査は、石廟の実測調査と同様の手法で行った。なお六基の石灯籠基礎部分はそれぞれが地中に埋没していたので、可能な限り基部の範囲を確認したが、深い部分については点線による想定で示した。

また、各灯籠の銘文は現地で判読し、実測図に記したが、摩耗や欠損により不明や判読しにくい部分の文字については、銘文中□あるいは■で示した。一応銘文部分の拓本も図示しているためにこれを参考として頂きたい。

実測図に示した文字は、現況の文字を実測したものではない。また、文字の配置は重視したが、活字に置き換える際に文字間の若干の違いによるセンテンスの全体的な長さなどの違いが若干ある。文字配置の細部は拓本を参照して頂きたい。

二 賴岳院（賴水）の調査

賴水の安山岩製石廟は、基礎の上に築かれ、下から基壇、柱と壁・扉を構成する建物本体（一石刳り貫き造り）、宝形造りの屋根（一石）、露盤と宝珠から構成され、内部に石碑が安置される。廟本体の構造のうち宝形造りの屋根の頂部に載る露盤と宝珠部分は、御霊屋の天井が露盤部分以上を覆っているために、下からの目視以外の詳細な観察はできなかったため実測も不可能であった。そこでこの部分に関しては、諏訪市の貞松院に所在する正室の廟の実測を行い、その図から復元的に賴水廟に合わせて図示した。

① 基礎

基礎は、長方形の板材を平面で正方形となるように組み合わせている。基礎の高さは一三㎝を測り、正面は二つの材を組み合わせて幅二一三㎝、右側面は三枚で幅二二〇㎝である。石材の表面は整形・調整痕が残るがやや粗い仕上がりである。

② 基壇

基壇の規模は一辺一八二㎝、高さは三一㎝あり、前方と後方の二つの材に分かれる。四方に幅約五〇㎝、高さ二〇㎝、奥行き一・五㎝の区画を三つ有し、内部に蓮池文様や神紋を描く。側面から上面にかけては緩やかに内湾して角は隅丸となっており、上面には幅一五六㎝、高さ一㎝の浅い段が付く。上面中央部は上部材を組み込むために幅一三八㎝、深さ3㎝の刳り貫きが施されている。前後の材は密着して設置されており、隙間は認められない。文様は、基礎正面中央に「神紋」を配し、石廟裏面の区画に配された蓮のデザインだけに葉脈と輪郭が立体的に表現されている。鬼門との関係であろうか。

③ 建物

屋根以下の建物は一つの石材から成り、石材を立法体に成形した後に内部を刳り貫き、外面は柱や壁、扉等を整形している。建物は約一〇㎝幅の角柱が四隅に配される構造で、柱間は各一〇八㎝である。切目長押は幅一三二㎝、高さ一三㎝を測り、さらに中央部には幅七〇㎝、高さ五㎝の戸の台となる部分が創出されている。切目長押から内法長押までの高さは八四㎝で、正面には両開きの扉（桟唐戸）を立体的に造り出している。左右ともに扉の高さは七八㎝、幅は二九㎝を測り、上桟の上下幅は約四㎝、下桟はやや高く約一〇㎝、左右の立て框は幅三・五㎝である。桟の左右には幅八・五㎝、高さ二一㎝、奥行一三～一七㎝の刳り貫きが二列二段ある。本来の建築様式では、この刳り貫き部分は桟と立て框の間に入子板を入れて閉塞するが、内部の石塔を拝見できるよう窓状の形態となっている。

内法長押から地垂木の下にある丸桁までの高さは三四㎝で、正面は中央に扁額、左に月輪、右に日輪を配している。扁額の大きさは幅五二㎝、高さ三四㎝で、上下各二㎝、左右各四㎝の縁を有し、さらに内側の上下に約二㎝の化粧縁を造り出している。扁額には篆書で「碧落殿」の文字が横位に刻まれている。文字の施工面を観察すると平坦な鑿状工具のようなもので連続して押し削った様子や部分的に金が僅かに残っていることから、当初は金泥であったことが窺える。

月輪は三日月を寝かせたもので、最大幅二四㎝、厚さは最も肉厚な中央部で五㎝を測る。日輪は直径二二㎝のほぼ真円で、月輪・日輪ともに約五㎜ほど陰刻で表現されている。

正面・左右側面、裏面とも柱の出と壁の段差は二・五～三㎝で表現されている。部屋の内寸は計測できた範囲で左右八一㎝、前後八五㎝であり、内壁面は粗い加工痕が多く残る。正面を除く三面は切目長押、内法長押、丸桁以外の意匠や刻まれた文字はない。

建物全体の表面調整は大きく二種類の工具痕が観察できる。一つは、先に述べた平坦な鑿状工具と、もう一つは先の尖った工具である。調整の痕は全体では統一されず、不定方向に展開しているが、概ね建築の各部材や面的な区画を一つの単位として、縦位・横位・斜位に削っているように看守される。

④ 屋根

屋根は宝形造りで、厚さは地垂木まで含めると高さは七〇㎝を測り、全体的にずっしりと重厚感がある。垂木は繁垂木で、飛簷垂木と地垂木の二軒が陽刻で立体的に表現さ

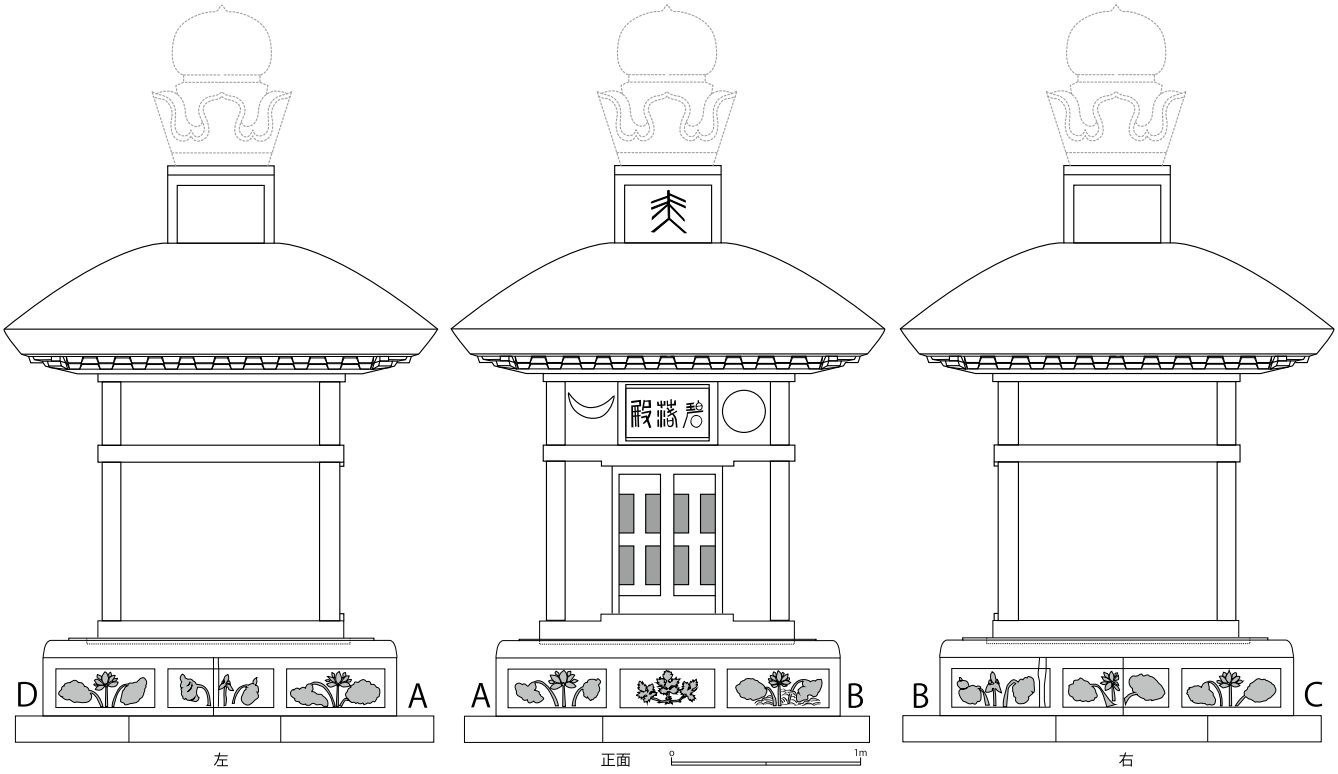

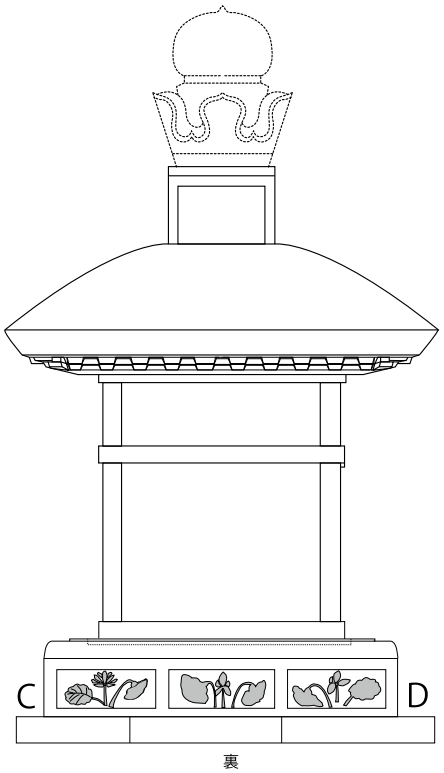

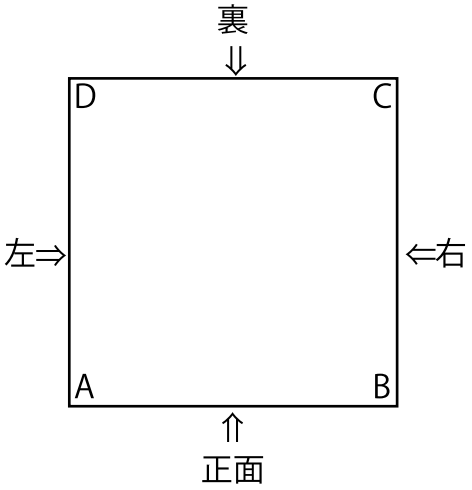

第 8 図　賴水石廟実測図 (1)

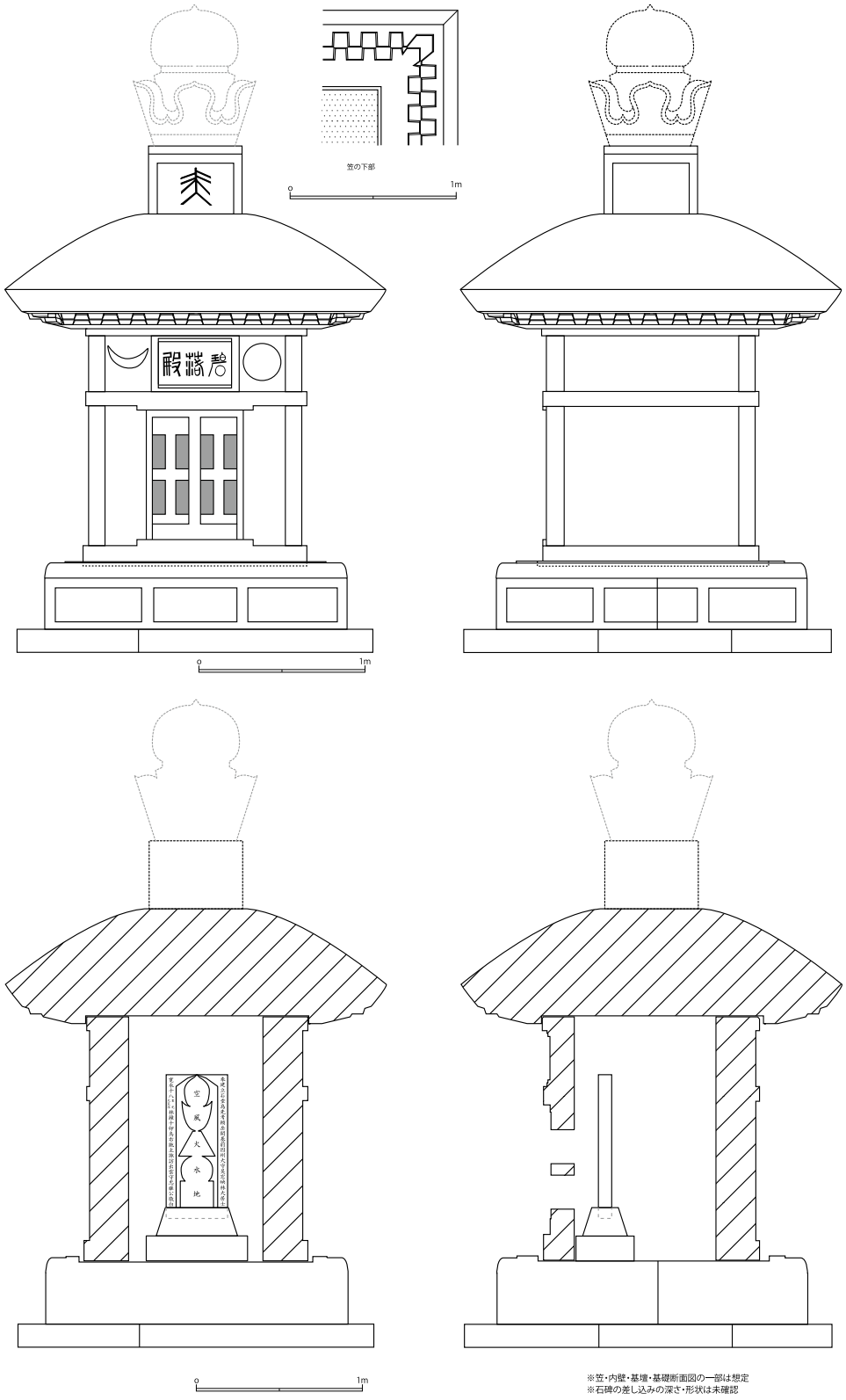

第 9 図　賴水石廟実測図 (2)

れている。垂木の数は四辺とも左右の隅を含めて一二本あり、形状は両者ともにやや逆台形を呈する。飛簷垂木の小口面の基本的な幅は上底約八・五㎝、下底約七・五㎝、奥行約九・五㎝、地垂木は上底約七・五㎝、下底約六・五㎝、奥行約六・五㎝を基本とする。ただし建物の中心線と中央垂木の中心がややずれていることから、垂木は外側から内側へかけて創出し、中央部でその間隔を調整したものと想定できる。また四隅の垂木は、下から観察すると先が剣状に尖る形状である。

⑤　石碑

石碑は、石廟の戸の桟の隙間から見えるように正面前方に配置されている。石碑の組合せの材は三つからなる。下層にあるのは正面幅六一㎝、高さ一五㎝、奥行き三五㎝の一枚の板石で、表面加工は粗い。その上に下底四九㎝、上底三八㎝、高さ一七㎝の台形を呈する基台があり、その上面中央部分は左右に長い枘穴を有しており、そこに扁平石に五輪塔を描いた石碑が組み込まれている。枘穴の深さは不明であるが、中央部のみ差し込むタイプではなく、石碑下部の横幅、奥行きと同じ幅を刳り貫いている状況は確認できる。

石碑は基台に差込まれた部分を除いて、幅三七㎝、高さ八〇㎝、奥行き八㎝の板状を呈する。左右に幅六㎝の縁を下方から上方にかけて有し、縁は上辺下八㎝付近から上辺中央に向かって二段階に屈折して表現されている。

右縁
「奉建立石堂爲先考賴岳開基前因州大守昊窓映林大居士」
左縁
「寛永十八 重光 大荒落 林鐘十卯鳥右施主諏訪出雲守忠隣公敬白」

の文字が刻まれている。また、縁に彫られた文字のうち「出雲守忠隣公敬白」部分には朱を入れ、その他の文字は全て金泥が用いられていることが明確である。

碑の中央には陽刻によって描かれた五輪塔があり、各部に「空風火水地」の文字を刻み、縁の銘と同じく金が残っている。

なお二代の名前については、忠恒または忠澄の表記が文献等にみられるが、忠隣と表記されたものは見当たらない。ただ、歴代藩主の中で出雲守の官位をもつものは忠恒だけであるので、二代藩主忠恒による建立であることは明白である。忠隣を名乗った新たな資料の発見が待たれる。

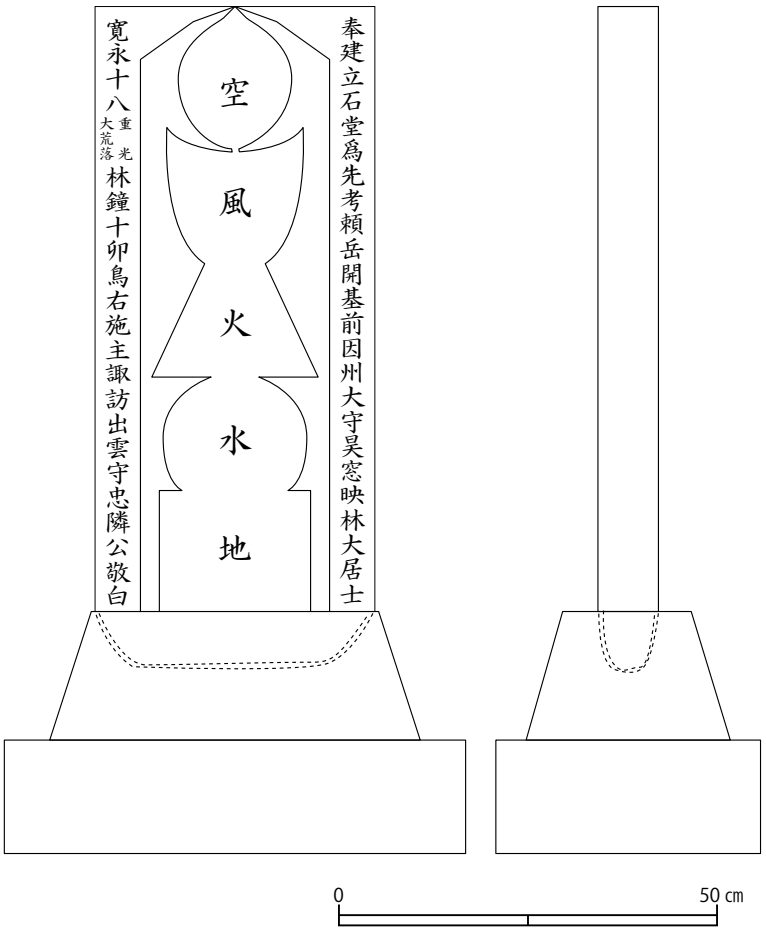

第10図　賴水石廟内石碑実測図

⑥　廟の部材の重量について

石廟の基本的な石材は安山岩で、各部材を造りだすための原石の重さについて推測しておく。安山岩の比重を標準的に二・四g／立方㎝とすると、基壇の大きさが幅一八二㎝×奥行九一㎝×高さ三一㎝（前後で分かれているため、個別に計算）であることから、現状では一二三二・二kg＝約一・二トン×二個という計算になり、少なくとも原材料はさらに重かったと言える。

また、建物部分は一材からなり、現状は成形によって内部を刳り貫いているが、原石は少なくとも幅一四六㎝×奥行一四六㎝×高さ一三〇㎝に比重をかけると六六五〇・五kg＝約六・六トン以上の重さとなる。

なお、建物の一部に後世のはく離や欠損ではないと想定される欠けが正面左の柱の上部や中央の扉に見受けられた。おそらくは、原石から削りだす前に、当初から部分的に欠けた部分があったものと想起される。

⑦　扉の創出方法

石廟の正面扉の造り方について、観察によって想定できることを若干述べる（図11参照）。陰刻によって造りだされた扉には縦横にケガキ線が残っており、おそらくは加工の目安線と考えられる。ケガキ線の残っている箇所から想定される加工方法は、

1. 扉の中心となる目安線を中央に縦に引く。
2. 左右に扉の上桟・立て框・下桟を造り出すため、表面を約五㎜彫り下げる。
3. 桟の幅を決めるため線を入れる。
4. 高さを決め、線に沿って内側を窓状に刳り貫く。
5. 残ったケガキ線は桟の意匠となる。

以上のような工程が想定できる。なお、先に述べた部分的な原石の欠けについては、扉の中央の剥離した部分の上にケガキ線が残っていたことがひとつの根拠となろう。

⑧　廟の漆喰について

石廟の基壇上面から側面の一部、建物の丸桁、屋根全面、路盤の一部には特徴的に漆喰が施されている。この漆喰は、基壇の一部にやや桃色から薄い赤色の部分があるが、ほとんどは白に近い灰白色である。石廟を造った際に表面の化粧として漆喰を施したとも考えられたが、おそらくは後世の補修・保護と考えられる。その理由としては、ひとつは漆喰の施工箇所が後世の欠損部分に顕著であること、もうひとつは、屋根や基壇の上面など限られた範囲に限定されていることである。

石廟自体に大きな欠損はないものの、正面右側柱の下端から切目長押の一部や基壇の正面左側の一部、露盤の正面上端に欠損と思われる部分があり、漆喰による補修が施されている。ただし、先述した「当初から部分的に欠けた部分」や細かい凹部分には充填されていないことから、大きく欠損した部分、特に正面観を意識した補修と考えられよう。

基壇上面から側面にかけての漆喰も前方の部材のみで、後方の部材には施されていない。これもやはり視覚的に正面のみの化粧と考えられる。屋根は全体に漆喰が施されており、垂木部分も丁寧に漆喰が塗られている。特に正面は建物の丸桁部分との組み合わせが判断できないほどに密着して充填しており、一見丸桁と屋根が同一材と見間違えるかのように丁寧に塗布されている。ただし、側面・裏面の垂木部分の一部には漆喰の剥離、もしくは最初から塗られなかったとも考えられる未施工部分もあり、やはり正面を荘厳に飾るための補修であったと考えられる。

（増井有真）

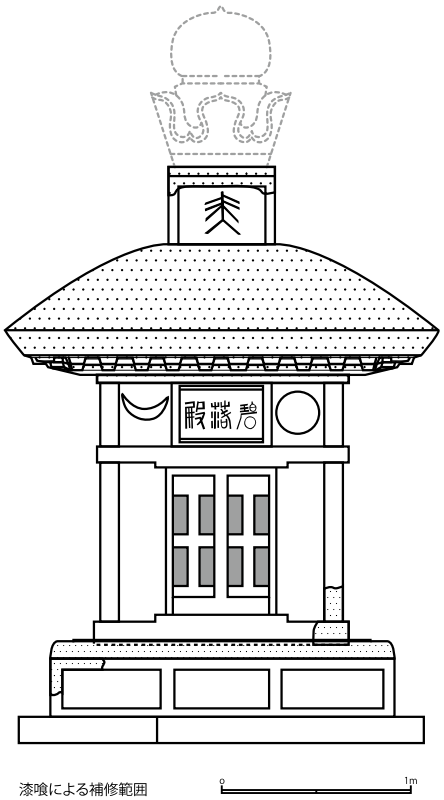

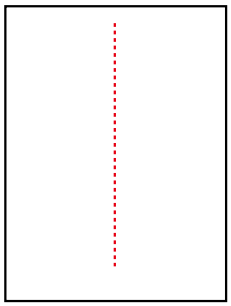
1. 扉の中心となる線を引く

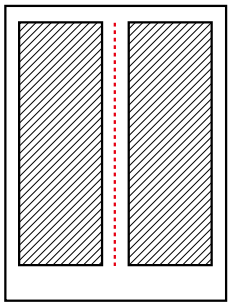
2. 左右に扉の上桟・立て框・下桟を造りだすため、表面を約５mm掘り下げる

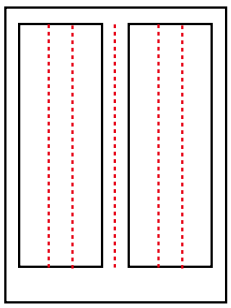
3. 桟の幅を決めるため線を入れる

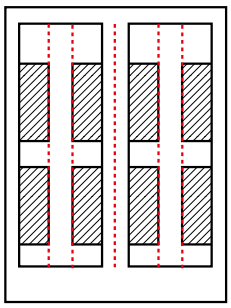
4. 高さを決め、線に沿って内側を刳り貫く

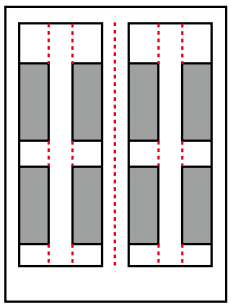
5. 残ったケガキ線は桟の意匠となる

第 11 図　賴水石廟漆喰位置図と扉製作想定図

⑨　廟の石材について

ⅰ　頼岳寺の石廟（図9・10）：安山岩である。結晶はあまり発達していない。淡灰色の素地に同色の麩のような質感の塊状のスコリア質の塊が点々と含まれている。規則正しく刻まれた工具痕はこの麩のような質感の夾雑物の上では消えてしまうような印象であるため、素地に比べてこの麩の部分は柔らかいものであろう。麩のような質感の夾雑物は直径二、三㎝ほどの大きさがあり、スコリア質の火山砕屑物が安山岩の質の溶岩に抱き込まれて流下した結果とみられる。他に白色の発泡したガラス質の小粒が点々と含まれている。また、所々に火山ガスが抜けた痕跡の不規則な穴が残っている。穴の形は不規則で表面は溶結しているため、高温状態の溶岩が流動する際に生じた空隙の間を高温の火山ガスが通り抜けた結果生じている穴とみられる。一㎡に一～二か所程度含まれている。

こうした産状から石材採掘の行われた場所は溶岩流の表層に近い部分とみられ、塊状を呈する転石利用よりも溶岩流そのものが火山から流下して冷却後にスラブになっている状態の岩壁から採取した石材であると想像できる。

ⅱ　頼岳寺の宝篋印塔（図13）：安山岩である。①の石廟に用いられている石材よりも、全体に白色の印象が強い石材が選ばれている。詳細は顕微鏡下で決めるべきだが、溶岩としての供給源は同じであっても露頭によっては色調が異なることも考えられると思うが今後の観察の必要がある。

ⅲ　貞松院の石廟（図27）：上記①とした頼岳寺の石廟と同じ石材を用いている。

⑩　聞き取り調査

ⅰ　貞松院住職の話：「開基の石塔の石材は神宮寺石だと聞いている。この周辺では殆どの石塔が神宮寺石（じんぐうじいし）と砥川石（とがわいし）で造られている。鉄平石（てっぺいせき）も取れるので、寺の門前の敷石にもその鉄平石を用いている。砥川石の砥川は地名で、下諏訪町域にあたる。神宮寺はあまり良くわからないが諏訪社の神宮寺があったことに因む地名だと思う」という。

（金子浩之）

⑪　墓誌

延宝七年（一六七九）五月、高島藩三代藩主諏訪忠晴が、諏訪頼忠（永明寺殿光山宗湖大居士）、その妻（理昌院殿玉栄貞珠大姉）、諏訪頼水（頼岳寺殿昊窓映林大居士）の祠廟を建立したことを銘記した木製墓誌であり、諏訪頼水墓石を囲む右脇壁面に取り付けられている。

幅四五・七㎝、長さ一一六・五㎝の黒漆塗り板に父母の功績を伝える漢文が篆刻され、文字内は胡粉？が詰められている。上端には吊金具が取り付けられる。吊金具は菊坐に環、雲形？金具が取り付けられている。

内容は、諏訪家の出自を前言とし、天正一一年（一五八三）徳川家康の本領安堵から、諏訪頼忠の軍功、関東転封、文禄三年（一五九四）諏訪頼水の相続、慶長六年（一六〇一）旧領復帰、慶長一九年元和元年大阪冬・夏の陣、寛永三年（一六二六）松平忠輝の禁籠、寛永一七年（一六四〇）諏訪忠恒の相続等が記されている。

また、初代藩主諏訪頼水が父諏訪頼忠（永明寺殿光山宗湖大居士）、その妻（理昌院殿玉栄貞珠大姉）の祠廟を築いたこと、その後三代藩主諏訪忠晴が初代藩主諏訪頼水（頼岳寺殿昊窓映林大居士）の廟所を修理したことなどが記されている。

頼水の最初の御霊屋がいつ作られたかについての記述がないが、すでに忠恒によってつくられていた御霊屋を建て直すこととなり、その際に祖父母の墓と合わせた三室の御霊屋に建て直したのではなかろうか。

内容の細部に差異はあるものの大まかには、寛永諸家系図伝、寛文一二年（一六七二）謄写した諏訪家譜や寛政重修諸家譜に類似している。

三代藩主諏訪忠晴が記した墓誌は、温泉寺に所在する諏訪藩二代藩主諏訪忠恒の祠廟にも掲げられており、同規模なものであり、諏訪家墓所における墓誌の在り方として着目すべき資料である。

（守矢昌文）

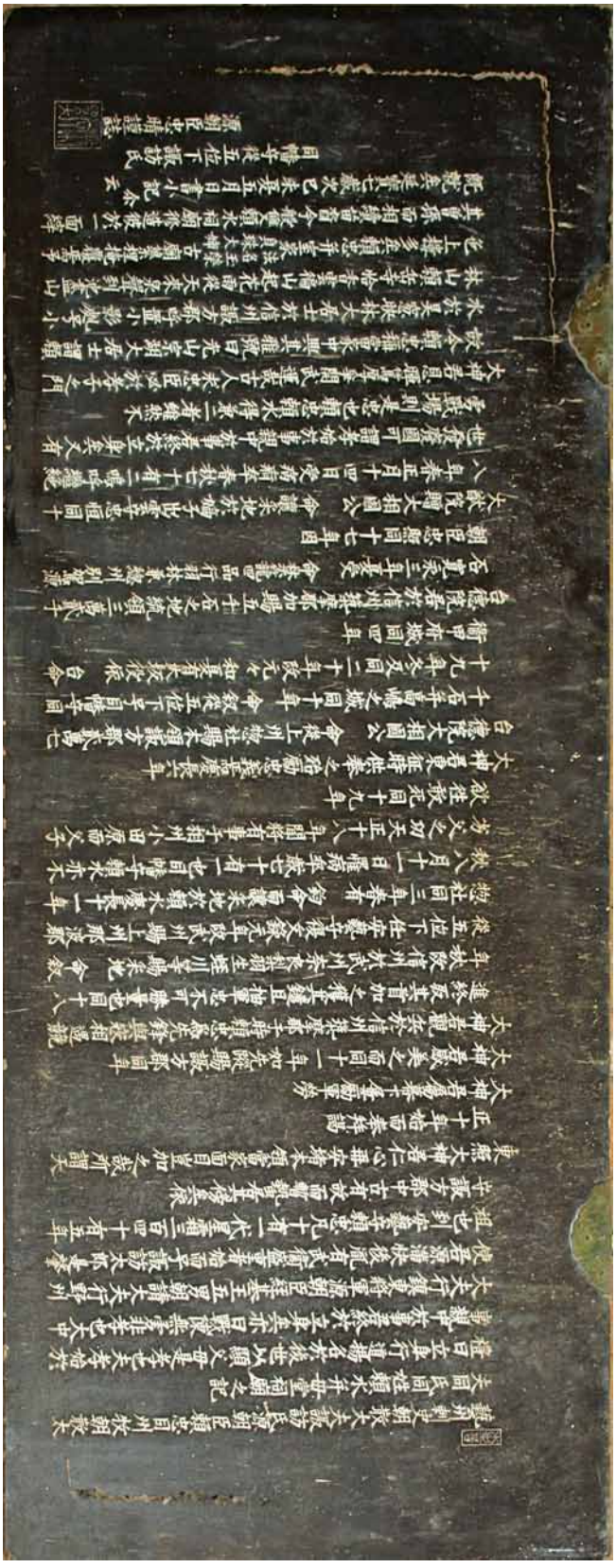

第 12 図　墓誌

三　永明院（父頼忠）の調査

御霊屋は三室構造で、このうち中央が諏訪頼水（高島藩初代藩主）の父、諏訪頼忠（永明寺殿光山宗湖）の墓室である。墓室の中央には長方形の切石を組み合わせた延石基壇が設けられ、向かって左側に宝篋印塔、右側に五輪塔が並んで建てられている。宝篋印塔と五輪塔の二基を組とし、頼忠の追善供養を兼ねて墓塔としたものであろう。

宝篋印塔は灰白色の安山岩製で、ほぼ完形で遺存状況は良好である。規模は基礎から相輪までが一一二㎝、隅飾幅は三三㎝、基礎幅は三二㎝である。基礎は正面と両側面の縁に方形の輪郭を巻き、上部の段形は三段である。基礎正面には「永明院殿／光山宗湖／菴主／慶長十年〈乙巳〉／八月十一日」と戒名及び忌日銘を五行で刻み、両側縁には格狭間を陽刻表現する。格狭間は椀形で上部を浅い蓮弁状とし、内部に縦連子を充填する。

基礎上の塔身は縁に方形の輪郭を巻き、その内側を細く巻いて二重とする。その内部には「心」を一字刻んでおり、極めて禅宗的である。屋根は上五段、下三段で、隅飾は二弧表現である。隅飾は緩やかに外傾し、四面ともに輪郭を巻く。相輪の覆鉢は下端が最大径となり、小鍔を挟んで下請花は無文、九輪は鍔状で等間隔に重なる。上請花は無文、宝珠は桃形で先端は円錐形を呈している。

五輪塔は灰白色の安山岩を用い、完形で遺存状況は良好である。規模は地輪から空輪までが六八㎝、地輪幅は二五㎝、水輪幅は二五㎝、火輪幅は二六㎝とほぼ同幅である。地輪は延石基壇の上に直接立ち、背はやや低い。水輪は隅丸方形を呈し、最大幅は中央付近である。上面中央に径九㎝、深さ一・五㎝の凹部を有し、小規模であるが納骨孔の可能性がある。火輪は下端が水平であるが軒上は両端が反り上がり、先端部は平坦をなす。屋弛みは照りが強く、上面に径七㎝、深さ三・五㎝の枘穴を設ける。空風輪は一石で、風輪は棗形を半裁した形態で、最大径で首部を幅狭に刻

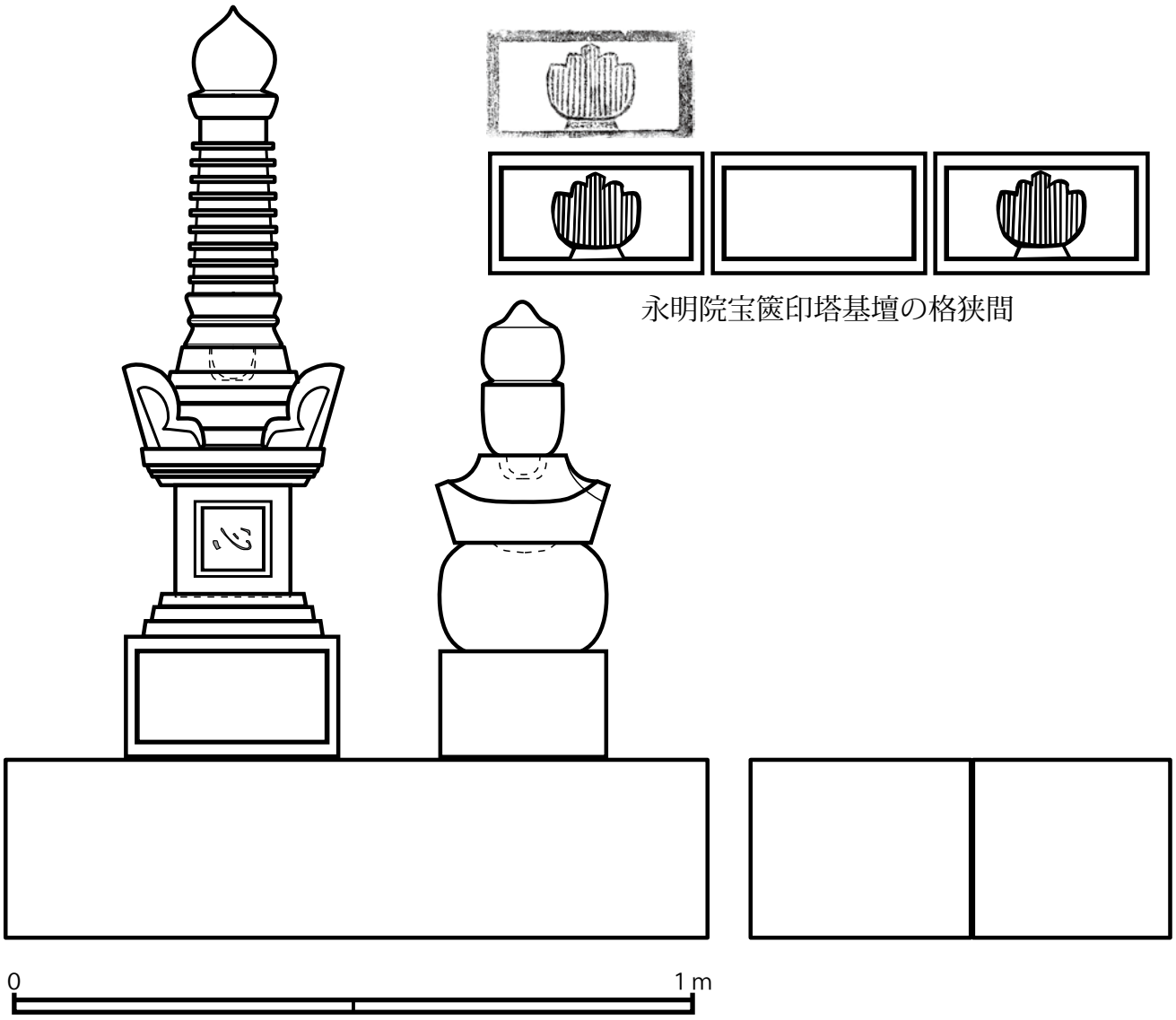

第13図　永明院殿塔

む。空輪は宝珠形に突出するが、上部で稜を有し、やや隅丸方形を呈する。

全くの無銘で時期は不明であるが、慶長十年（一六〇五）銘を有する宝篋印塔と同時期に造立されたと想定される。近世極初期の所産としては比較的古相を示す形態である。

四　理昌院の調査

御廟の右側は諏訪頼忠夫人（理昌院殿玉栄林公大姉）の墓室である。墓室の中央にはやや扁平な切石を組み合わせた延石基壇が設けられ、向かって左側に五輪塔、右側に宝篋印塔が並んで建てられている。やはり五輪塔と宝篋印塔の二基を組とし、頼忠夫人の追善供養を兼ねて墓塔としたものである。

五輪塔は灰白色の安山岩製で比較的遺存状況は良好であるが、水輪は後補と思われる。規模は地輪から空輪までが八一㎝、地輪幅は三八㎝、水輪幅は一九㎝、火輪幅は二四㎝である。地輪は幅三六㎝の一石基壇の上に立つ。背はわずかに低く素面で、正面に「理昌院玉栄林公大姉／寛永四〈丁卯〉九月二日」と戒名と没年を二行で刻み、一部に金箔が残る。水輪は多孔質安山岩で他の部材とは異なり、また幅一九㎝と規模も小さいため、全体のバランスを欠いている。上面と下面が皿状に浅く凹面をなす。前述のとおり後補であろう。火輪は背高で上下の軒反りが緩やかに平行し、水輪と接する下面はわずかに膨らみ、屋弛みは照りながら強く立ち上がる。上面には径一三㎝、深さ五㎝の枘穴を設ける。空風輪は一石で、風輪は逆台形を呈し、首部を刻まずに宝珠形の空輪が乗る形態である。なお、風輪には「風」、空輪には「空」、火輪には「火」がそれぞれ一字ずつ刻まれているが、後補と思われる水輪はともかく、地輪には銘を刻まない。したがって、火輪・空風輪と地輪が元からの組み合わせであるか疑問が残るが、目視では同一の石材であり、ともに金箔を残している点からも本来の組み合わせと想定しておきたい。

なお、塔形態としては火輪が背高で空風輪が大型化しており、近世期の特徴をよく示している。

宝篋印塔は灰白色の安山岩を用い、完形で遺存状況は良好である。規模は基礎から相輪までが一一〇㎝、隅飾幅は三四㎝、基礎幅は二八㎝で、頼忠の宝篋印塔と同規模である。基礎の正面は輪郭によって左右二区画とし、格狭間は刻まず、上部は無段である。基礎上の塔身は正方形で縁に方形の輪郭を

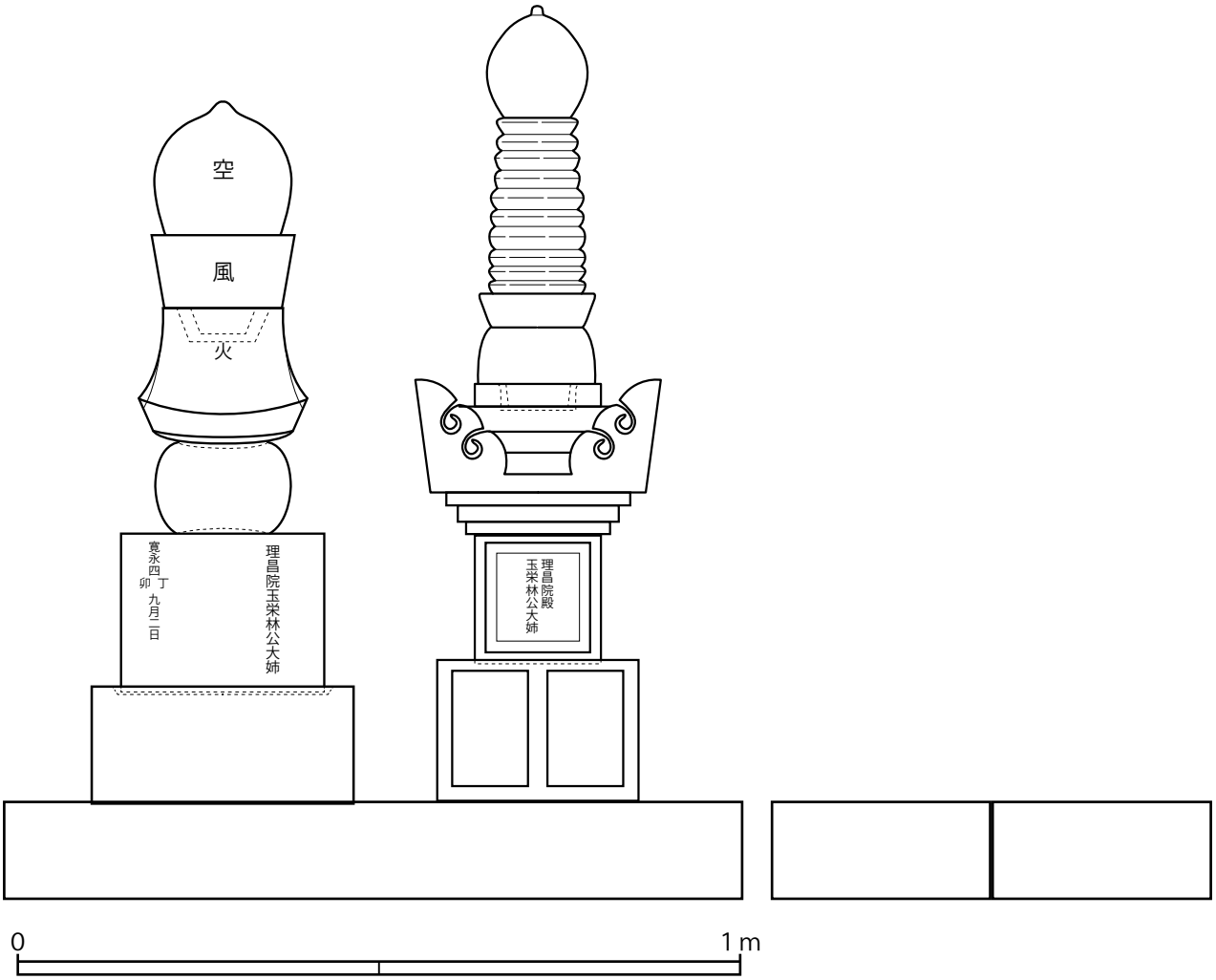

第 14 図　理昌院殿塔

巻き、その内側をさらに巻いて二重とする。内部に「理昌院殿／玉栄林公大姉」と戒名を刻む。

屋根は上四段、下三段で、隅飾は三弧表現である。隅飾はわずかに外傾し、四面ともに輪郭を表現せず、蕨手文を二つずつ巻く。蕨手の陰刻部には金箔が遺存しており、おそらく刻銘部は金で荘厳されていたであろう。相輪の覆鉢は大きく、下端が最大径となり、下請花は無文である。九輪は蛇腹状の表現とし、上請花は小さく無文である。宝珠は棗玉状を呈して大きく、頂部は円筒状の突起をなしている。

（磯野治司）

第四節　廟所内の調査

一　御霊屋前奉献石灯籠の調査

御霊屋頼水廟の前に、六基の奉献石灯籠がある。

実測調査は、石廟の実測調査と同様の手法で行った。なお六基の石灯籠基礎部分はそれぞれが地中に埋没していたので、可能な限り基部の範囲を確認したが、深い部分については点線による想定で示した。

また、各灯籠の銘文は現地で判読し、実測図に記したが、摩耗や欠損により不明や判読しにくい部分の文字については、銘文中□あるいは■で示した。一応銘文部分の拓本も図示しているためにこれを参考として頂きたい。

実測図に示した文字は、現況の文字を実測したものではない。また、文字の配置は重視したが、活字に置き換える際に文字間の若干の違いによるセンテンスの全体的な長さなどの違いが若干ある。文字配置の細部は拓本を参照して頂きたい。

①　頼郷奉献石灯籠

頼水の子、頼郷による奉献石灯籠である。御霊屋に向かって左側中央の、御霊屋へあがる手前にある。頼孚奉献石灯籠と対をなす。基礎の下部が地中に埋まっているが、地表面からの高さは二・三三ｍ、推定総高二・五ｍと頼孚奉献石灯籠とほぼ同規模である。

基礎の上に約一ｍの円柱型の竿が乗り、竿に反花、請花が彫られている。その上の中台は、厚さは一五㎝、六面すべて異なる格狭間が刻まれている。火袋も六面で幅は一面が二三㎝、高さは三一㎝、すべてに異なる透かしが穿たれている。屋藍も六角型で厚さは三五㎝、丸みを帯びた後、先端に至って反りが入っている。宝珠は、高さ三四㎝で、下部の請花には文様は刻まれないが、○・一六ｍと他の石灯籠よりも高い。屋藍下部に頼水廟と同じ垂木が表現されるなど、他の石灯籠に比し造りが抜きんでている。

中台の角が破損しているほか、竿にも折れた痕跡がみられることから、倒壊したものを修復して建立し直しているものと考えられる。

②　頼泰奉献石灯籠

諏方左門頼泰の名が刻まれている奉献石灯籠であるが、諏訪家譜には頼泰の名前が見られない。左門とあることから頼水の子、頼長であると推察される。廟所から御霊屋の

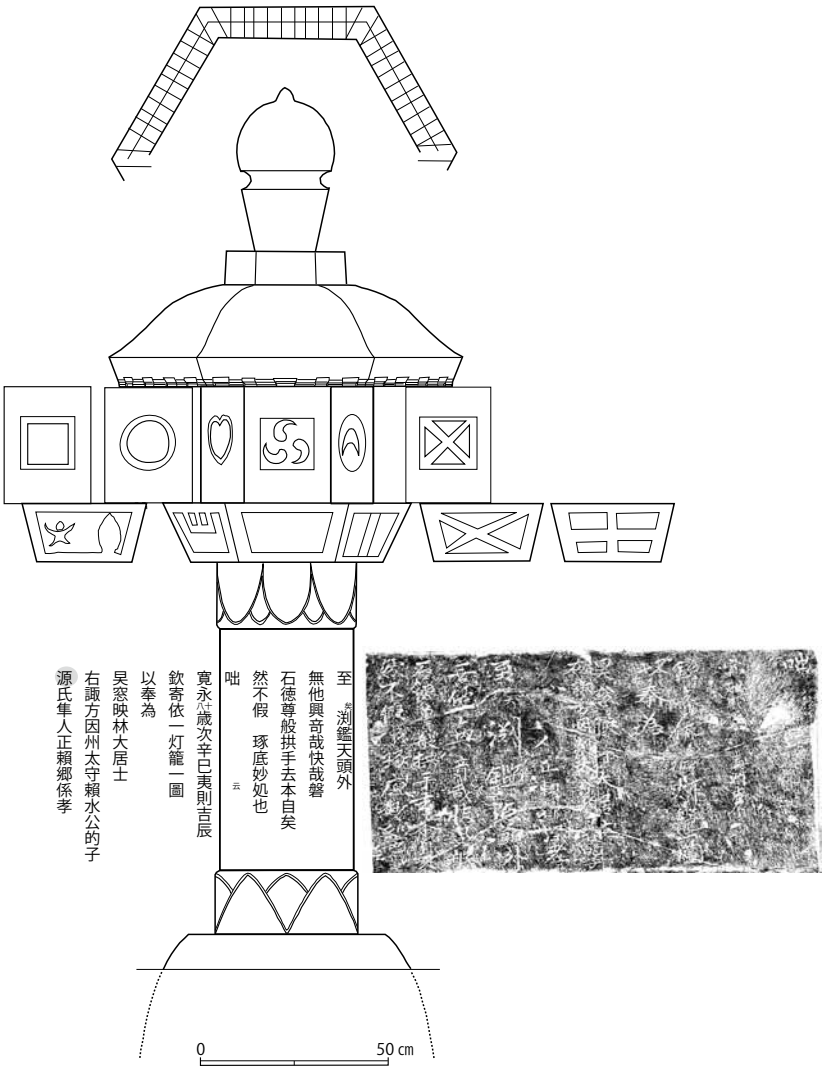

第 15 図　頼郷奉献石灯籠

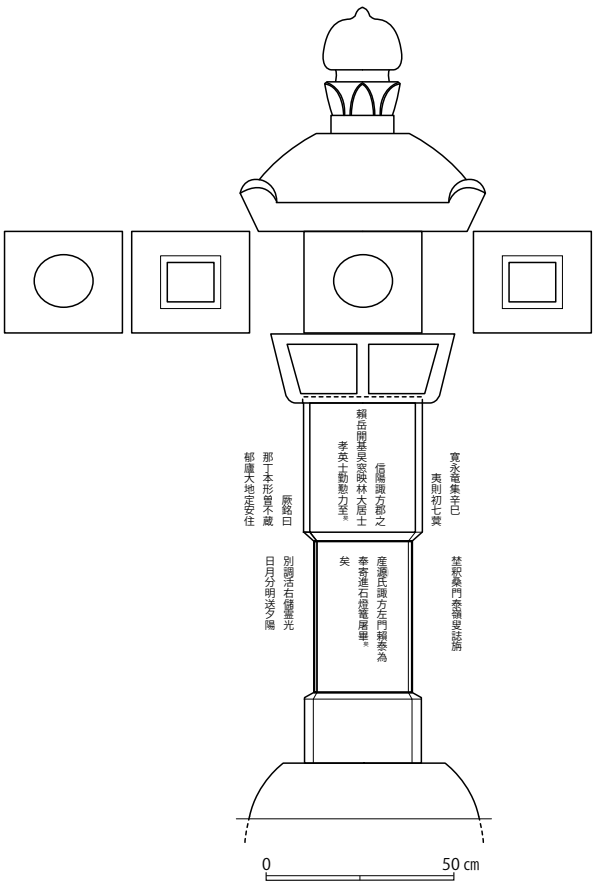

第 16 図　頼泰奉献石灯籠

の六角型で、六面すべてが異なった透かしで穿たれている。高さ三五㎝の屋藍は山なりとなっており、先端に反りは見られない。宝珠は高さ三七㎝を測る。

④　小沢主膳亮奉献石灯籠

小沢主膳亮と藤原正成の連名による奉献石灯籠である。藤原正成との連名となっている。小廟所に入ってすぐの左側にある。地表面からの高さ二・〇五ｍ、推定総高二・三〇ｍ以上と推測される。基礎の上に円柱型の竿が乗り、その上の中台、火袋、屋藍は六角型となる。

竿は〇・九八ｍの円柱型で、その上に高さ一五㎝の中台が乗る。中台には頼郷のものと同じ格狭間が刻まれている。火袋は六面のうち四面に透かしが穿たれる。屋藍は高さ二九㎝で、先端に反りが入る。屋藍下部には頼水廟や頼郷廟と同じく垂木が表現されている。宝珠は高さ三〇㎝で、下部の請花には文様は刻まれない。

ある面に上がった左手奥にある。

基礎がかなり埋没しており、地表面からの高さは二・一五ｍ、推定総高二・二五ｍである。竿から屋藍まではすべて四角型で、竿の三面に銘文が刻まれている。

竿は三段に造りだされているが、刻まれている銘文は上下通しで読む。中台の高さは一八㎝、四面すべて同じ格狭間が刻まれている。火袋は幅三二㎝、高さ二七㎝で、透かしには円と方形が交互に穿たれている。屋藍は高さ三〇㎝で四隅は文様は刻まれていないが、蕨手状となっている。宝珠下半は請花が描かれている。

③　頼孚奉献石灯籠

頼水の子、諏方木工頭頼孚による奉献石灯籠である。廟所内の御霊屋に上がる手前の右側中央にあり、頼郷奉献石灯籠と対をなす。総高二・五五ｍを測る。基礎の上に円柱型の竿が乗り、その上の中台、火袋、屋藍は六角型となる。

基礎の上に一・一〇ｍの竿が乗り、その上に高さ一七㎝の中台が乗る。六角の中台は刻線により上下に分けられている。火袋は幅二三㎝、高さ二八㎝

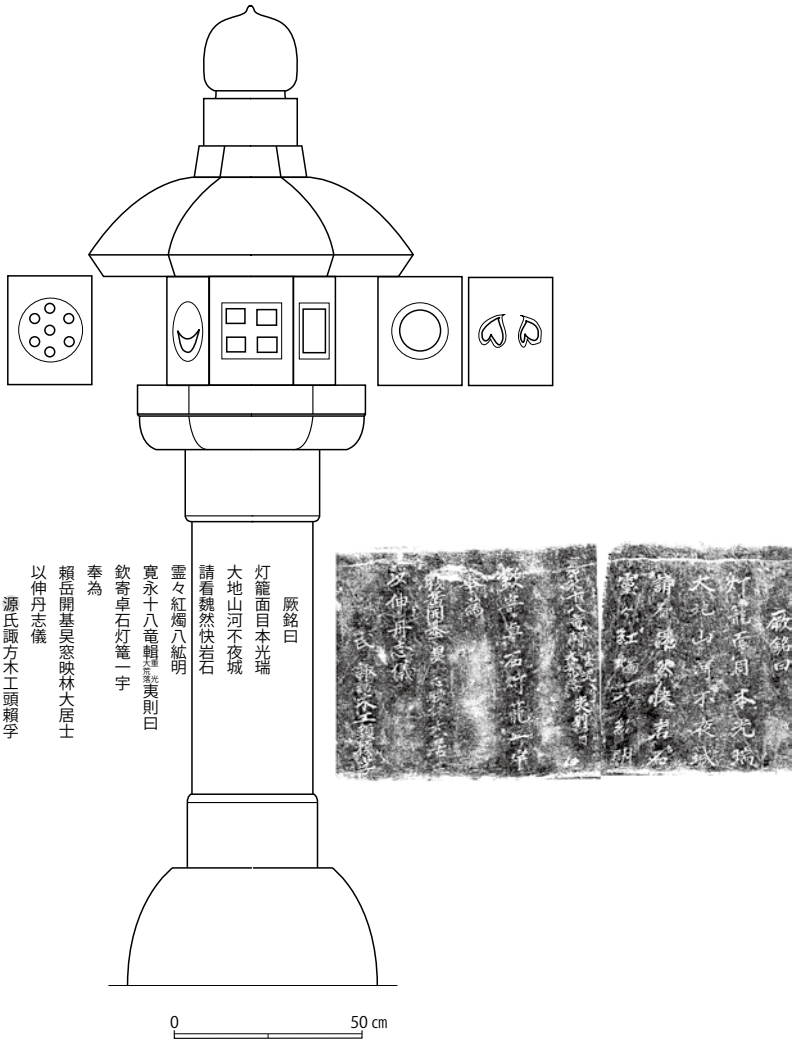

第 17 図　頼孚奉献石灯籠

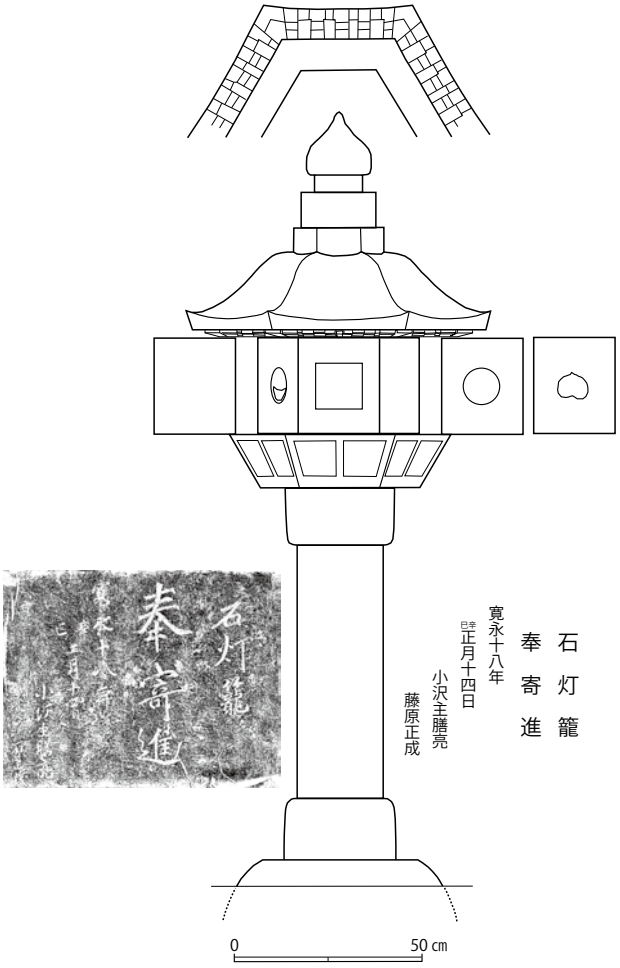

第 18 図　小沢主膳亮奉献石灯籠

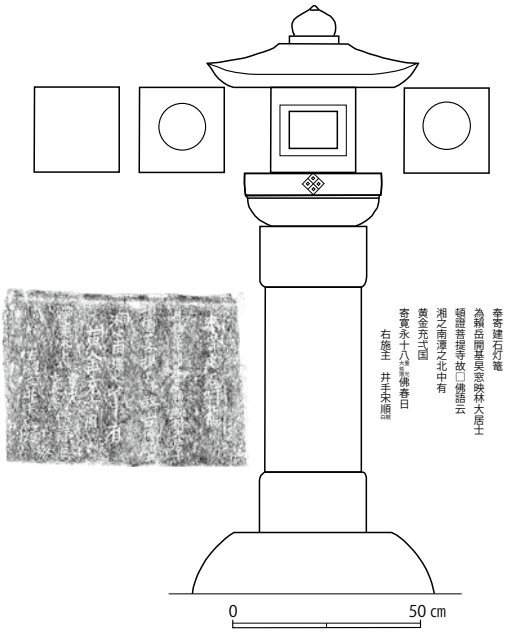

第 19 図　井手宗順奉献石灯籠

⑤　井手宗順奉献石灯籠

賴水の侍医であったとされる井手宗順の奉献石灯籠である。廟所に入ってすぐの右側にある。地表面からの高さは一・五五ｍを測る。基礎の上に円柱型の竿が乗り、その上の中台、火袋、屋藍は四角型となる。

竿は高さ〇・八〇ｍ、中台には四面に武田菱が刻まれ赤色塗彩されている。また火を受けているようで、全体に赤化している。火袋は幅二一㎝、高さ二三㎝。正面に四角、両側に円の透かしが入り、背面に透かしは入らない。多孔質の安山岩で、竿や屋藍と石室が異なる。他の石灯籠にもこのような石質は用いられていない。屋藍は一三㎝と薄く先端が反っている。宝珠も八㎝と低く、他の灯籠の様な請花部分がない。

火袋の石質が他と異なることは前述したが、中台の火袋を受けるために穿ってある部分が二四㎝であるのに対し、火袋の幅が二一㎝と小さく、屋藍下部に穿たれている火袋に乗せる部分も二四㎝であることから別のものを乗せ換えてあると考えられる。屋藍と宝珠についても他の石灯籠と形が異なっており、時期が異なっているものを乗せてある印象を受ける。また、藩譜私集によれば井手宗順は美濃の出身であり、中台に刻まれた武田菱も不自然である。中台より上はすべて他の石灯籠のものではなかろうか。

⑥　牛山勘右衛門奉献石灯籠

基礎の上に高さ〇・七〇ｍの円柱型の竿を残すのみである。総高一・〇ｍ。牛山勘右衛門が芳志院殿に奉献したもので、享保二〇乙卯正月一六日と彫られている。享保二〇年は一七三五年にあたり、他の奉献石灯籠に比し、一〇〇年近く年代が下るもので、本来他所にあったものが、ここに移設されたものと考えられる。立てられている位置も、御

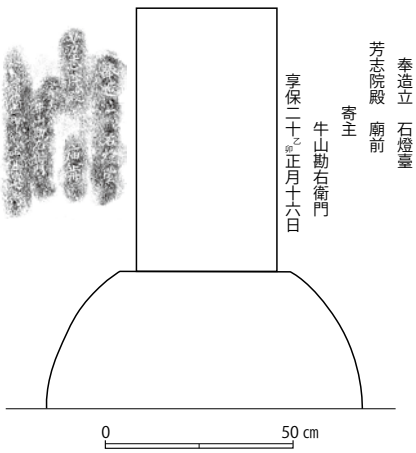

第 20 図　牛山勘右衛門奉献石灯籠

霊屋に最も近く、不自然である。

二　御霊屋前墓石の調査

廟所内、御霊屋と同じ段、理昌院廟を過ぎた南側に、花こう岩の自然石を建てた墓石がある。地上高は約一m、幅〇・四四m、厚さ〇・三〇mを測る。

墓石の上半分は風化が激しく刻まれた文字を読み取れないが、下半は拓本の採取により判読できた。この墓石については、昭和九年に郷土史家矢島数由氏によって調査が行われており、当時すでに風化が激しかったようであるが、刻まれた文字も記録されている。それによると、賴水の子で正保四年（一六四七）六月十七日に病死した諏方賴孚の戒名と没年であり、その墓石であろうと推察される。

兄の賴郷と賴泰（賴長）が他家を立て幕府旗本となっているのに対し、賴孚は、兄である二代藩主忠恒の家臣として生涯を終えているため、ここに葬られたものと思われる。

（小林深志）

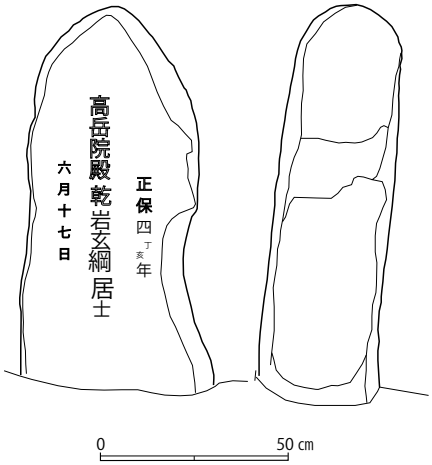

第 21 図　賴孚墓石

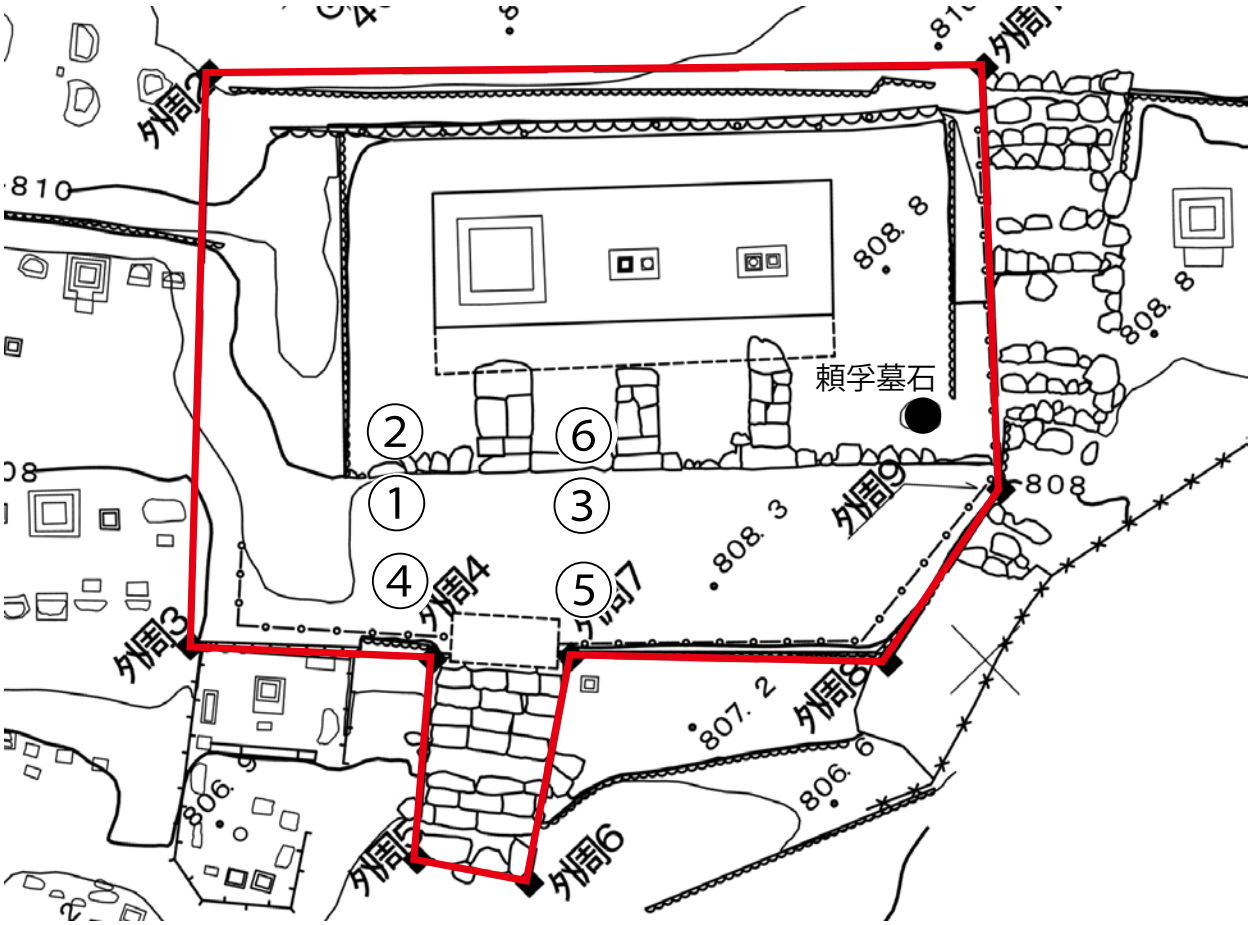

第 22 図　廟所内石灯籠・墓石位置図

至矣渕鑑天頭外
無他興帝哉快哉磐
石徳尊般拱手去本自矣
然不假　琢底妙処也
咄　云
寛永八十歳次辛巳夷則吉辰
欽寄依一灯籠一圖
以奉為
昊窓映林大居士
右諏方因州太守賴水公的子
源氏隼人正賴郷係孝

1　賴郷奉献石灯籠銘文

寛永竜集辛巳
夷則初七辰　埜釈桑門泰嶺叟誌旃

信陽諏方郡之　産源氏諏方左門賴泰為
賴岳開基昊窓映林大居士　奉寄進石燈篭屠畢矣
孝英士勤勲力至矣
矣

厥銘曰
那丁本形曽不蔵　別調活右儲霊光
郁廬大地定安住　日月分明送夕陽

2　賴泰奉献石灯籠銘文

厥銘曰
灯籠面目本光瑞
大地山河不夜城
請看魏然快岩石
霊々紅燭八紘明
寛永十八竜輯重光大荒落夷則日
欽寄卓石灯篭一宇
奉為
賴岳開基昊窓映林大居士
以伸丹志儀
源氏諏方木工頭賴孚

3　賴孚奉献石灯籠銘文

石灯籠
奉寄進
寛永十八年
巳辛正月十四日
小沢主膳亮
藤原正成

4　小沢主膳亮奉献石灯籠銘文

奉寄建石灯篭
為賴岳開基昊窓映林大居士
頓證菩提寺故□佛語云
湘之南潭之北中有
黄金充弐国
寄寛永十八重光大荒落佛春日
右施主　井手宋順敬白

5　井手宋順奉献石灯籠銘文

奉造立　石燈臺
芳志院殿　廟前
寄主
牛山勘右衛門
享保二十乙卯正月十六日

6　牛山勘右衛門奉献石灯籠銘文

奉献石灯籠銘文

第五節　廟所周辺の調査

一　賴岳寺境内墓所の石造物

墓所は、南に緩やかに伸びる斜面を平坦に開削し、家毎に墓域を造り出しているように観察できる。

①　正法院殿石廟

正法院殿玉室貞光大姉（諏訪家家譜では法名正法院殿玉清貞光大姉）の墓所は、賴水廟の東に隣接して位置し、賴水石廟に極めて類似した石廟型式の墓（図23）である。正法院殿は賴水の娘で、家臣である小澤縫殿助正栄に嫁した。小澤正栄は石灯籠を献灯している小沢主膳亮正知の子で、賴水の信任が厚く、再三諏訪性へ改めるよう勧められているが、なぜかこれを固辞している。いずれにしても、藩の中で重要な位置を占めていたことが、こうしたことからもうかがえる。

墓所様式も墓所前に灯籠を据え格式高く設えられていることが特徴的である。

形状は石廟を呈し、総高一・七〇ｍを測る。各部材の法量は、屋藍部高六二㎝、幅八〇㎝、建物高さ五二㎝、幅五二㎝、基壇高三四㎝、幅八四㎝、基礎高一九㎝、幅一・二〇ｍである。

屋藍部構造は、入母屋造りであり、側面には円の文様が施されている。円文様高・幅とも九㎝程度である。屋藍下部には垂木が刻まれる。建物正面には左右に日輪と月輪、長方形の窓が六、長方形の大きな窓が一つ認められ、内部は中空である。銘文は以下のとおりである。「時節因縁擡首見／花紅柳緑色猶新　一基塔様無他物／物々頭々面目真有孝子為阿母奉造立／石塔一基而乞銘於予／故綴野偈一絶以充塔銘者也　于時正保竜集柔兆閹茂／花朝十有三蔫」。

また石廟中にある石牌（位牌）もまた圭頭の碑に五輪塔を陽刻し、両額の部分に銘文を刻んでいる。廟内の位牌の銘は、「奉造立為　正法院殿玉室貞光大姉／旹正保二乙酉暦十月十三日孝子敬白」。

この様式も忠恒が造立した賴水位牌に酷似している。

②　正法院前奉献石灯籠

廟前に献灯された灯籠は、竿の上に屋藍が直接乗っており、本来の形をとどめていないが、その銘から、本来あった灯籠が壊れたために「小澤蔵人虎生」によって再建された灯籠であることがわかる。

地表面からの高さ一・〇七ｍで、竿の長さ五八㎝、屋藍の高さ一七㎝、宝珠の高さ二五㎝を測る。

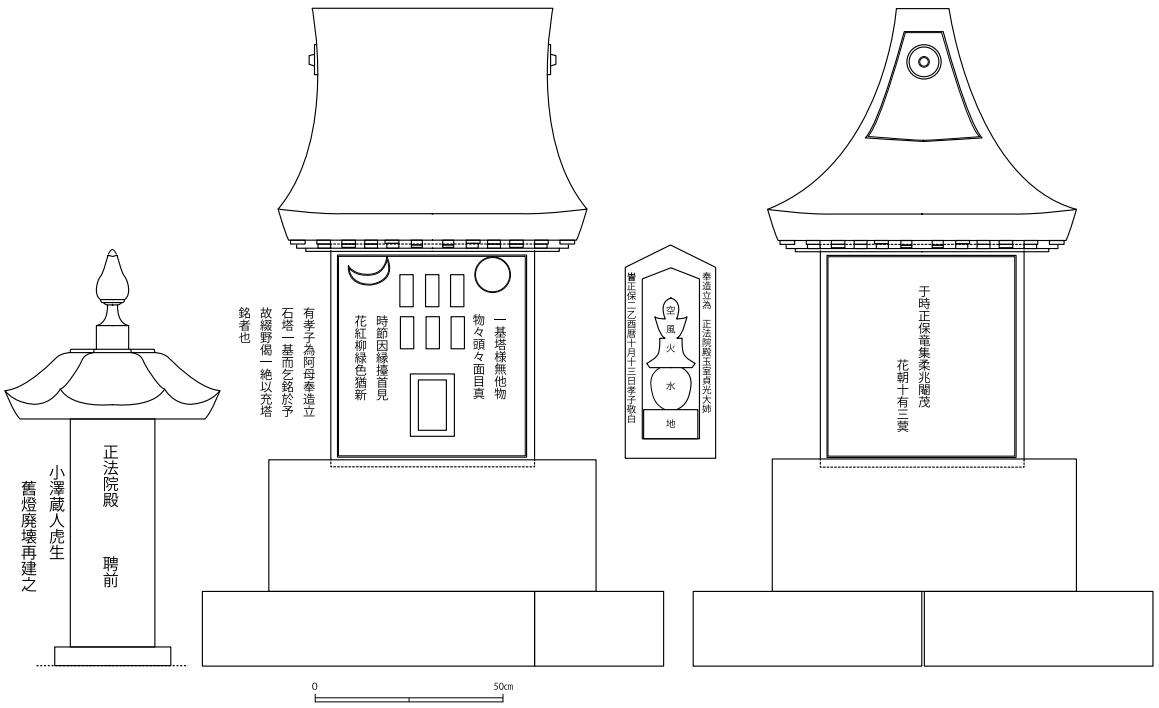

第 23 図　正保院殿石廟と奉献石灯籠

③　證盛院殿實谿本相大信士墓碑

證盛院殿實谿本相大信士は、三代藩主忠晴の子で母は内藤忠興（延岡藩初代）の娘とされている。墓碑の方向は後述する亀姫と同方向を正面にしている。墓碑形態が特殊であるが頭部の形からすると無縫塔を意識しているのではなかろうかと思われる。墓碑陥入の上部中心に諏訪家家紋を記している。

地表からの高さは一・八四mある。基礎は、幅一・〇二m、奥行き一・〇二m、高さ二三cmで、その上に幅七二cm、奥行き七五cm、高さ一六cmの基壇が乗る。墓碑は幅五七cm、奥行き五七cm、高さ一・〇六mあり、その上に屋蓋が乗る。上部を宝珠と呼んでよいのか、屋蓋の一部なのか不明であるが、高さは四五cmである。

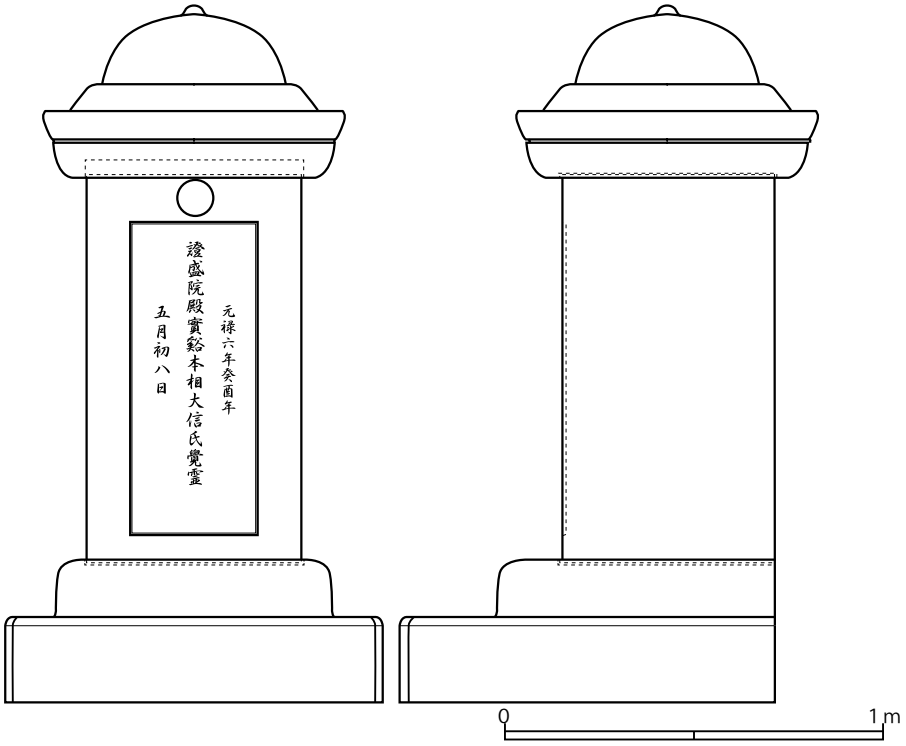

第 24 図　證盛院殿墓碑

④　證盛院前奉献石灯籠

證盛院の墓碑には二基の石灯籠が付属している。基壇から屋蓋までは四角型で、その上に宝珠が乗る。基壇の幅は五六cm、高さは二〇cmを測る。竿は幅二四cm、高さは六八cmある。中台は幅四五cm、高さは一五cmである。火袋は幅・高さとも三〇cm、屋蓋は幅五三cm、宝珠は幅一七cm、高さ二〇cmで、球形ではなく、四面に陵を残している。

二基の石灯籠は、形状や規模はほとんど変わらない。図示したものは墓碑に向かって右側のものであるが、左側のものは、火袋の月輪の角度が違っている。実測図は省略した。

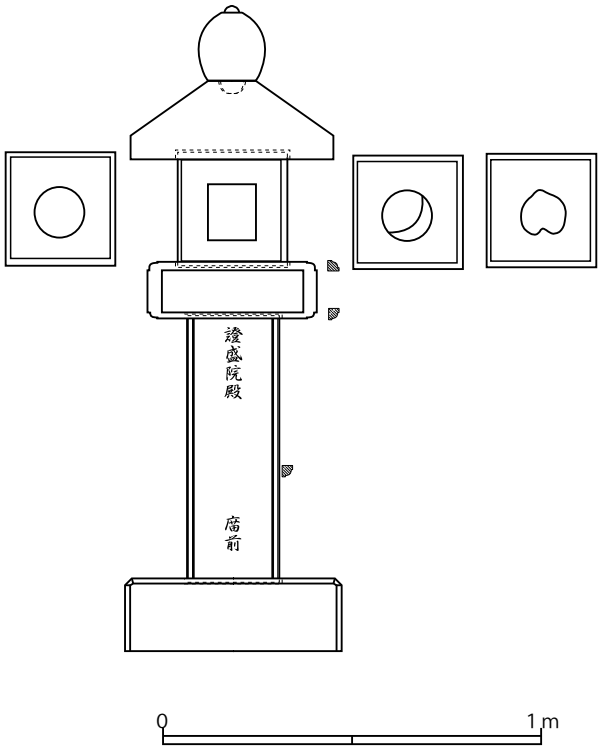

第 25 図　證盛院殿前石灯籠

⑤　楓月院殿紅厳林葉大姉墓碑

この墓の位置は旧大祝家墓所の中央部分にあたるという。楓月院殿紅厳林葉大姉は忠晴の娘亀姫とされている。屋藍付の方柱型の墓碑で三段の基壇を有する。

三段に積み上げられた基礎は、下段が幅二・一三m、奥行き二・一〇m、高さ四〇cm、中段が幅一・八二m、奥行き一・八四m、高さ三〇cm、上段が幅一・五二m、奥行き一・五三m、高さ一五cmを測る。

基壇は幅七六cm、奥行き七七cm、高さ一六cmを測る。

墓碑は四角型で、幅四一cm、奥行き四〇cm、高さ六二cmを測る。屋藍は四角型で、最大幅五八cm、高さ二八cmを測る。

宝珠は先端が少し欠けているが、推定高二八cmで、下部に請花が表現されている。

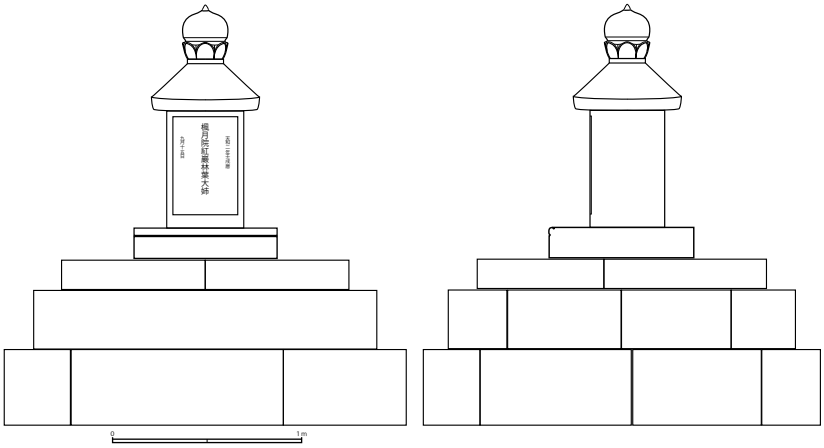

第 26 図　楓月院殿墓碑

全体高は二・二三mである。

⑥　楓月院前奉献石灯籠

墓に向かって前方左側に一基の石灯籠が奉献されている。基礎がかなり埋没しているため、総高は不明であるが、地上高は一・六九mを測る。基礎の上に〇・七mの円柱型の竿が乗り、その上の中台、火袋は四角型、屋藍と宝珠は六角型となる。

竿には諏訪家の家紋である梶の葉が刻まれている。銘文は「楓月院殿廟前／一樹橙墓石在精／廟桃燦々発光明／玲瓏可愛慈心月／照破黄泉親子盟／天和貳暦壬戌秋九月十五日」（秋は禾に亀）である。中台は高さ一四cmの四角型で、中台下部には請花が刻まれている。火袋は幅一二cm、高さ三一cmの四角型で、正面が四角左右が円の透かしで穿たれ、背面に透かしは入らない。屋藍は高さ二四cmで、先端に反りが入る。屋藍下部には賴水廟や賴郷奉献石灯籠、小沢主膳亮奉献石灯籠と同じく垂木が表現されている。宝珠は高さ二八cmで、下部の請花には文様は刻まれない。

中台及び火袋は石質が異なっており、後に組み直したものであろう。垂木が表現された屋藍と宝珠は諏訪家の親族として相応しい格式を持つが、奉献時のものかは不明である。

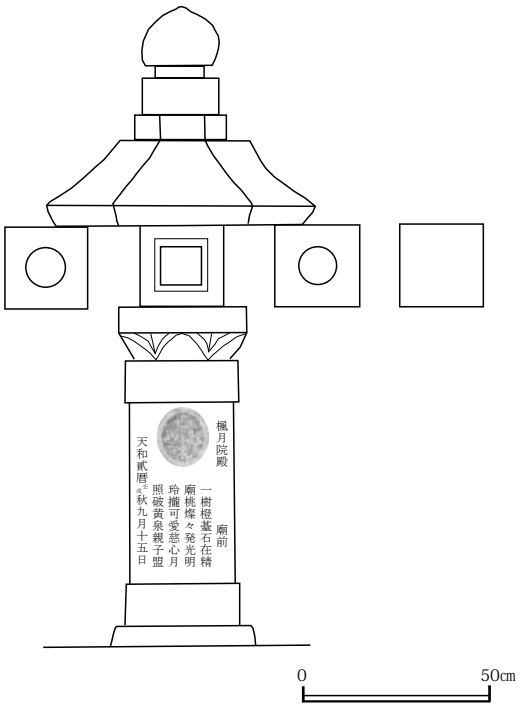

第 26 図　楓月院殿墓碑前石灯籠

第六節　周辺の調査

一　諏訪市貞松院の石造物

貞松院は迎冬山貞松院月仙寺と称し、文禄二年（一五九三年）に無哲上人によって開山された浄土宗の寺で、開山当初は寺号を慈雲院と称していたが、正保二年（一六四五年）十月七日に頼水公夫人の没後、貞松院と改称された。

貞松院石廟には、子である諏訪頼郷と頼長の奉献石灯籠がある。また隣には娘である梅香院殿の石廟と、その子である頼来の奉献石灯籠がある他、高島藩で代々藩医を務めた井手家の墓所、高島藩に配流となった松平忠輝の墓所などもある。

①　貞松院石廟

貞松院の安山岩製石廟は、基壇の下部が土中に埋没しているため、基礎の有無は不明であるが、構造は頼岳寺の頼水廟とほぼ同じである。頼水廟の実測調査にあたって、露盤と宝珠部分が天井に覆われていたため、本石廟を実測し参考にした。

柱と壁・扉を構成する建物本体（一石刳り貫き造り）、宝形造りの屋根（一石）、露盤と宝珠から構成され、内部に石碑が安置される。廟本体の構造のうち宝形造りの屋根の頂部には露盤と宝珠が載る。

基壇の規模は幅一五三㎝、奥行き一七〇㎝、高さは現存で二二㎝、推定高二九㎝である。前方と後方の二つの材に分かれる。基礎の背面から側面後方にかけて土に埋没しており、文様の下半が隠れているが、基礎の正面と裏面には中央に神紋、左右に蓮池紋を配している。基礎の側面には前方に神紋、後方に蓮池紋を配している。

屋根以下の建物は一つの石材から成り、石材を立法体に成形した後に内部を刳り貫き、外面は柱や壁、扉等を整形している。建物は約九㎝幅の角柱が四隅に配される構造で、柱間は各正面が九〇㎝、側面が八六㎝である。桟には幅一〇㎝、高さ三八㎝の刳り貫きが四あり、段違いに桟がつくられている。頼水石廟の様な両開きの扉とはならない。

内法長押から地垂木の下にある丸桁までの高さは一一〇㎝で、正面は中央に扁額、左に月輪、右に日輪を配している。扁額の大きさは幅三一㎝、高さ三四㎝で、上下各三～四㎝、左右各四㎝の縁を有し、さらに内側に約一㎝の化粧縁を造り出している。扁額には篆書で「貞松院殿」の文字が縦位に刻まれている。

月輪は三日月で、最大幅十八㎝、厚さは最も肉厚な中央部で五㎝を測る。日輪は直径十八㎝のほぼ真円で、月輪・日輪ともに約五㎜ほど陰刻で表現されている。

屋根は宝形造りで頼水石廟に比べると直線的である、厚さは地垂木まで含めると高さは六二㎝を測り、全体的にずっしりと重厚感がある。垂木は繁垂木で、飛簷垂木と地垂木の二軒が陽刻で立体的に表現されている。

露盤は幅四〇㎝、高さ二五㎝で、正面に「弥陀心水」、右側面に「身」、左側面に「沐」、背面に「頂」の文字が刻まれている。

宝珠は高さ六〇㎝あり、下部には請花が表現されている。

石碑は、石廟の戸の桟の隙間から見えるように正面前方に配置されている。扁平石に五輪塔を描いた石碑が組み込まれている。

空輪には阿弥陀如来、観音菩薩、勢至菩薩の三尊が梵字で刻まれ、その下に「貞松院殿開基興譽英隆大姉」、地輪に「霊儀」、五輪塔外側に「正保二乙酉年」の文字が刻まれている。

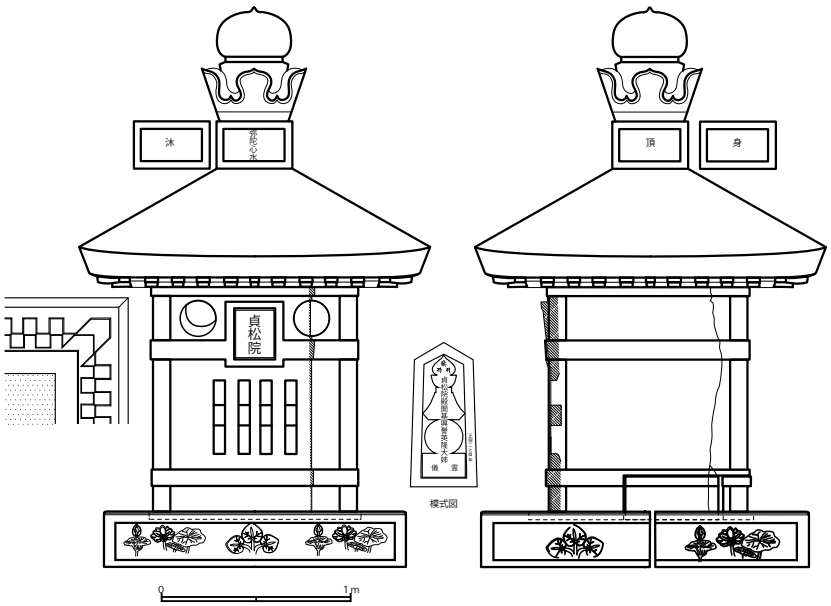

第 27 図　貞松院殿石廟

② 賴郷奉献石灯籠

賴水の子、賴郷による奉献石灯籠である。石廟に向かって右側にある。賴長奉献石灯籠と対をなす。基礎の下部が地中に埋まっているが、地表面からの高さは一・九三ｍを測る。

基礎の上に○・九三ｍの円柱型の竿が乗る。銘文は「于時正保二乙酉年十月七日／奉桃石灯籠／貞松院殿石室前／孝子諏訪隼人正源賴郷」である。その上の中台は、厚さは一五㎝の六面角型。火袋も六角型で幅は一面が二一㎝、高さは二九㎝、すべてに異なる透かしが穿たれている。屋藍も六角型で厚さは二五㎝、丸みを帯びた後、先端に至って反りが入っている。宝珠は、先端が欠けているが、推定高二五㎝を測る。

③ 賴長奉献石灯籠

賴水の子、賴長による奉献石灯籠である。賴水廟前の奉献石灯籠では賴泰となっているが、左門を名乗っており、同一人物と考えられる。石廟に向かって左側にある。賴郷奉献石灯籠と対をなす。基礎の下部が地中に埋まっているが、地表面からの高さは一・八ｍを測る。

基礎の上に○・八ｍの円柱型の竿が乗る。銘文は「孝子諏訪左門源賴長／貞松院殿石室前／奉桃石灯籠／于時正保二乙酉年十月七日」である。その上の中台は、厚さは一三㎝の六面角型。火袋も六角型で幅は一面が二一㎝、高さは二九㎝、すべてに異なる透かしが穿たれている。屋藍も六角型で厚さは二五㎝、丸みを帯びた後、先端に至って反りが入っている。宝珠は、高さ二五㎝を測る。

賴郷と賴長の奉献石灯籠は大きさや規格がほぼ同じだけでなく、透かしの配置も同じである。これは、賴水石廟前の奉献石灯籠と大きく異なるところである。

また、貞松院石廟前には賴水廟と同様家督を継いだ二代忠恒の石灯籠は奉献されていない。石碑の裏面を確認できないため、忠恒の名前は確認できないが、賴水廟と同じく忠恒が石廟内に位牌を収めたためであろう。

貞松院廟前には、賴水石廟前にあった賴孚の奉献石灯籠は見られない。貞松院殿は正保二年（一六四五）の没であり、賴孚の没年は正保四年（一六四七）であることから、石灯籠を奉献していてもおかしくないが、石灯籠の奉献が賴孚の没後であったとも考えられる。

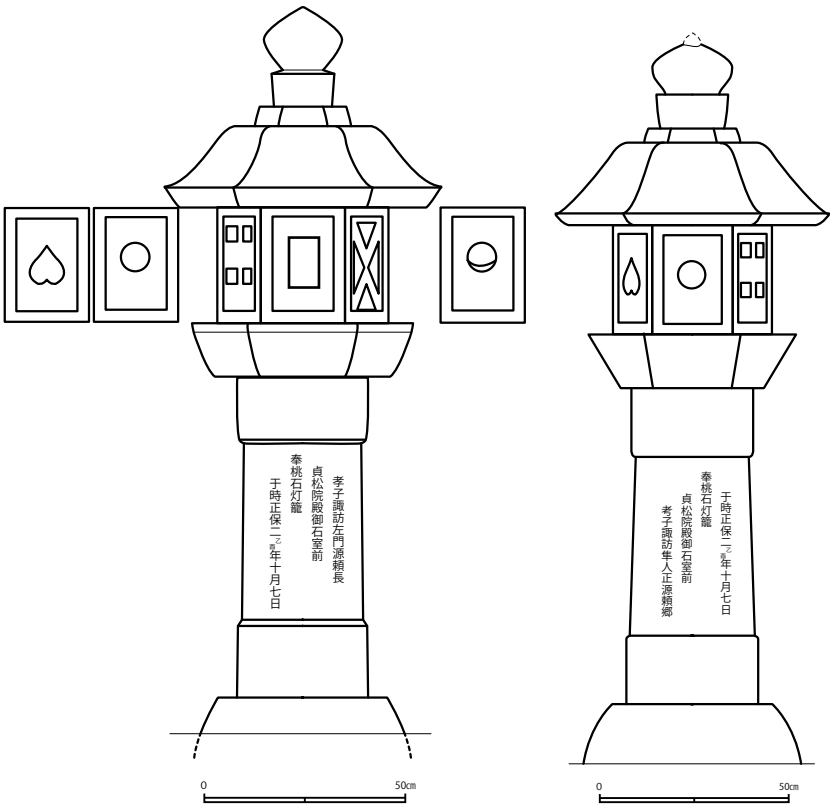

第 28 図　貞松院殿石廟前賴郷 (右) ・賴長 (左) 奉献石灯籠

④　梅香院殿石廟

梅香院は、頼水と貞松院の子で、頼水の弟である頼雄の子頼風の室となる。

形状は、石廟を呈し、総高一一〇㎝を測る。各部材の法量は、屋藍部高さ七〇㎝、幅一〇〇㎝、厚さ一〇〇㎝、建物高さ五二㎝、幅五八㎝、厚さ五六㎝、基壇高さ二八㎝、幅九〇㎝、厚さ九四㎝である。

屋藍部は入母屋造りで、右側が欠損している。中央には窓が六つ認められており、中空である。中央部には銘文として、「梅香院殿」が刻まれ、左右に日輪と月輪、蓮が刻まれている。基壇にも諏訪家の紋である梶の葉が描かれている。頼水廟や貞松院廟における忠恒と同じく、石廟内に石碑を収めている可能性もあるが、石廟内の石碑は未確認である。

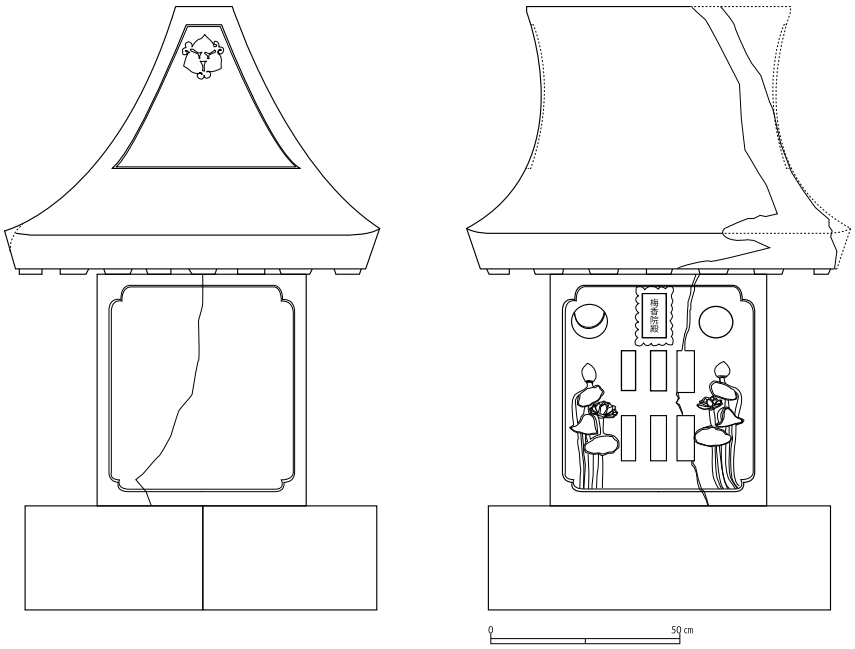

第 29 図　梅香院殿石廟

⑤　頼來奉献石灯籠

頼來は家督を継いだ頼住（盛住）の弟である。この石廟前にも家督を継いだ頼住の石灯籠は奉献されていない。頼水廟や貞松院廟における忠恒と同じく、頼住が石廟内に石碑を収めている可能性もある。

総高は二・五七ｍある。基礎は高さ一七㎝、一辺の幅四〇㎝の六角型。基壇は六角型で総高二八㎝で、高さ一五㎝で一辺の幅三二㎝の格狭間と上段の高さ一三㎝の反花に分かれる。竿は高さ八八㎝で直径三五㎝の円柱で、節により上下が分けられている。上段に「梅香院殿」の文字と「元禄四年辛未正月四日」の文字が刻まれ、下段には「諏訪十郎左衛門源頼來」等の文字が刻まれている。中台は総高二二㎝で、高さ一三㎝の請花と、六角型で高さ九㎝、一辺の幅三二㎝の格狭間に分かれる。火袋も六角型で、幅は一面が二〇㎝、高さ二七㎝で、すべてに異なる透かしが彫られている。屋藍は高さが三八㎝あり、先端は蕨手が付く。宝珠は高さが二八㎝あり、請花が付く。

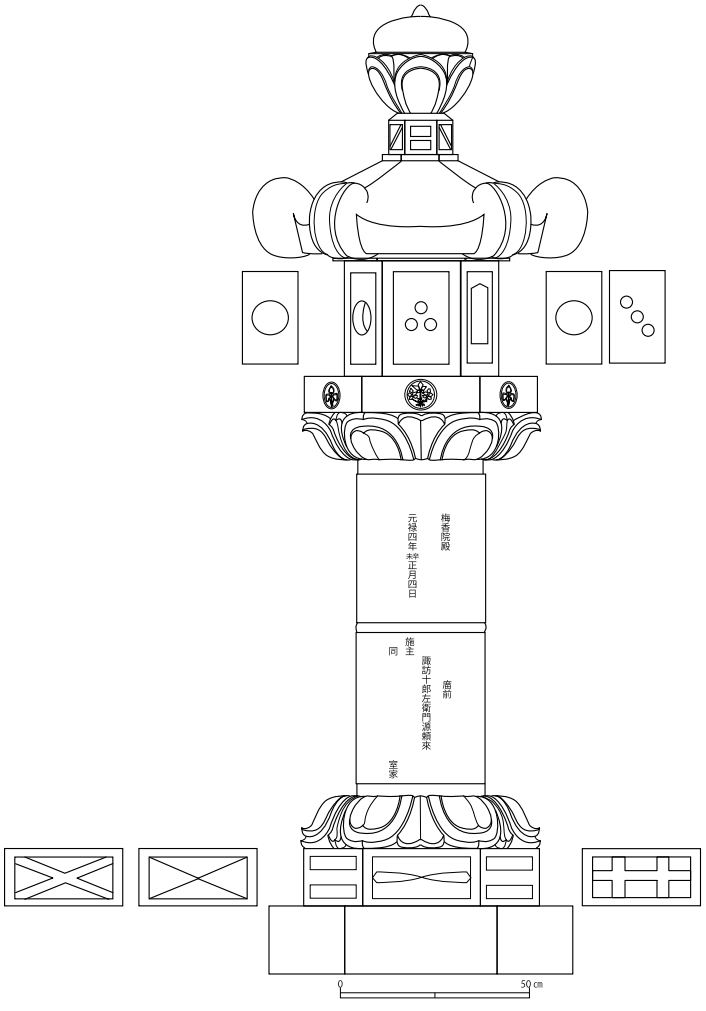

第 30 図　梅香院殿石廟前頼來奉献石灯籠

二　諏訪市江音寺の石造物

江音寺は諏訪市豊田有賀にある。臨済宗妙心寺派瑞雲山江音寺と称する。高島藩初代家老千野頼房が藩主諏訪頼水のすすめもあって、知行地内で廃寺となっていた大安寺を再興したものである。

家老三之丸家の墓所は本堂裏西奥にあり、南北約三四ｍ、東西約二五ｍの敷地内に歴代家老と一族の墓碑や石灯籠などが九〇基余林立している。昭和五四年に「千野家家老墓地」は諏訪市の史跡に指定されている。その後、文化財保護や歴史的景観の保全のため、平成一八年に改修が行われた。

千野頼房の父である昌房の墓は、自然石を用いたもので、瑞雲院殿西岩道意大庵主の文字が刻まれている。（未実測）

①　千野頼房五輪塔

初代家老の頼房の墓は五輪塔である。頼房の墓石に並ぶ。宝珠先端が欠けているものの、ほぼ完形で遺存状況は良好である。規模は地輪から空輪までが一五二㎝、地輪幅は三四㎝、水輪幅は四七㎝、火輪幅は四五㎝である。地輪は自然石の上に直接立っている。水輪は円形を呈し、最大幅は中央付近である。火輪は下端が水平であるが軒上は両端が反り上がり、先端部は平坦をなす。空風輪は一石で、風輪は棗形を半裁した形態で、最大径で首部を幅狭に刻む。空輪は宝珠形に突出するが、上部で稜を有し、やや隅丸方形を呈する。

地輪正面には「江音寺殿寶岩雄劍大居士」左側面には「正月二十八日、右側面には没年である「寛永四年丁歳」、背面には「信州諏方有賀郷立之」と刻まれている。

②　貞興奉献灯石灯籠

頼房のために奉献された石灯籠で、頼房の五輪塔に向かって左側前方にある。基壇から宝珠までは一五三㎝ある。

基壇は高さ二一㎝で、その上に高さ五四㎝、径二五㎝の円柱型の竿がのる。竿には「奉献上石灯篭／当江音寺殿／宝岩雄劍居士菩提／寛文九年巳酉歳／正月廿八日　貞興」と刻まれている。中台は四角型で、高さ一五㎝で請花が付く。火袋は新しく作られたものである。屋藍は四角型で、高さ一八㎝を測る。丸みを帯びた後、先端に至って反りが入っている。宝珠は、先端が欠けているが、推定高二〇㎝を測る。

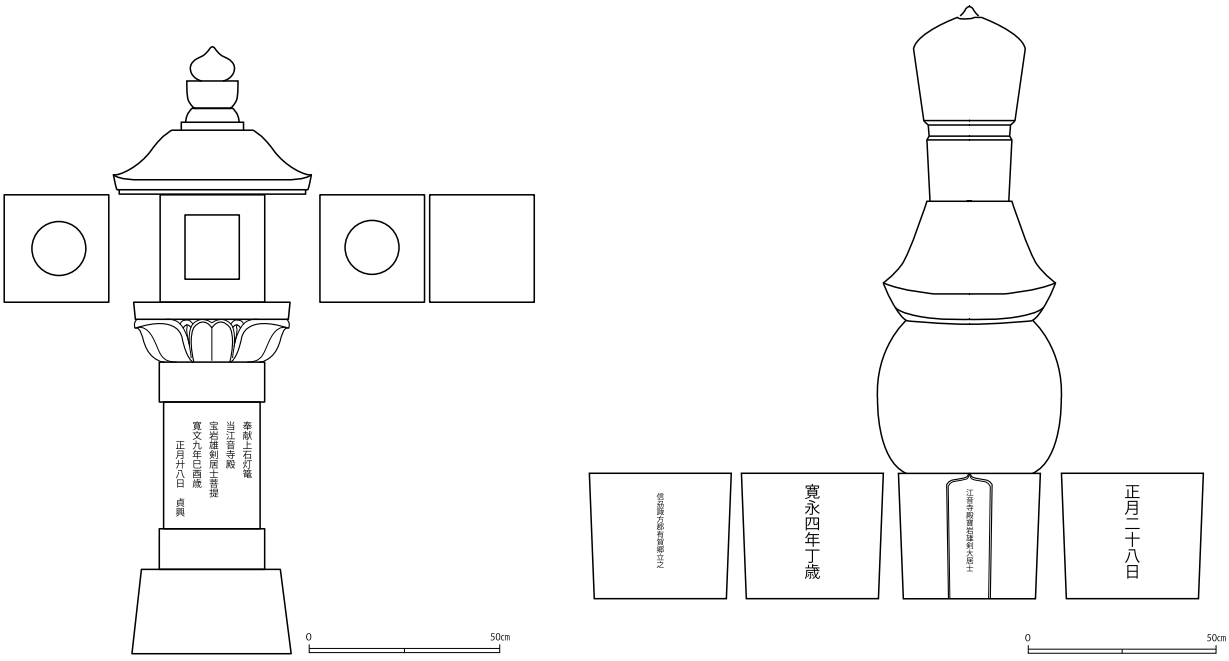

第 31 図　江音寺千野頼房五輪塔と奉献石灯籠

③　聞鐘院殿石廟

聞鐘院は、頼房の室である。頼房の五輪塔に並ぶ。

形状は、石廟を呈し、総高一四二cmを測る。各部材の法量は、屋藍部高さ六三cm、幅九〇cm、厚さ八〇cm、建物高さ五二cm、幅六〇五三cm、厚さ四六cm、基壇高さ二一cm、幅七八cm、厚さ六六cmである。

屋藍部は入母屋造りである。建物の中央には窓が八つ認められており、中空である。中央部には銘文として、「聞鐘院殿」が刻まれ、左右に「月清良津」と「大姉」が刻まれている。また、右側面には没した「正月廿四日」が刻まれている。基壇の前面には、花を挿したかと思われる穿孔が造りだされている。

石廟内に石碑を収めている可能性もあるが、石廟内の石碑は未確認である。

④　峯照院殿石廟

峯照院は頼房の子頼良の室である。聞鐘院殿の石廟に並ぶ。

形状は、石廟を呈し、総高一二六cmを測る。各部材の法量は、屋藍部高さ四九cm、幅

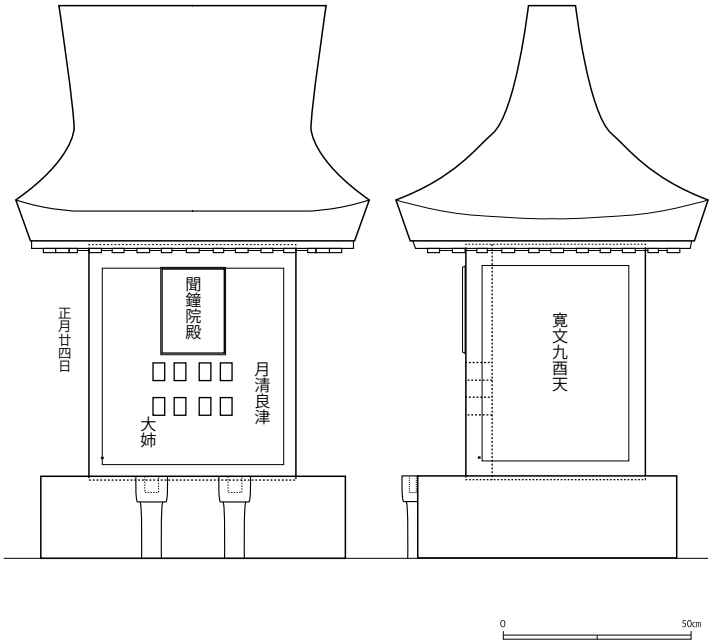

第 32 図　聞鐘院殿石廟

八四cm、厚さ七七cm、建物高さ五五cm、幅五三cm、厚さ四六cm、基壇高さ二一cm、幅七二cm、厚さ六四cmである。

屋藍部は入母屋造りで、側面に文様が施されている。建物の中央には上部に碇状の透かし、下部に方形の透かしが穿たれており、中空である。中央部には銘文として、横位に「峯照院殿」が刻まれ、左右に「月窓栄心」と「大禅定尼」が刻まれている。また、右側面には没した「八月二十一日」、左側面に没年である「寛永十六卯天」が刻まれている。基壇の前面には、花を挿したかと思われる穿孔が造りだされている。

石廟内に石碑を収めている可能性もあるが、石廟内の石碑は未確認である。

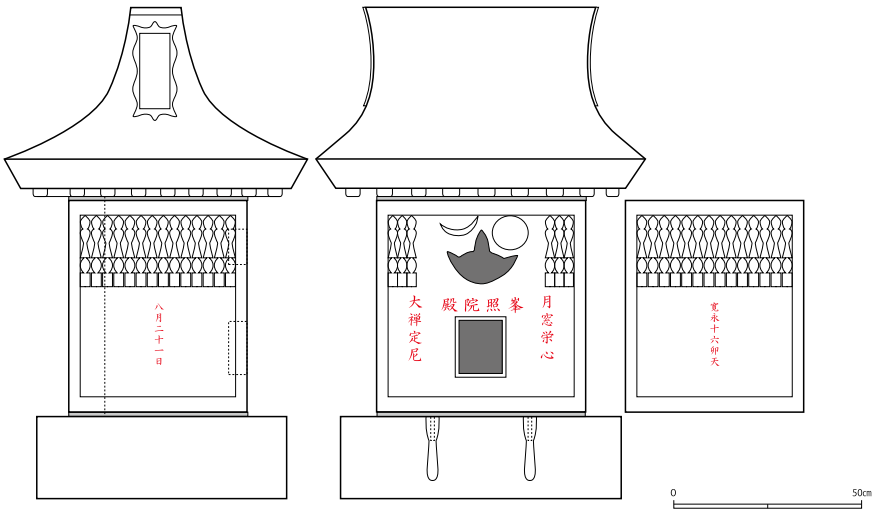

第 33 図　峯昭院殿石廟

⑤　定興奉献灯石灯籠

聞鐘院殿と峯照院殿のために奉献された石灯籠で、両者の石廟の間、前面にある。基壇から宝珠までは一三八㎝ある。

基壇は高さ二〇㎝で、その上に高さ五三㎝、径二八㎝の円柱型の竿がのる。竿には「奉献上石灯篭／為聞鐘院殿／月窓栄心佛大姉／寛文九年巳酉歳／正月二十四日　定興」と刻まれている。中台は四角型で、高さ一五㎝で請花が付く。火袋も四角型で、高さ二三㎝、幅二四㎝で正面に6つの窓、側面に日輪と月輪、背面に方形の窓が穿たれている。屋藍は四角型で、高さ一七㎝を測る。丸みを帯びた後、先端に至って反りが入っている。宝珠は、先端が欠けているが、推定高二〇㎝を測る。

（小林深志）

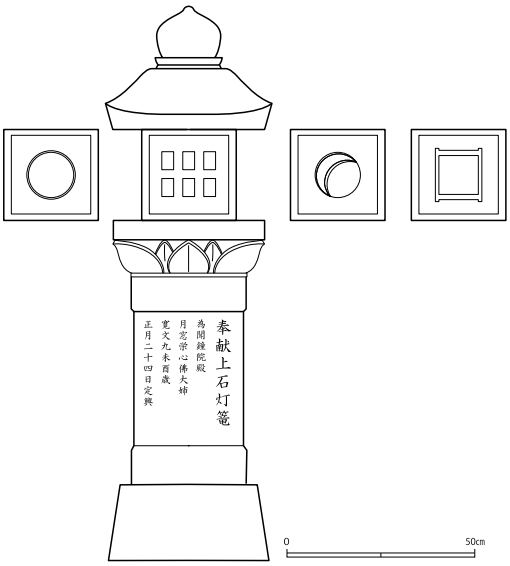

第 34 図　定興奉献灯石灯籠

第三章　考察

第一節　頼忠・理昌院廟について

①　中世 - 組として造立される石塔

頼岳寺の諏訪氏御廟は木造の三室構造で、その特徴の一つは、高島藩初代藩主の諏訪頼水（頼岳院）の墓室では巨大な石廟を造作し、五輪塔を陽刻した石碑を収めていることであり、いま一つは頼水の父頼忠（永明院）と頼忠夫人（理昌院）の墓室ではそれぞれ宝篋印塔と五輪塔を並立し、塔種の異なる二基を組として墓塔としていることである。ここでは、後者の宝篋印塔と五輪塔を組みとする特異な墓制について若干の検討を行いたい。

中世では一般に追善供養や逆修供養のために造立する石塔は塔種の区別なく一人一基を原則とする。その後、一七世紀後半以降の墓標では一基につき夫婦二名、さらにはより複数の戒名を刻むようになることはよく知られているところである。

また、中世石塔を組として造立する事例としては、板碑などに代表される「双碑」がある。とくに武蔵型板碑ではその初期から夫婦関係にある二基の板碑を同時に造立し、組＝双碑とする事例が認められる。この場合の組み合わせとしては、①両者ともに逆修供養、②両者ともに追善供養、③一方が追善供養でもう一方が逆修供養、というケースがあり、比較的③のケースが多い。

ちなみに、図35は埼玉県鴻巣市金乗寺に所在する仁治三年（一二四二）造立の板碑で、武蔵型板碑では最古の双碑となる。左の板碑には「入道造立也」、右の板碑には「比丘尼造立也」と銘が刻まれており、夫婦の逆修供養のために造立された①の事例である。

また、一五世紀以降の武蔵型板碑は墓碑的な性格を強め、逆修塔を除いて紀年銘が

第 35 図　鴻巣市金乗寺の双碑

没年時化すると考えられている。このため、造立時期は同じであっても故人の忌日を刻した追善塔と供養日を刻した逆修塔という、紀年銘を違えた双碑が存在している。

図36は埼玉県北本市の諏訪山南遺跡から出土した二基の共伴板碑で、「大永三年（一五二三）四月□」銘の「道心禅門」の追善塔と「大永五年卯月」銘の「妙□禅尼」の逆修塔である。おそらく夫である道心禅門の三回忌にあたり、夫人自らの逆修塔とともに組として造立されたものと想定されよう（註1）。この場合は二基の紀年銘が異なるため、発掘調査等で共伴関係が認められない限り組と把握することが難しい事例である。

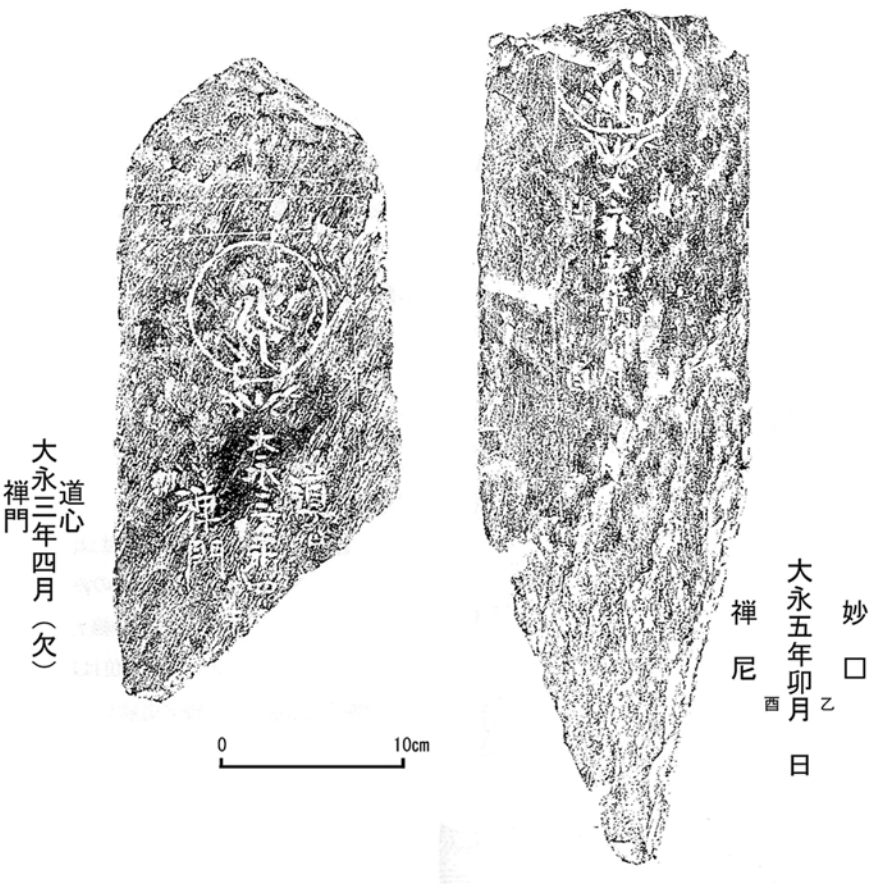

第36図　大永三・五年銘板碑

従来の双碑の概念にはないものであるが、現在、組として造立される中世石塔としては以上のようなケースが認められるであろう。

②　二基を一故人の墓塔とする墓制

賴岳寺の諏訪賴忠墓及び賴忠夫人の事例はこれらとは全く異なり、宝篋印塔と五輪塔の二基をもって一故人の追善供養塔として造立されている点に特徴がある。もっとも、銘文の上でこのことが確実なのは賴忠夫人の宝篋印塔と五輪塔で、前者には「理昌院殿／玉栄林公大姉」という銘が、後者には同じ法名とともに「寛永四〈丁卯〉九月二日」が刻まれており、同一人のための供養塔であることが理解できる。宝篋印塔には紀年銘を刻んでいないが、むしろこのことが両者を組として、さらに同じ目的で造立したことをうかがわせる証左といえるであろう。

一方の賴忠墓については、銘文は宝篋印塔にのみ刻まれている。五輪塔には刻まれていないため、組とするには不確定な要素を含んでいるが、賴忠夫人墓との比較から同様に組とすることに問題ないと考えられる。

さて、こうした宝篋印塔と五輪塔を組として造立する墓制は、実は山梨県内の武田氏関連の墓塔に見出すことができる。植松又次氏の指摘を嚆矢とし、近年では畑大介氏が同県内の事例を集成しており大いに参考となる。植松氏は山梨県甲州市の恵林寺に所在する寛文一二年（一六七二）銘の武田晴信百回忌塔（図37）に示唆を受け、甲府市大泉寺に所在する三基の石塔のうち、宝篋印塔一基と五輪塔一基を武田信虎の墓塔と推測したが（註2）、畑氏はさらに組として確実性の高い四例を追加して紹介している（註3）。

表1は植松氏と畑氏が確認した事例を一覧にしたものである。これによれば、最も古い事例は永正二年（一五〇五）の没年時銘を有する山梨市永昌院の武田信昌塔の二基で、最新はすでに述べた寛文一二年銘の武田晴信百回忌塔である。この百回忌塔は銘文によれば本来亀趺であったものを再建したとするが、一六世紀

番号	年　号	西　暦	市町村名	場　所	被葬者	造立目的	文献等
1	永正2年	1505	山梨市	永昌院	武田信昌	追善	畑(2010)
2	享禄3年	1530	身延町	龍雲寺	穴山信綱	逆修	畑(2010)
3	永禄12年	1589	北杜市	上蔵原	中村右近丞	逆修	畑(2010)
4		16世紀後半	南部町	長谷寺跡	穴山信嘉	追善	畑(2010)
5			甲府市	大泉寺	武田信虎	追善	植松(1974)
6	寛文12年	1672	甲府市	恵林寺	武田晴信	百回忌	植松(1974)
7	慶長10年	1605	茅野市	賴岳寺	諏訪賴忠	追善	今回調査
8	寛永4年	1628	茅野市	賴岳寺	賴忠夫人	追善	今回調査

第1表　甲斐・信濃における宝篋印塔・五輪塔を組とする造立事例

初頭から一七世紀後半まで、甲斐では宝篋印塔と五輪塔を組として供養塔を造立する墓制が脈々と受け継がれていたことが知られるのである。そして、このたび頼岳寺の二事例によって、こうした墓制が甲斐だけではなく諏訪地方に及んでいることが明らかになったことは興味深い。

高島藩の基礎を築いた諏訪頼忠は、武田氏とは浅からぬ関係にある。頼忠が諏訪社上社の大祝を司って以降、永禄七年（一五六四）には信玄の飛騨侵攻に際して祈祷を行ったほか、天正六年（一五七八・七）の勝頼の諏訪社造営にも関わりをもったという。

したがって、頼岳寺の諏訪頼忠墓と頼忠夫人墓にみる宝篋印塔と五輪塔を組とする墓制が、諏訪氏と武田氏という歴史的人脈の中で採用されるに至ったのか、あるいは戦国期から近世にいたる甲斐から諏訪地域の地域的な特色ある墓制として存在したのかが気になるところであろう。

ともあれ、明らかに数ある中世石塔の中で「宝篋印塔」と「五輪塔」を選択し、あえて二基を組として造立する宗教的な理由は何かなど、明らかにすべき課題は少なくない。本報文では基礎的な整理にとどまったが、上記の課題を含め、今後もこの特異な墓制について注意を払っていく必要がある。

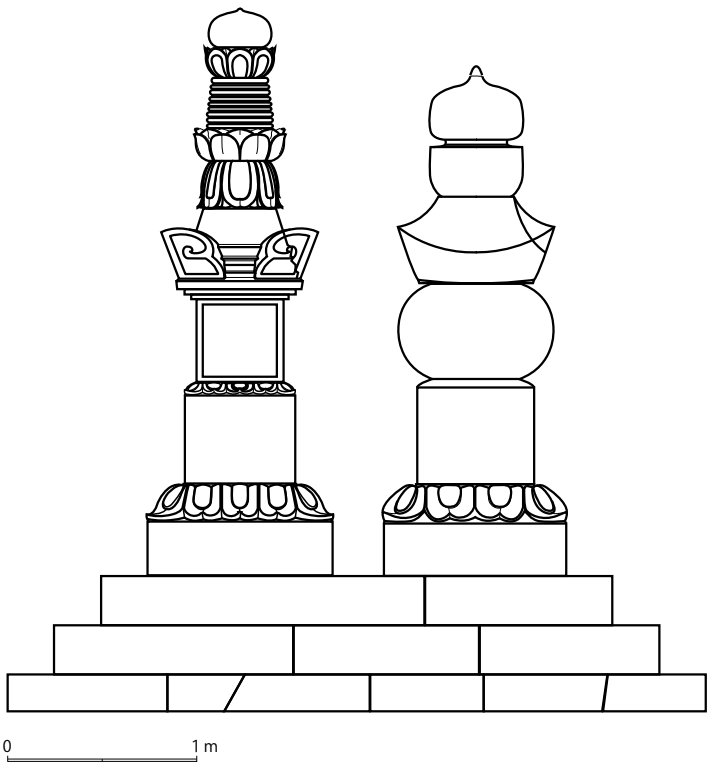

第 37 図　武田信玄百回忌塔

註

1　磯野治司　二〇〇三「個人銘板碑の紀年をめぐる一試論」『考古学論究』第九号
2　植松又次　一九七四「信虎と甲斐の美術工芸」『甲斐路』第二五号
3　畑　大介　二〇一〇「甲斐国の五輪塔と宝篋印塔を一対とする造塔法」『武田氏研究』第四一号

（磯野治司）

第二節　頼水廟について

①「石堂」と石廟様式

石廟内の石碑の銘文に記された「為建立石堂」から本報告書中では「頼水石堂」と表題して用いるべきと考えたが、今回の報告書中では「石廟」を用いた。この点について若干触れておく。

銘文中の「石堂」は、広義に霊の依代として祖先の影像（頂相）や位牌などを安置し拝するための建物や、あるいは古代末の仏堂、法華堂などのように遺骸埋葬地上に造営された墳墓堂や、中世の禅宗寺院に造営される昭堂あるいは開山堂などを含めた建物を総称するものであろう。そこで戦国期から近世初期の大名の墓の中で寛永一三年と比較的早い時期に没した伊達政宗の墓所を確認してみると葬地の上に拝所を設けるという一体型の墓所であり、拝殿と葬地を明確に区分した徳川将軍墓とは異なる様式となっている。一体型の墓所では地下の遺骸の上に拝殿を設け頂相や位牌を据え基本的にはそれに参拝している。このような参拝は儒教的な魂魄の考え方が根底にあるのではなかろうか。儒教では魂が依りつくところを廟としている点からこれを「霊廟」と同義と捉えた。そして頼岳寺廟は中国唐代に確認されている一つの建物の部屋を区切って先祖を祀る「同堂異室制」を採用しており頼水の廟は石製である点から「石の霊廟」＝「石廟」とした。従って石廟内に納められた五輪塔陽刻の碑は、霊が依りつく位牌と同義と考えた。なお、頼水の妻、貞松院の石廟の前には子である頼郷と頼長（頼泰）の奉献石灯籠があるが、その銘文内には「石室前」の文字が刻まれている。

碑を「位牌」と捉えることについては、頼水が臨済及び禅宗に帰依したことから推測すると中国禅に儒教的な祭祀様式を持ち込み、儒教の儀礼で用いる「櫝（とく）と神主（註1）」（図38）を日本的な理解に置き換えて「石廟と位牌」に表現したものではなかろう

かと考えている。

「石堂」という呼称は、管見で群馬県高崎地方の石造物の銘に多く散見できることも事実である（註2）。そして興味深いことはこれらの石造物は、大きさは違うものの様式、構造などは賴水石廟とほぼ同型式と認められそうである。また、この型式の石造物の造立年代を確認すると、ほぼ戦国期末期から近世初期に盛んに造立されていて興味深く、高崎周辺に集中するという特徴などから石工との関連も注視したい。

一五世紀前半から一六世紀前半の石廟様式が展開する背景には、渋川の白井城（赤城山西南地域）を拠点とした白井長尾氏や前橋の総社を中心に割拠した総社長尾氏の存在は重要であり、石造物の集中箇所が長尾氏の勢力範囲とも重なる点が見落とせない。一方、関東の戦国期の戦況が激しくなる中、特に一六世紀前半以降で後北条が小田原で滅びるまでの間は石造物の造立は減る傾向にあり、政変の影響が石造物の造立と連鎖している可能性を示唆しているものなのか今後の課題である。なお、賴水が賴岳寺を開基するにあたっては旧領である上州総社白井雙林寺から同寺十三世大通関徹和尚を迎えたとされており、総社地域の石造物と茅野を中心とした石造物の様式的な共通点は同地域における曹洞宗の教線拡張に連鎖したとも捉えられる点は今後注視する必要があろうと思う。以前、拙稿（註3）では曹洞宗の教線拡張に伴い宝篋印塔の基礎に位牌型の格座間を有する同型式宝篋印塔や石幢の造立が盛んになる点を指摘したことがあり、今回の近世期直前における石廟型式の分布状況からは同様な背景が考えられる点は、中世末期から近世初期における曹洞宗の宗教的な動向は今後注視すべきと思われる。このような点を補強する遺物として今回の賴水廟に祀られた永明院の宝篋印塔に着目してみた。

永明院殿の宝篋印塔基礎の左右に配された狭座間の文様（図39）に着目すると、北群

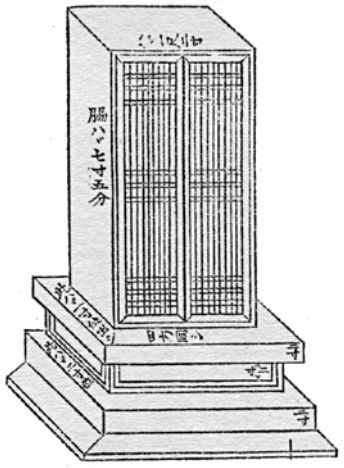

第38図　中江藤樹の櫝と神主

馬郡子持村空恵寺所在の石廟の花頭窓表現様式に類似している。このような事例は寺院あるいは宗派と一体となる石工集団の存在の可能性も示している。今回の文様は写しというような共通点は確認できないために、寺院に付属した石工の出吹というよりは、石工の移動やそれに伴う技術的な技の継承などが想定でき、石工の移動、技術の伝播などの問題を内包しており今後の課題といえる。さらに、興味深いことは、近世後半期における信州高遠石工の群馬県域へ展開は、既に指摘されている通りであるが、今回確認できた文様の様式的な共通点は、時期的に近世後期の高遠石工の展開に先立つ段階の事例であり、高遠と上州を結ぶ中間地点に位置する茅野市の地理的な条件や、当該期の政治的な背景、あるいはそれに伴う宗教的な動向と同調するかのような石造物の在りかたは注目したい。

諏訪家の変遷と併せて考えてみると、賴忠の武蔵、上野への転封、賴水が旧領に復帰するまでの道のりを物語っているのである。

②　五輪塔陽刻の位牌

賴水の石廟内に納められた碑は、中央全面に大きく五輪塔が陽刻されており、六㎝幅の右額部に「奉建立石堂為先考賴岳開基前因州太守昊窓映林大居士」と法名が刻まれ、左額部に「寛永十八重　光大荒落林鍾十卯烏右施主諏訪出雲守忠隣公敬白」と造立年月日と造立者が刻まれている。そして右法名部分及び左造立年月日（供養日）には金泥が施され、造立者名を示す「出雲守忠隣公敬白」部分は朱泥が施されている。この銘文中の「忠隣」は前述のように諏訪藩二代藩主忠恒であると考えられる。

銘文中の「先考」とは儒教的な表現であり、先に亡くなった父を示す表現で「賴水」を指している。

造立年に記された「重光　大荒落」とは「重光」＝辛、「大荒落」＝巳、「林鐘」＝「六月」、「十卯」＝一四と十干十二支の異名から読み替えることが出来る。干支の異名は中国の古典的な類語辞典とされる『爾雅』に基づくものと思われる。この古典的な辞典は、儒教の基本的な経書とされる『十三経』に認められるもので、日本では儒教の基本的な経書が明清期には広く流布しており禅宗がいち早く取り入れたとされている。このような経緯の中で後に触れる授戒の師である臨済宗慈雲寺一四世泰嶺禅師によって記された

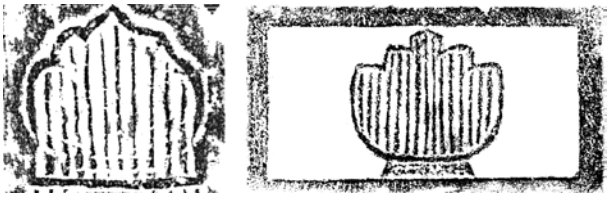

第39図　永明院（右）と空恵寺の格狭間

ものと思われる。

忠隣（忠恒）の造立した碑は、先に示した銘文から頼水の没年である寛永十八年正月一四日から約五ケ月後に造立されたことが分かる。

「五ケ月」の意味は、「服」としたか「忌」としたかは明確ではないが、喪に服し穢れを避けるために当時用いられていたいずれかの「服忌令」に従い造立されたものと思われる。

「服忌令（註4）」を見てみると実父が没した時の「服」は、家督を相続した者は「十三ケ月」間喪に服さなければならない、と規定しているのでこれからすると忠隣（忠恒）の場合は短い。天海が用いていた服忌令や儒者である林羅山が創ったとされる神祇服忌令の規定では、養父母が没した場合の服が「百五十日」と規定されており、忠恒の碑の内容に共通する。

忠隣（忠恒）は、諏訪家当主として諏訪社の祭礼、儀式執行と深く関わっていることを考えると、藩主でありながら司祭者の立場にあることが考慮され「服忌日」を短く読み替えて用いた結果がこの碑に刻された一五〇日であったのではなかろうか。

第三節　温泉寺の鉄塔について

①　諏訪家再興と「鉄塔」について

上之坊如法院内陣にあったとされる神体「石造鉄塔」は、慶応四年一〇月二八日夕刻人目を避けるようにして車で菩提寺である温泉寺に移設され、取り壊されることから遁れ今日に至っている。

『新編明治維新神仏分離史料』第5（昭和五八年）の中で梶尾順敬は「長野県‐信濃諏訪社神仏分離事件調査報告」をまとめ、諏訪社「如法院」の項目で「鉄塔」の機能や歴史を解説するなかで、鉄塔は、古くは源頼朝による修造があったことや「織田信長の放った戦禍によって焼失したが近世に上宮の社人による忠節で諏訪忠晴（三代藩主）によって再興された」という口伝を記した。

また、久保田収は「中世の諏訪社・七　鉄塔と諏訪流神道（註5）」の中で松本藩によって編纂された『信府統記』（享保九年刊）を紐解き鉄塔について「昔は鉄塔であったが戦禍によって今は石造になったが、古の名である「鉄塔」の名称で呼称されている」、という箇所に着目した。加えて鉄塔に記されているという銘文として次の銘を示しているのでここで参考に挙げておきたい。

【参考　「鉄塔」塔身銘文】

「昔日鉄之宝塔、咸持粉逸、今穿石磨研、石者鉄母、孝甚、其揆不遠、
鉄者石児、情愈深、闕交相親」

以上のように、鉄塔に刻された銘文は、指摘の通り『信府統記』に記されていた内容に通ずるところが読み取れ、以前は鉄製であったが紛逸してしまったため石によって造り替えられたが、「鉄塔」の有する本来の意味は全く変わらない、という認識が近世期にあったことを示しており、近世期も重要な位置づけがなされていた点が読み取れる。

そして鉄塔の石造塔への改変の年代として、鉄塔銘文最後を示し「寛永八辛未年諏訪出雲守平忠澄再興畢」（諏訪市史では「寛永八年辛未如意珠日　諏訪出雲守平忠澄再興畢　台嶺銘之」）と記されていることから「忠澄」が高島藩二代藩主「忠恒」としている。この点は、先に触れた梶尾の報告で示された三代藩主「忠晴」の再興とする点と違いがある。しかし忠晴の生年は、寛永一六年であることから考えると寛永八年の再興はありえないので、梶尾の何らかの錯誤と思われる。したがって鉄塔再興は久保田の示す通り、高島藩二代藩主忠澄（忠恒）によるとしたい。

また、忠澄（忠恒）が寛永八年に再興するとした場合は、忠澄（忠恒）が家督を継ぐのが頼水隠居による襲封であり寛永一七年（一六四〇）とされている。とすると忠澄（忠恒）は襲封以前に諏訪社の造営や再興に直接関与したことを示す資料となる。また重要な

【参考　鉄塔銘】

社保霊神　内含大湖三万
夫縞以
　真如法性　外注四海
誠哉天高地懸挙世視之仰之矣
昔日鉄之宝塔咸持粉逸今穿石磨研
石者鉄之母孝甚同異撥不遠
鉄者石之児情愈深其変相親
鞭石為羊者仙術之臻守哉
射鉄為虎老将軍之威羅哉
　厥　銘　曰
風吹不動無縫塔三躰分明現日輪
七軸収来没蹤跡君臣和睦共平

第40図　鉄塔古図と現在の鉄塔

点は、先に触れたとおり「鉄塔」の存在が古くから空海と徳一の論争があるように真言密教における「相承（註6）」を示す聖遺物としての教義的な位置づけがあったということである。鉄塔内には舎利が納められていたことを考えると舎利による「相承」、「舎利相承」の言説が諏訪家においても歴代受け継がれてきた可能性が高く、想像の域を出ないが、忠恒は鉄塔及びそこに納められた舎利の宗教における意味を十分に承知の上で、頼水からの相続の正統性を示すためにも自らが改めて重要視して石造による再興を行ったのではなかろうか。

そこで、なぜ二代藩主忠恒が鉄塔を再興したのであろうか。この点を考えてみたい。

②　二代藩主忠恒の「鉄塔」再興に込められた理念

鉄塔の存在は『神使御頭之日記』天文九年（一五四〇）八月一一日に神前の御鉄塔が大風に倒されるという災害の記録がありそこまでは存在が確かめられる（註7）。これ以前については、嘉禎四年年記の『諏方上社物忌令之事』に「上檀ニハ石之御座・多宝塔・真言秘密阿伽棚・七千余巻之一切経・如法擁護十羅刹女妙典ヲ守護給」。と記されている。上社の上壇に仏教信仰的なシンボルが存在したことが記されており、「多宝塔」あるいは「如法擁護十羅刹女妙典ヲ守護給」が「鉄塔」の可能性を示すとされており、その塔へ大乗妙典の奉納も行っていたことを示しているとされている。この嘉禎四年年記の『諏方上社物忌令之事』内容は、神長守矢満実が神域に新たに神仏習合を創出したことを示しており、その神仏習合のシンボル的存在として「鉄塔」が創りだされたと受け取れる。

鉄塔再興は、忠恒自身が先に示した密教教義における「鉄塔相承」の故事を知識として有しており、さらに神長守矢満実が鉄塔創出や如法経の守護によって創り上げた神仏習合による諏訪信仰の根幹を認識していたことが「鉄塔」再興につながったものと思われる。神長守矢満実の行った神仏習合は、神と仏を掌握することに意味があり、これらを信仰する民衆全てを手中にしたということに繋がっているのであろう。

このような宗教的な主導権は武田信玄が行った神社政策の中からも読み取れるので少し触れておきたい。

戦国期における信濃国内の諏訪社に対する崇敬は大きく、『守矢家文書』、『諏訪社御頭帳』、『諏訪上下社造営帳』などの記録から諸豪族など武者の尊崇を集めたことは明らかである。中でも武田信玄は、天文二年（一五四二）七月に諏訪頼重を捕え諏訪一帯を領有すると、天文一七年（一五四八）には諏訪社上社守矢神長官である頼信に対して安堵状と神長職を保証するなどして「悉く往古を守り、成敗せしむべし」として自らの守護

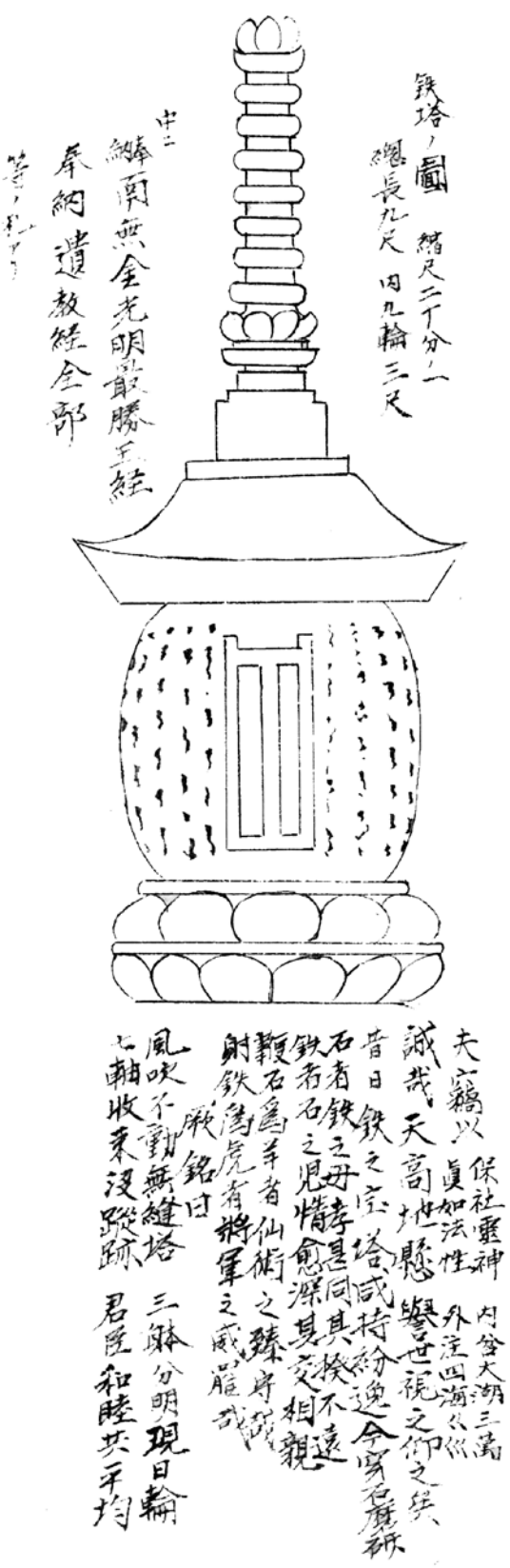

第 41 図　矢島数由氏実測の温泉寺鉄塔（図 40 写真参照）

第 42 図　大井俣窪八幡宮如法経塔

神として諏訪社を信奉したとされている。これは信玄の甲斐国の神社政策を見れば明らかであることが指摘されている（註8）ので確認してみたい。

信玄の神社政策は勤番制度が要にあった。具体的には永禄三年（一五六〇）府中八幡宮（府中元域屋町）に条目を発し普請役を免除する代わりに府中八幡宮の勤番祈祷を行わせる、というものである。このような勤番制度のねらいは、武田氏が荘郷の鎮守の禰宜を掌握することで在地の郷民たちを精神的に支配しようとするものであったという。中でもこの地域に伝統的に伝わる川除神事の儀礼は、領有内の川を渡御する祭礼であるが、その祭礼の中心的な社中を掌握することで川の流域を含めた広い地域を面的に支配したとされている。

持に甲府盆地東部地域においては、窪八幡神社、熊野権現、林部宮、石和八幡宮、一宮、二宮、三宮が存在する。中でも大井俣窪八幡神社を掌握するということは、甲斐国内最大の社領規模と社家を有する大社であり別当寺として上之坊普賢寺をも掌握することに繋がった。この別当寺は真言宗壇林七ケ寺の一つとして甲斐国最大寺院であったという。当時真言宗は多くの山伏、修験者、六部聖と密接関係し、山をよく知り尽くした専門的な集団あるいは宗教者集団を手中に収めていたことになり、寺をも掌握していたとされる。これを示すのが大井俣の窪八幡宮境内にある如法経塔（註9）（図42）ではなかろうか。山梨県史などで既に調査が行われておりその銘文から享禄五年（一五三二）、上之坊良舜の本願によって造立されたものであるとされている。神社内への如法経奉納は、神社と神宮寺あるいは別当寺という神仏の習合を示しており、武田信玄の宗教政策あるいは領有政策が先に見た神長守矢満実が創出した神仏習合の諏訪信仰の掌握に通じるところがあり、信玄が領有支配の基本を神長守矢満実に学び、信玄の政策から忠恒が学んだ如法経奉納を用いた宗教者集団の掌握を実践すべく鉄塔造立の再興が行われたのではなかろうか。

忠恒は、納経施設を神仏習合として取り込むことで廻国聖、山伏、修験者を取り込み、彼らの持つ廻国、遊行による地域伝達情報力を利用することで広域な領有支配を考えたものと思われる。古く頼忠の時代は大祝職と諏訪家は一系をなし、いかなる場合も郡境をこえて他出してはならずという祭事を司る家の定めがあった。しかし戦国末期の戦況はこれを許さず小田原出陣に際して頼水は大祝職を末弟頼広に渡すことになる。このような諏訪社を守る大祝職と諏訪家の一系の解体の危機を打開すべく、改めて諏訪社における祭祀の掌握を考えたのが忠恒だったのではなかろうか。諏訪大祝の現人神として在り様と一族の存続を図ったのではなかろうか。

忠恒の諏訪家再興に対する思いは、諏訪頼重が武田信玄との戦いで自刃するという屈辱的な経緯を考えると宿敵ではあったが、近世における諏訪家再興を果たすためには、武田信玄の諏訪社を取り込んだ領有支配の手法をプレモダン的な手本として用いる必要があったのではなかろうか。諏訪社と神宮寺という神仏を習合させた根幹に「鉄塔」再興を据えたものと捉えられないであろうか。

そして、再興という視点で改めて頼岳寺廟に目を投じれば、藩祖（中興の祖）というべき祖父頼忠と理昌院、そして父頼水を祀ることが諏訪家再興の理念にこそ必要不可欠の祭祀であったのであろう。

一方、三代忠晴は、大祝諏訪家の理念を受け継がなければならない立場ではあったが、関ヶ原以降は徳川家臣という組織に組み込まれ、これに従わざるを得なかった。「霊廟記」によれば頼岳寺廟は延宝七年五月に三代藩主忠晴によって修復されている。頼岳寺に頼水を石廟で祀ったのは二代忠恒で、忠恒は温泉寺に三代忠晴によって祀られたのである。そしてこれ以後忠晴は温泉寺を一族の墓所として定めたことで、頼水以来の諏訪家再興の夢がようやく叶ったということではなかろうか。

温泉寺における忠恒以降の藩主墓の型式は同型式で造立され、近世の諏訪家様式が三

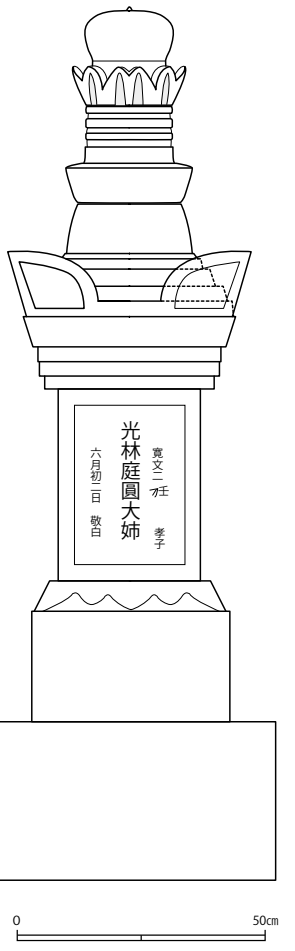

第 43 図　光林庭圓大姉宝篋印塔

代忠晴によって創出されたものであることが明らかである。このような意味からすれば、頼重自刃以来、諏訪家の再興を願い頼水、忠恒はその基礎を築きつつ志半ばで没したが三代忠晴が徳川家臣としての近世諏訪家を整えたといえるのである。

三代忠晴の藩主としての最初の大きな仕事がまさに二代藩主を温泉寺に祀ることであり改めて藩祖及び初代の廟所の修復であったのである。

最後になるが、参考として頼岳寺墓所の中に大祝家墓所とされる場所が数か所ある。そのうち、図43に示した寛文二年（一六六二）銘の光林庭圓大姉墓とされる宝篋印塔の相輪宝珠の部分の様式は、温泉寺多宝塔内に祀られた忠恒再興「鉄塔」のそれに類似しており、大祝家に関連した共通の石工の存在がある可能性を示す資料として注視したい。諏訪市史（註10）では、鉄塔の年代は、天正一〇年（一五八二）の織田信長上社焼討ちをもって破壊されたとしながらも、一方では鎌倉期くらいまで遡るとしている点が若干年代観に齟齬がありそうである。図43で示した頼岳寺墓所内の宝篋印塔の相輪部分の様式の類似性は、今後、鉄塔の年代を考えるにおいて注意しなければならないものと思うので改めて鉄塔の詳細な調査が必要となろう。加えて鉄塔の塔身に刻された銘文は針書きのように観察したが、この点は前述した灯籠銘に刻された「平」姓を改刻した「源」姓の手法に類似しているように観察した。

鉄塔の造立年代は、寛永八年に再興されこれに携わった石工が頼岳寺墓所の宝篋印塔を寛文期に造立したと考えても問題はないと思う。そしてその改刻の行為は、徳川への忠誠という位置づけにはなるが、一方では、国人領主としての諏訪家再興という視点からは、先祖回帰とは反対の行為とも解され、徳川の潮流に従わざるを得なかった忠晴の気持ちも複雑ではなかったろうか。

第四節　灯籠銘「平」姓から「源」姓への改刻

頼水廟前の奉献灯籠六基のうち、①の頼郷、②の頼泰。③の頼孚の奉献灯籠の銘文に改刻を確認した。現状では何れも文字を丸く削りその上から針書により「源」が記されている。本来は「平」氏が刻んであったものと思われる。なぜこのような改刻が行われたのかを若干考えてみたい。

頼水は慶長六年（一六〇一）に徳川家康によって旧領である諏訪を安堵されている。天正十年（一五八二）、本能寺の変の後、徳川家臣の酒井忠次、大久保忠世軍が頼忠に徳川方に就くよう迫るがこれを拒んだことで高島城が攻められた。この時、親交のあった北条氏直は援軍した。この恩を重視したのか、あるいは近世直前では信玄に攻められ諏訪頼重が自刃したことを考えると「源」姓は付け入れがたかったのではなかろうか。明確な要因は不明である。

先に示した神仏分離の調査報告資料（註11）を確認すると鉄塔の塔身には「寛永辛未年諏訪出雲守平忠澄再興畢」と示され「平」姓が使われていたことがわかる。それでは「源」姓を用いるのはいつごろからなのであろうか。文献資料をすべて確認したわけではないが、延宝期の墓所整備を考えると三代忠晴が幕府、徳川家に対して忠誠を誓う中で行われた行為ではなかろうか。

頼水は、晩年に日本臨済宗慈雲寺一四世泰嶺禅師に帰依し受戒している（註13）。そのような経緯の中で寛永一七年（一六四〇）に上諏訪の地に泰嶺禅師を迎え、日本臨済宗の根本的な法灯を創った関山慧玄一派の末寺として温泉寺を開基したとされている。そしてこの泰嶺禅師は開基に際して頼水を讃え「鶏旦記」（臨江山温泉寺所蔵・参考資料）を記す中で頼水の出自について「信州諏訪之太守平氏曹孫」と表している点は注目したい。近世初期、諏訪家は「平」姓を号していたものと思われる。このことが、頼水廟の前の奉献灯籠に認められる「源」姓への改刻に繋がっているものと思われる。当時、初代頼水および二代忠恒は「平氏」としての自覚を持っていたが、三代忠晴の代では「源」を用いている。これは徳川家康、秀忠も天正一五年（一五八七）には行賞で「豊臣」姓を下賜されたが後に「源」姓に改めた（註12）。このような豊臣政権から徳川政権移譲の中、「平」姓から「源」姓に改めることは、中央政権における大名統制政策において政治的編成の一員になったことを示しており、近世諏訪家の礎を築いたことにもなったのである。

前述した、諏訪頼水正室の貞松院石廟の前には頼水の子頼郷と頼長（頼泰）が奉献している。この二基の石灯籠には当初から「源」が刻まれていることから、源姓を名乗る時期についても時期が絞られそうである。

貞松院の没年が正保二年（一六四五）、頼郷の没年が寛文九年（一六六九）、頼長（頼泰）の没年が天和三年（一六八三）であり、さらに、頼水廟に献灯している頼孚の石灯籠がないことから、頼孚の亡くなった正保四年（一六四七）から頼長（頼泰）の亡くなった承応三年の間であることが分かる。

（松原典明）

註

1　大東出版社　一九三九「巻九　太田南畝著・祭儀略」『三十輻』（第一巻）
2　高崎市市史編纂室　二〇〇三『新編高崎市史 資料編』（近世石造物 墓石編）
3　松原典明　二〇〇六「戦国期の同型式石造物からみた宗教事情」『考古学の諸相‥

坂誥秀一先生古稀記念論文集』

4 林由紀子　一九九八『近世服忌令の研究 - 幕藩制国家の喪と穢』清文堂出版

5 久保田　収　一九七五「中世の諏訪社」『神道史研究』二三の五・六

6 山野千恵子　二〇〇五「鉄塔相承とは何か―真言密教の再構築への視座 -」『現代密教』第一八号

7 諏訪市　一九七六『諏訪市史』下巻　近現代

8 西田かほる　二〇〇二「武田氏の神社政策」（萩原三雄・笹本正治『定本・武田信玄二一世紀の戦国大名』高志書院）

9 山梨県　二〇〇四『山梨県史』資料編7　中世4　考古資料

10 諏訪教育会　一九六六『諏訪の近世史』

11 諏訪市　二〇〇五『諏訪市史』上巻　原子古代中世

12 註7に同じ

13 石井裕一郎　二〇一〇「中世後期京都における諏訪氏と諏訪信仰」『武蔵大学人文学会雑誌』第四一巻第二号

14 諏訪教育会　一九六六『諏訪の近世史』

矢野健太郎　二〇一二「「源姓」徳川家への「豊臣姓」下賜：秀忠の叙任文書の検討から」『古文書研究』七四

第五節　御霊屋前の奉献石灯籠の配置について

今回、高島藩主諏訪家墓所の調査で、御霊屋前の石灯籠について、実測調査を行った。御霊屋前には六基の石灯籠が建立されているが、その配置や石灯籠の形態について、前述した矢島数由氏の昭和九年での調査との齟齬が認められた。

御霊屋前石灯籠の配置は、現在では、右側に御霊屋に近いところから手前に、牛山勘

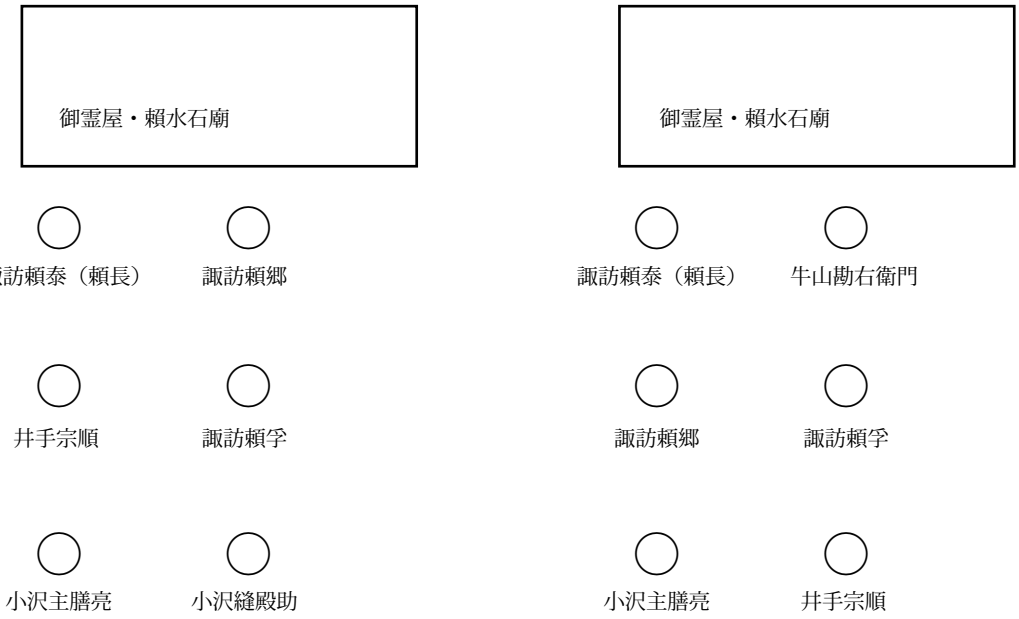

第 44 図　矢島数由氏調査時の石灯籠の配置 (左) と今回調査時の配置

【参考文献】

茅野市　一九八七『茅野市史』中巻・中世近世

山梨県　二〇〇四『山梨県史』資料編7　中世4別冊甲斐の中世石幢

笹本正治　二〇〇〇『鳴動する中世史』朝日新聞社

水谷　類　二〇〇九『廟墓ラントウと現世浄土の思想』雄山閣

名著出版　一九八三『新編明治維新神仏分離史料』第五巻

吾妻重二　二〇〇八「水戸徳川家と儒教儀礼」（関西大学アジア文化交流研究センター『アジア文化交流研究』第三

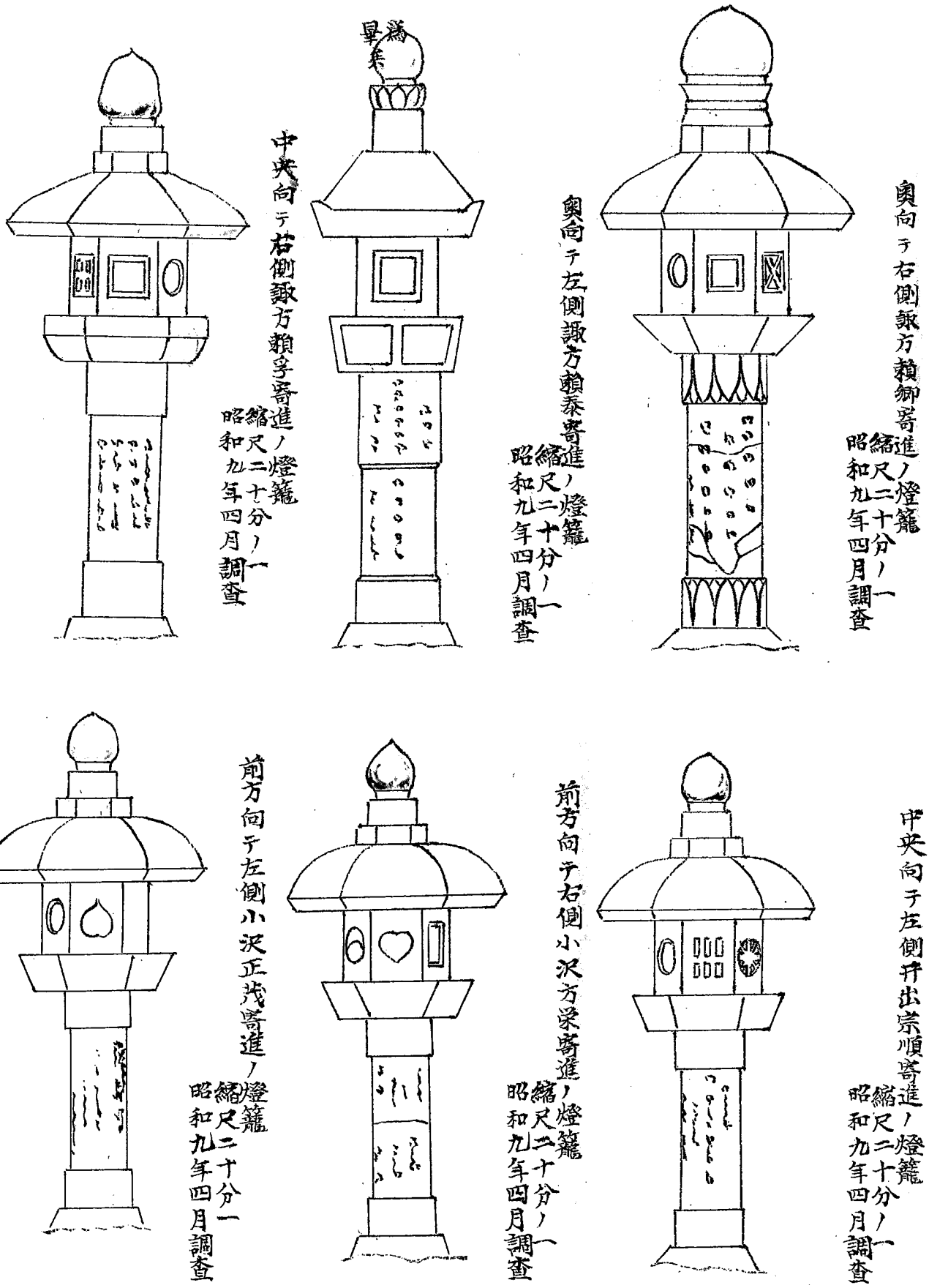

第 45 図　矢島数由氏の石灯籠実測図

右衛門、諏訪頼孚、井手宗順が奉献した石灯籠が並び、左側に諏訪頼泰（頼長）、次いで諏訪頼郷、小沢主膳亮が奉献した石灯籠が並んでいる。

ところが、矢島氏の記述によれば、奥向かって右側に諏訪頼郷、奥向かって左側に諏訪頼泰、中央向かって右側に諏訪頼孚、中央向かって左側に井手宗順、前方向かって右側に小沢方栄（竿の銘文は小沢縫殿助と藤原方栄）、前方向かって左側に小沢正茂（竿の銘文は小沢主膳亮と藤原正成）とある。なお、矢島氏の記述では「奥向テ右」。「中央向テ右」、「前方向テ右」などとなっている。奥を向いて、前方を向いてなどと解することもできようが、中央に向かってとなると位置が不明確であるため、それぞれ（石廟に向かって）「奥から向かって右側」、「中央向かって右側」、「前方向かって右側」との解釈をした。

前述のように、牛山勘右衛門の奉献石灯籠については、享保年間のものであり、後に移設されたものであることは明らかである。また、昭和九年当時にはあった小沢正茂（竿の銘文は小沢縫殿助と藤原方栄）奉献の石灯籠がなくなっている。賴岳寺の墓域内にある石灯籠の多くも倒壊したままとなっているが、同じように昭和九年から今日までの間に石灯籠の倒壊があって、組み直した際に位置も変わってしまったものと思われる。石廟建立当時の石灯籠の配置は、賴水の子の序列からしても、矢島氏の調査時の配置のほうが正しいものと考えられる。

こうしてみると、矢島氏が昭和九年に調査を行った時と同じままの位置を保っているのは、諏訪頼泰（頼長）、諏訪頼孚、小沢主膳亮の三基だけとなる。倒壊し、別の場所に建てられた頼郷の石灯籠は、倒壊の際の損傷が激しかったようで、中台の角が破損している。

次に、個々の石灯籠について、今回実測したものと、昭和九年に調査を行った矢島氏の実測図を比較する。

諏訪頼郷奉献石灯籠

今回調査した実測図と矢島氏のそれとを比較すると、基礎、竿、中台、火袋までは若干の相違はあるものの同じものを表現しているものと考えられる。中台の格狭間は表現されていない。

屋藍の表現については、先端に反りがなく、屋藍下部に垂木の表現がないなど違いがあるが、賴水の石廟にも用いられている表現であり、子の奉献石灯籠として相応しいものであり、実測の際見落としているのかもしれない。宝珠については、下部の請花の高さが異なっており、別の宝珠を載せてある可能性が高い。

中台の角に破損がみられるが、これについては割れ口の摩耗の程度から、昭和九年以後の倒壊による損傷と考えられる。なお、竿にも折れて接合した痕跡がみられるが、これについては矢島氏の実測図にもその痕跡が記されていることから、昭和九年以前の修復である。

諏訪頼泰（頼長）奉献石灯籠

基礎から屋藍までは、若干の相違はあるものの、忠実に表現しているものと考えられる。宝珠については、下部の請花と屋藍を繋ぐ部分の高さが異なっている。部分的に違うものが組み合わされている可能性もある。

諏訪頼孚奉献石灯籠

屋藍の表現に若干の違いがみられるが、平成九年当時のままであると考えられる。

井手宗順奉献石灯籠

今回の調査では、円柱状の竿の上に四角型の中台、火袋、屋藍が乗っていたが、矢島氏の実測図では、すべて六角型が描かれている。何らかの事情で石灯籠が倒壊した際に、別の石灯籠のものが乗せられてしまったのであろう。

小沢正茂（竿の銘文は小沢主膳亮と藤原正成）奉献石灯籠

中台の格狭間が描かれていないこと、屋藍先端の反りが描かれていないことなど相違も見られるが、火袋の透かしなどはそのままであり、宝珠の大きさや形も同じであることから、昭和九年当時のものが残されていると考えられる。

小沢方栄（竿の銘文は小沢縫殿助と藤原方栄）奉献石灯籠

今回の調査時点で廟所内からは失われてしまっている石灯籠である。縫殿助とは小沢正栄で主膳亮の子にあたるので、親子二代で奉献していることになる。主膳亮奉献石灯籠とも藤原性の者との連名となっているが、藩譜私集にある藤原性の人物に両名の記述がなく、小沢家とどのような関係であったのかは不明である。

矢島氏の石灯籠の実測図について、蕨手のある賴泰（頼長）の石灯籠を除いて、屋藍はすべて山形に描かれ、反りが見られない。屋藍について、実測することなく、同じ図をコピーしたかのような印象を受ける。宝珠については多少形を変えて描かれており、賴水の石廟や賴忠・理昌院の五輪塔と宝篋印塔など、今回の実測図とほとんど変わらない精度で描かれていることを考えると、積み変えられている可能性も否定できないが、石灯籠をそれほど重要視していなかっただけなのかもしれない。

（小林深志）

まとめ

今回の高島藩主諏訪家墓所の調査は、当初、廟所の調査のほか、頼岳寺墓所の地形測量を行うだけの予定であった。しかし、頼水石廟が御霊屋の天井に覆われていて上部の実測図が作成できず、関連する諏訪市貞松院の石廟調査、さらに諏訪市江音寺の家老千野家墓所にも調査を拡大していった。これらの調査は石造文化財研究所諸氏の協力によるものである。

頼水の石廟は、前述のように宝形造りの屋根の頂部に載る露盤と宝珠部分が、御霊屋の天井によって覆われていたため、実測が不可能であった。そこでこの部分に関しては、諏訪市の貞松院に所在する同形式の正室の廟の実測を行い、その図から復元的に頼水廟に合わせて図示した。現在は天井裏へ入れる構造となっていないためのやむを得ない処置であったが、御霊屋の修理などの機会があれば、ぜひ再実測を行いたい。

高島藩初代藩主と両親の廟所は、廟所を囲む石垣に崩落している箇所一部あり、その崩落した石には石灯籠の屋藍が混じっている様子が見受けられた。また、御霊屋内に石灯籠の火袋が置かれ、塔婆が置かれていた。整備にあたってはこうした点も配慮しなければならない。

廟所周辺にめぐらされた木柵と入り口の門については、明らかに新しい時代の建築であり、すでに根元が腐るなど修復が必要である。このため、今回は門の実測は行ったものの、調査の対象から外し、報告書への掲載を見送った。また、史跡の構成要素とは考えていながら、寺の記録により建築年代が明らかになれば、その段階で考えていきたい。

今回の調査は、廟所と周辺の一部の調査にとどまったが、頼岳寺の墓所は広く、高島藩家老であった諏訪二の丸家の墓所や、家臣団の墓地も多数見受けられる。諏訪市温泉寺が、藩主と子女や側室など、一族だけで占められている墓所の構成と大きく異なっている。頼岳寺墓所のあり方は、江戸時代初期の藩主と家臣団の繋がり・関係などのわかる良好な資料であることから、今後、広範囲な調査を行う必要性がある。

その廟所周辺の家臣団の墓所は、墓石が埋もれ、石灯籠の多くも倒れた状態にある。今回の調査で、墓所内の石造物の配置について地形測量図に落とす作業は行ったが、被葬者を特定するような悉皆調査を行うまでに至らなかった。こうした墓所の調査も、今後必要になってくるものと思われる。

廟所内の石灯籠の調査では、今回の調査と昭和九年に行われた矢島数由氏の調査とでは石灯籠の配置が換わっていたり、別の部材で組み直されたりしていた例も見受けられた。こうした例でも明らかなように、倒壊した石灯籠などは、復元が非常に難しい。整備を行う機会があれば、身近な部材で組み直すのではなく、個別の部材の調査を行ったうえで、正確な組み合わせと位置を探る作業が必要である。

頼岳寺墓所内の石灯籠の多くが倒壊していることについては既に述べたが、いつ倒壊したものであろうか。諏訪頼郷の奉献石灯籠も竿に破損後の修復の痕跡がみられたが、矢島氏が調査した昭和九年の実測図にも修復痕が記載されていた。このことから、それ以前にも倒壊した事実は認められる。しかし、少なくとも明治になってからも旧藩主忠誠から頼岳寺に毎年寄進があったことを考えれば、頼岳寺によってある程度廟所周辺の景観や石灯籠の配置は保たれていたと考えられ、矢島氏の記載した配置が石灯籠建立当時のものである可能性は高い。それが廟所だけでなく、墓所全域にわたって多くの石灯籠の倒壊が認められる事実から、昭和一九年（一九四四）の昭和東南海地震による被害とも想像できる。戦時下であり、被害状況なども軍事機密として統制されており、資料も少ないが可能性として挙げておく。

史跡指定の経過

高島藩主諏訪家墓所は、茅野市頼岳寺に初代頼水とその両親の墓があり、これを覆う御霊屋とそこに奉献された石灯籠周辺が「諏訪氏頼岳寺廟所」として昭和四七年一二月二六日茅野市史跡に指定されている。

この廟所を諏訪市温泉寺にある二代藩主以後の墓所と共に国史跡指定を行いたいとの申し出が、平成二四年四月に諏訪市教育委員会よりあり、以後五月には文化庁文化財部記念物課三宅克広文化財調査官が来茅し、今後について指導を受けている。その後、平成二五年四月には中近世に詳しい滋賀大学中井均先生も頼岳寺を訪れ、頼岳寺廟所の特殊性について、ご指導をいただいた。

平成二六年には、文化庁文化財部記念物課浅野啓介文化財調査官も来訪され、どのような調査を行えばよいかの具体的な指導をいただいた。これを受け、八月に諏訪に法要で訪れた現諏訪家当主にもお会いし、廟所の調査について説明をするとともに、御霊屋内への立ち入り調査もお願いし、了承を得ることができた。そこで、長野県教育委員会や諏訪市教育委員会とも協議を重ねながら、具体的な調査方法や史跡指定にあたっての具申までのスケジュールについて調整を重ねてきた。

実際に調査を開始したのは、平成二七年度になってからである。廟所を管理する頼岳寺や諏訪家に調査を行うに当たっての承諾をいただき、廟所内の石塔類の実測調査につ

いて契約行為を行ったのは七月末、詳細地形測量調査の契約行為を行ったのは八月になってからであった。特に石塔類の調査については、東京の研究者へ委託して行ったため、数日ずつ何回かに分けての調査となった。その間、東京外国語大学吉田ゆり子先生、立正大学名誉教授坂詰秀一先生にも現地にて指導をいただいた。

報告書の作成は、平成二八年度事業として行った。また、御霊屋の木組み図、伏せ図等の図面を作成するための委託事業と石塔類の実測図の補足測量も行っている。

諏訪氏頼岳寺廟所は諏訪市温泉寺にある高島藩主墓所と共に「高島藩主諏訪家墓所」として平成二八年七月に国史跡指定のための意見具申を行い、一一月に国の文化財審議会により答申を受け、本年二月九日に告示された。

今回は廟所周辺の調査にとどまったが、頼岳寺の墓所は広く、高島藩家老であった諏訪二の丸家の墓所や、家臣団の墓地も多数見受けられる。こうした墓所の調査も今後必要になってくるものと思われる。

調査にあたっては、廟所を管理する頼岳寺住職岸田栽華様をはじめ、多くの方にご協力をいただいた。ここに感謝申し上げます。

（小林深志）

写真図版

図版一

1　賴岳寺山門

2　本堂脇を廟所に上る石段

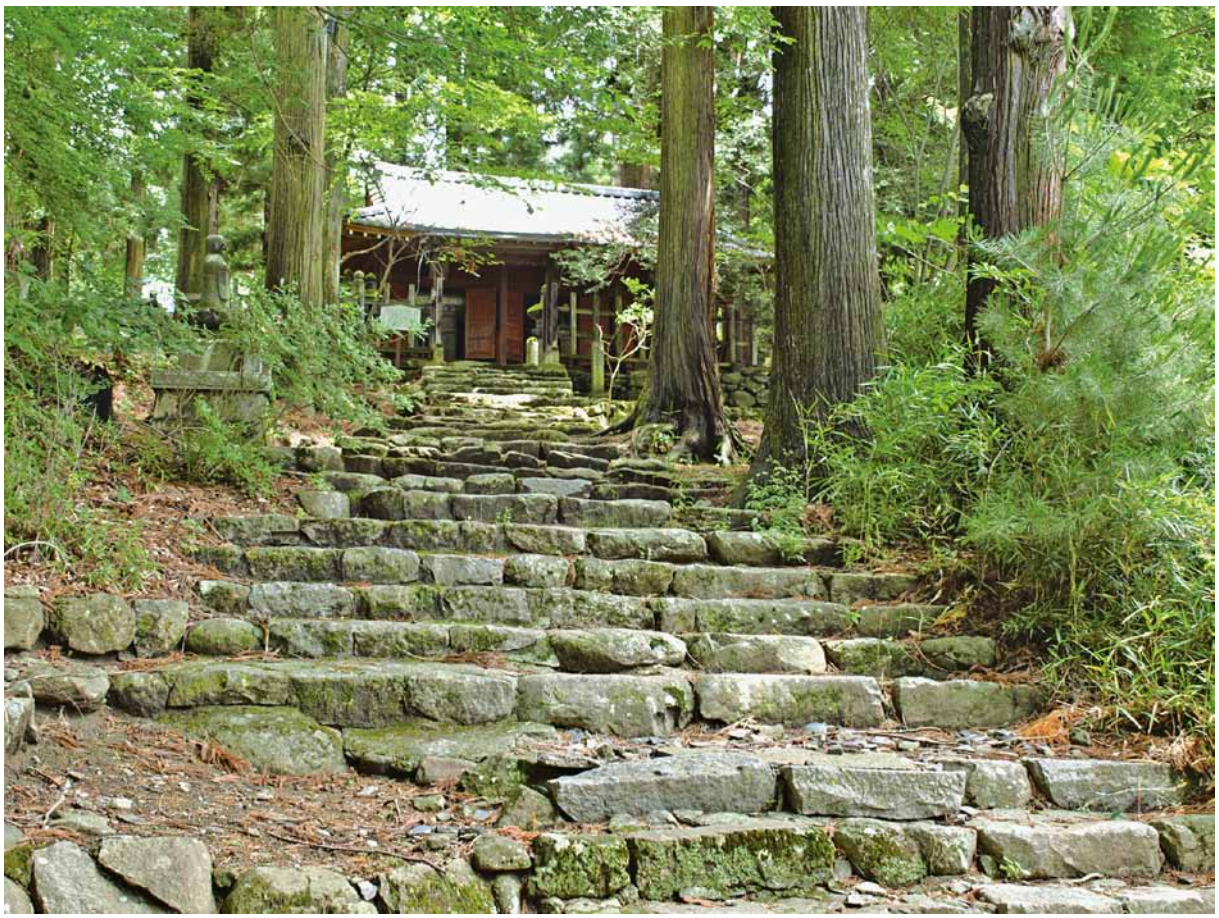

1　廟所遠景

2　廟所近景

1　御霊屋全景

2　頼水石廟

1　永明院石塔

2　理昌院石塔

図版五

3　頼孚奉献石灯籠

2　頼泰奉献石灯籠

1　頼郷奉献石灯籠

6　牛山甚右衛門奉献石灯籠

5　井手宗順奉献石灯籠

4　小沢主膳亮奉献石灯籠

廟所内石灯籠

1　頼孚墓石

2　正保院殿石廟

1　證盛院殿墓石と石灯籠

2　楓月院殿墓石と石灯籠

1　貞松院殿石廟と石灯籠

2　梅香院殿石廟と石灯籠

図版九

1　江音寺墓所遠景

2　江音寺墓所近景

国史跡　高島藩主諏訪家墓所
上原頼岳寺高島藩初代藩主廟所調査報告書

平成二九年三月一五日　印刷
平成二九年三月二三日　発行

編集　茅野市教育委員会
発行　長野県茅野市塚原二丁目六番一号
印刷　永明社印刷所